北海道議會時報

附圖書目錄追錄1

第5巻 第7號
昭和28年7月

北海道議會事務局

北海道議会時報第5巻第7号(昭和28年第2回定例道議会)

第7號目次

議會の動き

第二回定例道議會……一
本會議
常任委員會……一六
特別委員會……二七
豫算特別委員會
電源開發對策特別委員會
決議、意見書……二九
請願、陳情……四

會合

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會……三三
第七回全國議長會地方制度調査委員會……三三

資料

七月分暫定豫算……三四
二十八年度豫算案（國）……三四
修正地方財政計畫……三八
地方財政平衡交付金七月概算交付額……四一
二十八年度地方財政平衡交付金に關する意見……四三
「地方公共團體の種類、機能、規模、性格等に關する問題の考え方」に對する意見（全國都道府縣議長會）……四四
二十八年度義務教育費國庫負擔金問題……四六
北海道防寒住宅建設等促進法（成立）……四八
スト規制法案……五〇
公立學校施設費及び危險校舍改築費の一部負擔法案……五一
町村合併促進法案……五三
地方公共團體の負擔金の納付の特例に關する法律案……五五
自治大學校設置法案……五五
農業機械化促進法案……五七
凍霜害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案……五七
中小企業金融公庫法案……五八
消防施設強化促進法案……五九
青少年問題協議會設置法案……六〇
二十八年度道費歳入歳出豫算現計表……六二
二十八年度全國都道府縣特別會計豫算調……八〇
二十六年度全國都道府縣歳入出決算調……七一
（一般會計、議會費、特別會計）
全國都道府縣議會請願、陳情集計表……六九

雜錄

地方行政疑義問答集……八二
報道から拾う……八六
その後の國交回復狀況
MSA援助
米國のMSA援助の近況
二十七年度國民所得五兆二千百億圓
千歳の特殊貿易業認證條例
日本貿易の現狀
八十年間の物價指數

圖書室便り

六月のメモ

圖書目錄追錄一號

表紙カット
星座
渡邊正朗

議會の動き

K.U

第二回定例道議會

第二回定例道議會は、六月八日開會、昭和二十八年度北海道費歳出更正豫算外四十四件上提、三十七件を原案可決、四件を同意可決、一件を修正可決、一件を承認可決一件を否決して、同月二十四日拂曉閉會した。

本會議

○六月八日 午後二時五十五分、蒔田議長第二回定例道議會の開會を宣し引續き開議（豫め時間延長）まず議員の所屬變更に伴う議席の變更指定會議錄署名議員の指名、諸般の報告の後、議長より去る四月一日逝去された元道會議員渡邊秀次君、四月三日逝去された元道會議員秋山常吉君四月九日逝去された元道會議員松實喜代太君、五月十五日逝去された志賀智君に對し弔詞を贈呈、哀悼の意を表した旨を報告、更に去る五月二十三日發生した江別町の大火については同町に出向、見舞金を贈呈した旨を報告して、午後三時一分、一旦休憩、午後六時十分再開、**日程第一議案第一號乃至第三十二號、報告第一號及び第二號を議題とし知事より提案理由の說明を聽取**、議案第三十號及び第三十一號については議長より人事委員會委員長に對し意見を求めた旨を報告、次に議會は議案調査のため明九日及び十日の二日間休會について諮り、異議なくそのことに決して、午後六時二十三分散會。

第二回定例會に知事から提出のあつた議案

議案

提出月日	番號	件名	議事經過
六、八	一	昭和二十八年度北海道費歳出更正豫算	六、二三原案可決
同	二	昭和二十八年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	六、二三修正可決
同	三	昭和二十八年度北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算	六、二三原案可決
同	四	昭和二十八年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出更正豫算	同
同	五	第五〇四回北海道起債に關する件	同
同	六	第五〇五回北海道起債に關する件	同
同	七	北海道起債議決變更の件	同
同	八	一時借入金の件	六、二四原案可決
同	九	オホーツク海暴風浪及びカムチヤツカ沖地震による漁業災害復舊資金の融資に伴う損失補償に關する豫算外義務負擔の議決變更の件	同
同	一〇	北海道立性病病院條例の一部を改正する條例制定の件	同
同	一一	北海道家畜商營業取締條例を廢止する條例制定の件	同
同	一二	北海道地方競馬賓施條例の一部を改正する條例制定の件	同
同	一三	北海道地方競馬登錄條例の一部を改正する條例制定の件	同

知事説明要旨

ここに議題となりました昭和二十八年度北海道費歳出更正豫算案その他につきましてその大要を御説明申上げます。

御承知の如く國の本豫算が未だ成立いたしておりませんため年度内における財政全般の見透しをつけますことは、現段階においては困難の實情にありますので今回は主として前年度繰越事業費並びに國庫支出金、起債等の特定收入を伴う經費及び當初豫算成立後に生じた緊急差措き難い經費に限り措置いたした次第でありまして、豫算の總額は、

普通會計	八億三千七百五十八万圓
特別會計	三百七十万圓
合計	八億四千百二十八万圓

となるのであります。

以下普通會計の歳出の主なものについて前年度繰越事業費から順次申上げます。

今回計上いたしました繰越事業費は、二億八千三十七万圓でありまして、この主なものといたしましては、

耕土改良施設費	五百万圓
工業試驗場における燃料化學工業試驗費	二千二百五十六万圓
中小工業振興對策費	五百七十五万圓
魚田開發施設費	三百二万圓
治山事業費	二千七百六十三万圓
港灣簡易工事費	二百九十一万圓
農地調整費	二百九万圓
土木機械整備費	二千五百万圓
灌漑排水事業費補助	七百七十二万圓
災害土木復舊費	六千万圓
土木現業所費	六百七十一万圓
廳舍増築及び議事堂仕上げ工事費	二千二百五十七万圓
地方勞働會館建設費補助金	三百万圓
震災對策費	二百十四万圓

同	一四	北海道建築用ブロック品質保全條例制定の件	同	
同	一五	建築審査會委員選任について同意を求めるの件	六、二四同意可決	
同	一六	財産の取得に關する件	同	
同	一七	北海道健康保險及び船員保險冬季療養擔當手當審議會條例制定の件	六、二四原案可決	
同	一八	北海道職員定數條例の一部を改正する條例制定の件	六、二三原案可決	
同	一九	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔に關する議決變更の件	六、二四原案可決	
同	二〇	北海道立高等學校建築に關する豫算外義務負擔に關する件	同	
同	二一	北海道文化財專門委員條例制定の件	同	
同	二二	北海道港灣及び沿岸水域の工事及び作業取締條例の一部を改正する條例制定の件	同	
同	二三	主要農作物種子法の實施に關する條例の一部を改正する條例制定の件	同	
同	二四	北海道文化財保護條例制定の件	同	
同	二五	晋更村及び風連村を町とする件	六、一一原案可決	
同	二六	北海道小樽道税事務所條例制定の件	六、二四原案可決	
同	二七	北海道税條例の一部を改正する條例制定の件	同	
同	二八	運送業に對する事業税の減額に關する件	同	
同	二九	標茶町、余市町、江別町の火災被害者に對する道税の減免に關する件	同	

傳染病豫防費　三千八百万圓
高等學校整備事業による校舍增築費　一千九百三十三万圓
をそれぞれ追加いたしますとともに、北海道社會福祉館設置費として
繰越分　一千七百二十五万圓に
寄附金　一千二百七十五万圓
を合せて
三千万圓
を、計上しました。消防學校建築費として、
繰越分　六百六十一万圓に
寄附金　百十一万圓
を合せて、
七百七十二万圓
を今回追加計上いたした次第であります。
次に國庫支出金、起債、寄附金等の特定收入を伴う事業といたしましては、
水稻及び大豆の採種圃設置費補助並びに玉蜀黍及び馬鈴薯の原種圃設置委託料等の優良種苗生產普及費　一千六百三十三万圓
水稻保溫折衷苗代設置補助　六百八十八万圓
亞麻特設採種圃設置費補助　二百八十万圓
輸入甜菜種子購入費補助　百万圓
農業共濟組合育成費補助　九百三十万圓
主要食糧集荷促進費　三百万圓
保安林調査委託費　百八十九万圓
水產試驗場における對馬暖流系水域の開發のための試驗調査費　三百六十二万圓
開拓建設事業費　八百二十九万圓
農業機械整備費　四千万圓
道路局部改良費　四百八十一万圓
道路舗裝費　一千二百九十八万圓
永久橋架換費　百万圓
土木機械整備費　一億圓
本年度融雪災害に伴う土木復舊費　六千万圓

同	三〇	北海道職員の昭和二十八年六月に於ける期末手當支給に關する條例制定の件	六、一四 原案可決	
同	三一	北海道學校職員の昭和二十八年六月に於ける期末手當支給に關する條例制定の件	同	
同	三二	北海道知事等に對する昭和二十八年六月に於ける期末手當支給に關する條例制定の件	六、二四 原案可決	
六、一九	三三	北海道人事委員會委員選任につき同意を求めるの件	六、二四 同意可決	
同	三四	北海道人事委員會委員選任につき同意を求めるの件	同	
六、二三	三五	昭和二十八年度北海道費歳入更正豫算	六、二三 原案可決	
同	三六	第五〇六回北海道起債に關する件	同	

報告

六、八	一	專決處分報告の件	六、二四 承認可決
同	二	同	報告

議員から提出あつた議案

會議案

六、二三	一	北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例制定の件	六、二四 原案可決

決議案

六、二四	一	千島列島、齒舞諸島及び色丹島復歸要望決議	六、二四 原案可決
同	二	教職員の定數及びその配置並びにこれに伴う教育行財政の實態調査に關する決議	同
同	三	北海道門別町並びに大島村離島周邊の米駐留軍演習地接收反對決議	六、二四 否決

港灣災害復舊費　一千八百六十八万圓
ブロック品質保全條例の施行に伴う經費　百十五万圓
保健所新設費　九百万圓
精神病院費　百十七万圓
消費生活協同組合設備資金貸付金　四百九万圓
中共引揚者受入援護費　百四十七万圓
母子相談員増員に伴う經費　百九十四万圓
松前外四町村立全日制及び定時制高等學校の道への移管に伴い必要とする經費　二千九百九十万圓
札幌南外十高等學校教室増築費　一千八百万圓
旭川工業及び士別高等學校災害復舊費　一千七百万圓
教員保養所災害復舊費　一千万圓
道立體育館建設費　一億圓
第九回國民體育大會競技用具費　六百四十七万圓
同組織委員會費及び競技團體指導費　五百十万圓

をそれぞれ追加計上いたしました。

次に當面緊急措置を要する經費といたしましては、

八月下旬開催豫定の農業改良普及員大會費　百十万圓
同じく八月中本道において開かれる日本土壤肥料學會外三學會開催費の補助金　百二十万圓
種牡馬購入助成費　七百六十万圓
第九回國民體育大會競技場施設費　一千八十六万圓
千島齒舞諸島返還懇請費國民大會交付金　七十万圓
アッツ島戰歿者慰靈祭等の經費　九十二万圓
災害救助費　四百三十九万圓
健康保險及び船員保險冬季療養擔當手當審議會費　五十万圓
勞働醫學心理學調査費　百三十二万圓

をそれぞれ追加計上いたしますと共に、さきに道廳費において一括減額修正をみました旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費及び備品費につきましては、議決の主旨に鑑み純道費をもつて支辨する各事業費目にそれぞれ追加更正するの措置を講じた次第であります。

請願・陳情

① 第二回定例道議會において、各常任委員會に付託された請願、陳情並びに審査の結果はつぎの通りである。

請願

文書番號	件名	請願者	付託委員會名	審査の結果
118	結核後保護施設を帶廣市に設置の件	帶廣市議會議長外一名	民生	繼續審査
119	奥忠別發電所建設反對の件	東川村長　外一名	商工	同
120	大雪山觀光自動車道路開さくの件	上川町長　外一名	土木	同
121	町村道ニセコアンベツ線架設の芙谷橋架替工事に對し道費補助の件	狩太町長	同	同
122	小清水町制施行の件	小清水村長	總務	同
123	教職員定員増加の件	小樽市汐見台中學校PTA會長	文教	同
124	日高地方暴風害による營農對策の件	日高水害對策本部長外一名	農務	採擇
同	四　北海道門別町並びに大島村離島周邊の米駐留軍演習地接收反對決議	同	六、二四原案可決	同

意見案

六、二四	一	義務教育學校施設整備促進に關する意見書	六、二四原案可決	同
同	二	日中貿易促進に關する意見書	同	同
同	三	自作農維持制度の強化に關する意見書	同	同

以上は普通會計の歳出について申上げたのでありますが、これに見合う歳入といたしましては

國庫支出金	八千三百八十一万圓
前年度繰越金	二億八千三十七万圓
使用料及び手數料	六百五十万圓
負擔金	百八十四万圓
財産收入	一千三百十五万圓
寄附金	六千九百四十万圓
雜收入	一億三千四百五十一万圓
起債	二億四千八百万圓

をそれぞれ見込んで收支の均衡を圖つた次第であります。

次に特別會計についてでありますが、まず道有林野事業費會計において、四百三十二万圓を追加いたしましたのは、産物調査のための前年度からの繰越事業費五十五万圓及び美深林務署附屬製材工場の施設整備費三百七十七万圓を計上いたしたのであります。

また、母子福祉資金貸付事業費會計において、六十二万圓を減額いたしましたのは中央の方針により貸付事務費百五十万圓を、普通會計に計上することとし、これを本會計から減額いたします反面一時借入金利子八十八万圓を新に計上いたしたのによるのであります。

次は北海道職員定數條例の一部を改正する條例案についてでありますが、本道教育の充實强化を圖りますため、北海道教育委員會と慎重協議の上、小學校において四百七十名、中學校において百九十名、高等學校において四十六名をそれぞれ增員いたすことといたした次第でありますが、なおこの經費につきましては、中央と折衝の上財源の確保を圖り、なるべく早い機會に豫算措置いたしたい所存でありますので、何卒御了承を煩わしたいのであります。

また、高等學校におきましては、只今申述べました教職員の增員の外に町村立高等學校の道への移管に伴う教職員百四名を、また、定時制高等學校においては、同樣の事由より二十一名をそれぞれ增員することといたした次第であります。

次に河東郡哲更村及び上川郡風連村を町とすることについてでありますが、兩村を町とすることにつきましては、村民の强い要望にもとづき村議會において滿場一致の議決を經て、道に申請があつたのでありまして、それぞれの實態について調査いたし

125	日高地方暴風雨による土木施設復舊對策の件	同	土木	繼續審査
126	日高地方暴風雨による農地流失對策として國有林開放の件	同	林務	同
127	日高地方暴風雨災害開拓農家に對し營農資金の年賦償還支拂猶豫並びに稅の減免の件	同	農開	採擇
128	日高地方暴風雨被害町村に對する特別平衡交付金の交付並びに長期短期融資の件	同	總務	同
129	釧勝線鐵道敷設の件	白糠町長　外二名	土木	繼續審査
130	白糠町市街地—本別町間及び白糠町庶路市街地—茶路原野二肢間道路の改良並に開さく工事施行促進の件	同	同	同
131	白糠町市街地を通過する札幌—根室線地方費道の側溝工事施行の件	同	同	同
132	白糠町所在地方費河川庶路川及び茶路川改修促進の件	同	同	同
133	白糠漁港改修擴張工事完成促進の件	同	水産	採擇
134	道立釧路保健所厚岸支所を保健所に昇格の件	厚岸町長	衞生	同
135	白糠町に濃霧地帶農事試驗場を設置の件	白糠町長	農務	繼續審査
136	留萌支廳の位置變更の件	羽幌町長外十三名	總務	同
137	石炭手當及び寒冷地給に對する免稅措置の件	國鐵勞組札幌支部執行委員長外六名	同	採擇
138	校舍增築に對し道費補助の件	學校法人天使學園理事長天使女子短期大學長外三名	同	繼續審査
139	東瀬棚村町制施行の件	東瀬棚村長外一名	同	同
140	中川村に道立診療所設置促進の件	中川村長	衞生	採擇

ましたところ、いずれも町としての要件に關する道條例に定める諸要件を具備いたしておりますので適當と認め、ここに提案いたした次第であります。

以上は提出案件の主たるものについて概要を申上げたのでありますが、なお詳細につきましては御質問に應じ私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたす次第であります。

○六月十一日　午後二時五十八分開議、豫め時間を延長、諸般の報告の後議事に入り、日程第一議案第一號乃至第三十二號、報告第一號及び第二號中議案第二十五號を議題とし、同議案は質疑を省略して直ちに總務委員會付託について諸り、異議なくそのことに決定、一旦休憩、午後五時四十四分再開、諸般の報告の後、立原總務委員長（自）より議案第二十五號について委員會における審査の經過及び結果について報告があり、これを諸つて委員長報告通り原案可決に決し、午後五時四十九分散會。

○六月十二日　午後二時五十四分開議、諸般の報告の後、豫め時間を延長して午後二時五十四分一旦休憩、午後六時三十七分再開、議事の都合により本日の會議を終了する旨を述べて、午後六時三十八分散會。

○六月十三日　午後二時三十四分開議、諸般の報告の後、豫め時間を延長して一旦休憩、午後十時五十二分再開、諸般の報告の後議事に入り、井川副議長より森川議員（社左）外二十五名より提出せる**議長不信任の決議案を議題**とし、提案者森川議員（社左）より趣旨辯明があつて、午後十一時一分暫時休憩、午後十一時五十分再開、諸般の報告の後、明十四日は休日であるが、會議を開くことについて諸り異議なくそのことに決し、午後十一時五十二分散會。

○六月十四日　午前零時二十五分開議、井川副議長より**日程第一、議長不信任の決議案**を議題として討論に入り、棚川議員（協）より反對、池戸議員（勞）より賛成討論あつて通告の討論を終り、直ちに採決に入り、記名投票の結果、投票總數八十票、有効投票八十票（内一票は起立採決によつて有効と決定）開票の結果は、賛成二十五票、反對五十五票にて議長不信任の決議案は否決された。次に**日程第二、議案第九號**を議題とし委員會の審議を省略して原案通り可決することについて諸り、異議なく

141	中川村傳染病隔離病舍新設費に對し補助の件	中川村長	衞生	繼續審査
142	劍淵村上士別村間町村道を道道に昇格方促進の件	劍淵村長　外二名	土木	同
143	鹿部村簡易上水道新設に對し道費助成の件	鹿部村長	衞生	採擇
145	厚岸港灣内岩礁爆破工事を道費で施行の件	厚岸町長	土木	繼續審査
146	大夕張道路開設促進の件	鹿島道路開設促進期成會々長	同	同
147	兒童、生徒の通學道路を道費改良工事として施行の件	昆布森村長	同	同
148	教員增員に關する件	札幌市一條中學校内PTA會長	文教	同
149	果樹凍霜害對策融資金に對する道費保證並びに利子補給の件	北海道果樹協會長	農務	採擇
150	寒冷地課税特別控除に關する特別法立法化の件	北海道農民同盟委員長　外五名	總務	同
151	サロマ湖に魚介藻類養殖試驗場設置の件	網走支廳管内町村會長　外三名	水産	繼續審査
152	町村道櫻岡、ペーパン間道路の改良工事施行の件	東旭川村長	土木	同
153	道立千歳病院を總合醫療施設として整備擴充の件	千歳町長　外一名	衞生	採擇
154	北海道榮養學校の維持並に擴充に對し道費補助の件	北海道榮養學校々長	同	同
155	北海道健康保險及船員保險冬期療養撫當手當審議會條例に關する要請の件	北海道醫師會長	民生	會議に付するを要しないもの
156	全道各海區漁業調整委員會職員の退職給與金支給方の件	羅臼木古内海區漁業調整委員會長	水産	繼續審査
157	白瀧村白瀧市街側溝工事に對し道費補助の件	白瀧村長　外一名	土木	同

そのことに決定、次に**日程第三、議案第三十號及び第三十一號を議題**に供し、委員會の審査を省略することについて諮つたが異議があるので起立の方法により採決を行い、起立多數でこれを決定、直ちに通告の討論に入り、新川議員（勞）より、本案審議の方法及び内容について反對の討論があり、通告の討論を終つて採決に入り、議案第三十號及び第三十一號は起立多數で原案通り可決、次いで會期を六月二十日まで六日間延長し、明十五日は休會することについて諮り、異議なくそのことに決定し、午前一時二十三分散會。

○六月十六日　午後一時十二分開議、諸般の報告の後議事に入り、日程第一、議案第一號乃至第八號、第十號乃至第二十四號、第二十六號乃至第二十九號及び第三十二號、報告第一號及び第二號を一括議題とし、通告の質疑に入り、**武田議員**（改）より①道財政の見透し、特に財政の窮迫化に對する對策、今後の財政に對する總合計畫について、②地方稅財政制度の改革について、③小・中學校の教員定數の問題、特に教育委員會獨自の提案豫算について、④冷溫氣候下における今後の農業指導について、⑤駐留軍演習地の問題、特に日高門別、離島大島の接收地についてその補償措置及び被害者に對する生活權の確保、又これに對する今後の考え方について、⑥標茶、余市及び江別の大火に際してとられた措置について質疑、知事、農地開拓部長及び教育次長より答辯、武田議員より教員の定數問題について再質疑、教育次長より答辯、豫め時間の延長をなして午後二時五十一分一旦休憩、午後三時三十七分再開、**中野議員**（社左）より①本道教育の充實强化、特に定員增に伴う豫算の未措置問題、配置基準策定の理論的根據について、②道職員の待遇問題、特に期末手當支給の所信、給與の改訂に對する考え方、人事委員の欠員補充、道職員の結核病棟に從事する者の特殊手當の支給について、③水產行政、特に北洋漁業における獨航船の問題について、④軍事基地問題、特に基地における性病對策、教育に及ぼす影響について又これと關連する總合開發計畫の是正について質疑、知事、教育次長、人事委員より答辯、中野議員

陳情

文書番號	件名	陳情者	付託委員會名	審査の結果
158	豐浦町所在小鉾岸川を準用河川に認定の件	豐浦町長　外一名	同	同
159	北洋漁業再開記念大博覽會開催費に對し道費助成の件	函館市長　外一名	商工	採擇
160	美瑛地區農地開發灌漑工事に伴う電源開發の件	美瑛町長	農開	繼續審査
161	下湧別村制施行の件	下湧別村長外一名	總務	同
162	北海道枕木協同組合に道有林立木拂下方の件	北海道枕木協同組合理事長	林務	不採擇
163	沼田高等學校を道立移管の件	沼田町長　外一名	文教	繼續審査
164	日高門別町の駐留軍演習使用區域の擴大取止め及び被害補償の件	日高總合開發期成會々長	農開	採擇
165	篠路村所在町村道中福移幹線の補修及び改良工事に對し補助の件	篠路村長	土木	繼續審査
166	上湧別村町制施行の件	上湧別村長外一名	總務	同
167	教員增員の件	小樽市奥澤小學校PTA會長	文教	同
168	國有林拂下の件	岩見澤市長外一名	林務	同
169	國立北海道勞災病院に珪肺專門病棟併置の件	全日本金屬鑛山勞働組合連合會北海道地方協議會議長	勞働	同
170	中國歸國者援護對策强化の件	日中友好協會札幌支部	民生	同
115	丸瀬布村町制施行の件	丸瀬布村長	總務	繼續審査

より教員の定數増に對する問題及び、軍事基地問題について再質疑、知事より答辯あつて、午後五時五十五分散會。

○六月十七日　午前十時二十四分開議、諸般の報告の後、昨日に引續き質疑續行、**二瓶議員**（協）より①教員定數増加の問題について、②僻地に對する有資格教員の配置について、③農業災害對策、特にブランコ毛虫による被害狀況とその對策及び果樹の凍害狀況とその對策について、④牧野對策について、⑤家畜保健衛生、特に種牡馬、種牡牛の人工授精對策及び種牡牛に對する補助、助成について、⑥沿革漁業對策特に小型漁船の動力化對策について、⑦總合開發の促進、特に未開發地域開發の促進及び産業經濟費の増額について質疑、知事、教育次長より答辯、二瓶議員より牧野對策及び有資格教員の配置について再質疑、一旦休憩、午後一時二十六分再開、知事、教育次長より答辯、次に**窪田議員**（公）より①教員の定數問題について、②教員の定數條例について、③市町村立高等學校の道立移管五カ年計畫の内容について、④夏期手當支給について⑤高等學校の入學試驗の方法について、⑥税の徴收方法について、⑦青少年の犯罪と教員定數の關係について質疑（豫め時間延長）知事、教育次長より答辯、次に**新川議員**（勞）より①國際情勢の變化に伴う道政のあり方について、②新生活運動の實踐について、③中國貿易の促進について、④北洋漁業の全面的再開について、⑤中國殘留邦人の歸國とその受入體制及び援護について、⑥元岡田開發廳次長に對する報償費について、⑦教員定數の問題について質疑、知事、教育委員會委員長、教育次長より答辯、新川議員より中國貿易について再質疑、知事より答辯、新川議員より中國貿易について三度質疑、知事より答辯あつて午後四時三分一旦休憩、午後五時九分再開、**平野議員**（自）より①第九回國民體育大會の全體計畫について、②病虫害對策について、③教員定數問題について、④高等學校の道立移管、特に大樹町立高等學校の移管について質疑知事、國體事務局長、教育次長より答辯、平野議員より國民體育大會に關連してスポーツセンター設置の問題について再質疑、知事より答辯あ

116	音更村町制施行の件	音更村長	同	會議に付するを要しないもの
117	北海道學生會館並びに北海寮增築に對する道費助成の件	財團法人北海道在京學生後援會理事長	同	繼續審査
118	南尻別村字名駒地區に道立診療所設置の件	南尻別村長外一名	衞生	同
119	札幌南高等學校の教室增築方の件	札幌南高等學校PTA會長	文教	同
120	國體會場の一部を旭川市に招致方の件	旭川市長	總務	同
121	第九回國體水泳プール建設の件	北海道水泳連盟會長	同	同
122	市町村において行う消防水利施設整備事業に對し道費補助の件（二件併合）	宗谷支廳管内町村會長	民生	同
123	夕張市所在道道新夕張驛前―若菜市街地間舗裝工事施行の件	夕張市長　外一名	土木	同
124	當別町―篠路村及び札幌村に通ずる路線の改良並びに石狩川架橋の件	當別町長　外二名	同	同
125	町村道風連村―下川町間を道道に昇格の件	風連村長　外一名	同	同
126	釧路村所在村道上別保原野道路改良工事に對し補助の件	釧路村長	同	同
128	道營北生振地區灌漑排水工事の一部を地元土地改良區の請負工事とするの件	花畔土地改良區北生振地區代議委員代表委員長外十名	農開	採擇
129	古平、美國、入舟、余別各町村漁民の造田事業に對し道費補助の件	積丹地方開發振興會長	同	繼續審査
130	足寄町大曙地區未墾地買收計畫變更の件	足寄町森林組合理事外一〇〇名	同	同
131	離島大島を米國駐留軍艦砲射撃演習場使用拒否の件（二件併合）	大島村江良漁業協同組合長外十一名	水産	採擇
132	北見市に國民金融公庫支所設置の件	北見市長　外三名	商工	繼續審査

つて、午後六時十三分散會。

○六月十八日 午前十一時二十分開議、諸般の報告の後、日程に入り質疑續行、**三室議員**（自）より①道財政の正しいあり方、特に二十七年度決算の見透し、二十七年度における赤字處置の問題について、②稅の徵收方法、特に課稅標準の適正化及び運送業に對する事業稅の減額について③教員定數問題、特に教育財政危大の原因について、④第一回定例道議會において認定可決した昭和二十六年度決算の付帶決議に對する考え方について質疑、一旦休憩、午後一時三十五分再開、諸般の報告の後三室議員の質疑に對して知事、教育次長より答辯、三室議員より教員の給與ベース及び昇給について再質疑、教育次長より答辯、**田呂議員**（改）より①國の暫定豫算と道總合開發について、②電源開發と農業水利の關係特に奥忠別川の發電計畫について、③警察官の運轉手射殺事件について④軍事基地の問題及び保安隊用地及び演習について質疑、知事、札幌管區本部警務部長より答辯、次に**旭議員**（自）より、駐留軍による離島大島の使用について質疑、知事、教育次長より答辯（豫め時間を延長）**山内議員**（勞）より①東京事務所職員の公金横領事件について、②駐留軍の演習及び土地の使用、並びに保安隊警備隊の用地接收、特に離島大島の問題、これと關連する定期航路補助、又演習使用の補償問題について、③基地問題に對する決意について質疑、知事より答辯、以上にて通告の質疑終了につき、質疑終結について諮り、異議なくそのことに決し、ついで中牧議員（自）より日程第一、議案第一號乃至第七號及び第十八號は、なお愼重審査の要があるので、十七名よりなる**豫算特別委員會を設置**し、これに付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つてそのことに決し、ついでつぎのとおり委員選任について諮り、異議なくこれを決し、議案第一號乃至第七號及び第十八號は豫算特別委員會に付託された。

豫算特別委員

舛田岩雄（協）井野正揮（社左）金澤藤吉（自）西田正一（改）

133	白井川二股ダム建設反對の件	豊羽鑛山株式會社々長	同	同
134	北海道酪農振興計畫（案）に對する要望の件	北海道酪農協會後志支部長外二三名	農務	採擇
135	砂原村所在掛澗緊急開拓用地貸付の件	砂原村長　外一名	農開	繼續審査
136	風連村町制施行の件	風連村長　外一名	總務	會議に付するを要しないもの
137	弟子屈町所在國有地の一部を開放の件	弟子屈町長	農開	採擇
138	陸別村町制施行の件	陸別村長	總務	繼續審査
139	教員定員增加の件	小樽市PTA連合會長	文教	同
140	火災に伴う士幌村農業委員會の施設費補助增額の件	士幌農業委員會	農開	不採擇
141	自作農創設維持資金の增配分に關する件	網走支廳管内町村會長　外三名	同	採擇
142	江別町火災による罹災者に對し道稅の減免措置の件	江別町長	總務	繼續審査
143	阿寒村國民健康保險直營診療所設置費に對し補助の件	阿寒村長	民生	同
144	事業稅の外形標準稅廢止又は減免措置の件	北海道乘用自動車協會々長	總務	同
145	教職員の定員增及び手當增額の件	後志教育振興會長外四名	文教	同
146	道路損傷負擔金制度反對の件	北海道自動車協會會長　外五名	土木	同
147	阿寒村雄別炭山に保育所設置の件	阿寒村長	民生	同
148	幌内川發電所建設工事に對する農林漁業資金の追加借入方援助の件	雄武町電力利用漁業協同組合長外一名	農務	採擇

岡田千代藏（社右）佐藤初吉（改）福島新太郎（自）池田信孝（協）
平野榮次（自）林謙二（改）新保福治（公）濱森辰雄（社右）
宮坂壽美雄（改）三澤正男（社左）三室光雄（自）桑野秀治郎（自）
山内廣（勞）

なお、その他の議案は、つぎのように各常任委員會に付託された。

議案第八號、第二十六號乃至第二十九號、第三十二號、報告第一號は總務委員會に
議案第十號は衛生委員會に
議案第十一號乃至第十三號及び第二十三號は農務委員會に
議案第十四號は建築委員會に
議案第十六號及び第二十二號は土木委員會に
議案第十七號は民生委員會に
議案第十九號乃至第二十一號及び第二十四號は文教委員會に

次に議案第十五號は委員會の審査を省略すること。なお本案の審議は後日に延期することに決し、議事進行の都合上會期を六月二十二日まで二日間延期し、十九、二十日の二日間は休會することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後三時二十九分散會。

○六月二十二日　午後二時五十五分開議、諸般の報告の後、議事進行の都合により、會期を明二十三日まで一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決し、午後二時五十七分散會。

○六月二十三日　午後二時四十四分開議、諸般の報告の後、豫め時間を延長、新川議員（勞）より**中央バスのストについて緊急質問**があり、知事より答辯があつて後、日程に追加し、議案**第三十五號及び議案第三十六號を一括議題**に供し、本案は提案理由の説明を省略して豫算特別委員會に併託することについて諸り異議なくそのことに決して、午後三時七分一旦休憩、午後十一時二十五分再開、諸般の報告の後日程に入り、**日程第一、議案第一號乃至第七號、第十八號、第三十五號及び第三十六號を議題**とし、新保豫算特別委員長（公）より審査の經過及び結果について

149	事業税減免措置の件	小樽港運作業株式會社社長	總務	繼續審査	
150	農業改良普及員（生活改良普及員）の增員及び欠員補充の件	十勝農業委員會連合會長	農務	採擇	
151	農業改良相談所設置條例設定の件	同	同	不採擇	
152	自作農創設維持資金の增額貸付の件	同	農開	採擇	
153	開拓者保護救濟の件	端野村長	同	不採擇	
154	起債許可に關する件	遠別町長　外一名	總務	繼續審査	
155	遠別町市街地側溝改良工事に對し道費補助の件	同	土木	同	
156	遠別町遠別原野甲線架設錦橋架換工事に對し道費補助の件	同	同	同	
157	遠別町所在奥島橋架換工事に對する事業費及び補助率引上の件	同	同	同	
158	遠別町所在ウタコシベツ川を準用河川に昇格の件	同	同	同	
159	遠別町災害復舊工事に對し補助金交付の件	同	同	同	
160	稚内市に道立看護婦養成所設置の件	稚内市長	衞生	同	
161	全道各市町村の衞生奉仕團體結成に對し道費補助の件	北海道衞生奉仕團體大會實行委員長	同	同	
162	道營溜池事業に對し補助の件	北海道町村會長	農開	採擇	
163	道營臘泊發電所の電力を北海道曹達株式會社幌別工場に供給方の件	北海道曹達株式會社社長	總務	繼續審査	
164	消防水利施設に對し補助の件	網走支廳地區消防團長會々長	民生	同	

報告、これを諸つて、本案を委員長報告通り議案第二號は修正可決、その他は原案可決に決した。次に日程に追加し**常任委員選任の件**を議題とし、總務委員及び衛生委員に多田議員（社右）農務委員及び林務委員に若林議員（社右）水産委員及び農地開拓委員に岡田議員（社右）商工委員及び建築委員に長澤議員（社右）土木委員及び勞働委員に時田議員（社右）をそれぞれ選任、ついで會期を明二十四日まで一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決して午後十一時四十九分散會。

豫算特別委員長の報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の委員長として、ここに委員會における審議の經過並びに結果の概要について御報告申し上げます。

本委員會に付託せられました案件は、議案第一號乃至第七號及び第十八號の八件でありましたが、本日更に議案第三十五號及び第三十六號の二件が併託され、合計十件と相成つたのであります、當初付託案件につきまして、去る十八日委員會が設置せられるや翌十九日正副委員長の互選を行い、更に本委員會の圓滑なる議事運營を圖るため、各派一名よりなる理事を選任いたしまして、直ちに審議を開始いたした次第であります。

先ず審議の方法について協議いたしました結果、當初の付託案件について各部所管毎に分類して質疑を進めることとし、最初に農地開拓部、農務部、林務部、勞働部及び水産部の五部、次に土木部、建築部、衛生部、商工部及び民生部の五部、最後に教育委員會、總務部所管の三つに大別し、一面他の常任委員會開催の狀況をも勘案し、順次その所管事項について質疑を行つた次第であります。

この間委員各位は終始異常なる努力と、しかも熱心に道政各般の具體的諸問題について理事者側との間に熱烈なる論議を展開し、去る二十日一應質疑は終了いたしたのでありますが、付託案件の重要性と審議の經過に鑑みまして、更に昨日より本日にわたり委員會を續行して愼重檢討を加えました結果、議案第二號の國體施設費借入金の起債措置を回り法的疑義を生じ、理事者と折衝の結果本日併託となつた議案二件が提出されるに至つた事情もあり、審議に意外の日數を要した次第でありますが、本日漸く結論を得、御手許に配布の報告書のとおりそれぞれ決定致した次第でありましてこの際、委員各位の連日深更に及ぶ御勞苦に對し深甚なる敬意を表する次第でありま

166

幌内川發電所建設工事に對する道費補助の件　雄武町電力利用農業協同組合長外一名　商工　同

② 繼續審査中のもの

請願

番號	件名	付託委員會名	審査の結果
一九〇	地名起源の研究調査の件	總務	不採擇
二九〇	産業教育振興に關し道費助成の件	同	採擇
二九一	全道私塾高等學校に對し助成の件	同	同
三二一	釧路國支廳々舍增築の件	同	同
七五	豊浦町に道立結核療養所設置の件	衛生	同
二六三	道南理容學校設立に對し道費助成の件	同	同
九〇	黄尾町の漁業用小型無線陸上局設置に對し補助の件	水産	同
六六	農業土木技術員の設置費に對し助成の件	農地開拓	同
二四四	稚内沼川地區水害對策の件	同	同
二八七	開拓道路工事施行促進の件	同	同

陳情

番號	件名	付託委員會名	審査の結果

す。

今、本委員會審議のあとを顧みまするに、議案第一號は、前議會において、旅費、需要費等事務費の減額修正に伴い、その措置を要望せられた豫算の更正でありまするので別といたしまして、議案第二號乃至第四號、普通特別各會計追加更正豫算は總計八億四千百二十八万余圓でございまして、主なるものとして國庫支出金八千三百八十万九千七百圓、寄附金六千九百四十万六百圓、繰越金二億八千三十六万七千圓及び道債二億四千八百万圓、その他を見合いとする繰越事業とその他緊要な若干の事業に對する追加豫算でありまして、今回新たな純道費の持出しは一億圓に滿たないものでありまするが、仔細に檢討いたしまするに、その内容において相當重要なものを包含しておるのであります。

即ち、各付託案件をめぐり論議せられました諸點についてその概要を申し上げますならば、第一に農地開拓部、農務部、林務部、勞働部、水産部の五部所管については國の暫定豫算に伴う土地改良事業の適期施行の見透しと耕土改良事業の繰越の問題、果樹凍霜被害に對する對策、カラマツ、幼苗委託生産確保、港灣簡易工事繰越の理由と港灣工事施行に對する所管部調整並びに漁業信用基金協會出資の問題及び對島噴流系水域調査に對する道費上置を適期施行の問題。

第二に、土木部、建築部、衛生部、商工部、民生部、各所管については、國道と道道における道路占用料の差異、土木現業所における施設、機械整備の狀況、北海道建築用ブロック品質保全條例制定に伴う職員配置の問題、市町村傳染病豫防費補助金繰越の理由、小型漁船機關のデーゼル化と機械貸與の關係、社會福祉會館建設と財源の見透し、消費生活協同組合の現狀と今後の方針、信用保證協會に對する融資と損失補償の問題、本道における電力事情と今後の對策に關する問題。

第三に、教育委員會、總務部所管については、事務負擔の輕減と、教職以外流用防止等による教員の教育面への充足を始めとし、生徒兒童の自然增に伴う教職員の定數增加を回り、配置基準の引上、市部郡部の配置の適正、僻地手當の早急なる增額、有資格教員の養成對策等教職員の定數增加を回り最も論議が集中されたのでありましてこの外教員結核保養所施設及び賄費の改善、資格條件の具備した市町村立高校の道立移管促進と移管に伴う財政負擔に關する問題、道職員定數條例改正に伴う豫算措置、道職員に對する石炭手當の免税措置と地域差の關係、岡田前開發廳次長に對する報償費支出の根據と今後の方針、乘用車購入とドル節約の問題、東京事務所移轉問題の見解地方制度調査會における知事の所信、國民體育大會組織委員會の構成と體育館、建築

一一三	北洋向短波通信施設に對し助成の件	水産	採擇
八〇	土地改良技術員設置費に對し道費助成の件	農地開拓	同
一七〇	安平村分村決定に對する土地改良事業促進の件	同	同
一七一	中標津地區開拓促進の件	同	同
一〇七	町村農業委員會に對する道費補助の件	同	同
九四	町村に對する公營住宅を道營として設置の件	建築	同

③ 更に繼續審査されるもの

請願

番號	件名	付託委員會名
一一七	暑寒別岳を中心とする增毛町並びに濱益村一帶を道立公園に指定の件	林務
一四二	耕土流亡植林對策の件	同
三一二	厚岸町所在道有林の一部を耕地として解放の件	同
七五	佃煮製品强制檢査撤廢の件	水産
三二	稚内市に勞働會館設置の件	勞働
三三	勞働基準法に基く技能者養成に對し助成の件	同
二五三	岩見澤市に勞災病院設置の件	同

費に對する引當財源の措置、電話施設費賣却による職員住宅建築費の問題等現下道政の諸問題について活發な論議が行われたのであります。

以上のような諸點に關し去る十九、二十日の兩日にわたり質疑を行いました上、二十二日一應協議會あるいは理事會の形において各案件に對する委員各位の意見を交換致しました結果、大體次の四點について論議が進められ、それぞれ結論に達した次第であります。

即ち、議案第二號につきましては、第一に歳出第十三款諸支出金第七目諸費に計上の報償費については、岡田前開發廳次長の本道開發に對する功勞に酬ゆべきであることを否定するものではないが、現段階においてこのような形で報償することは、その意志にも反し、且つこれを受ける本人を傷つける結果ともなるので、本費目より支出することは妥當でないとの結論に達し、五十万圓を減額修正し、これに伴い、歳入中第十款雜收入、第十六項雜入、第七目雜入中より同額を減額修正すること。

第二に明年の國體に伴うスポーツセンターの引當財源としての歳入第十款、雜收入第十七項國體施設費借入金收入は、その實態が町村恩給組合よりの借入金によるものであり、その債務は後年度に繰越されるものであるにおいては、地方自治法第二百二十六條の地方債であつて、原案によつてはこれを認め得ないとの意見もあり、理事者に再考を促した結果、本日議案第三十五號及び第三十六號として提出された次第もあり、理事者の本件起債は公募債によることとして自治廳の許可を受け得るよう努力するが、工事は緊急着工を要し、このため必要なる資金はやはり町村恩給組合より一時借入れることの方針を了承し、この點に關する議案第二號の部分及び第三十五號並びに第三十六號は、何れも原案可決とすべきものとされたのであります。

第三に第九款財產費、第二項職員住居施設費三百五十万圓は、その財源は警察電話施設費賣却代金を財源とするものであつても、これを國家警察に提供し、その所屬職員に使用せしめることは、國と地方公共團體の負擔區分を濫るものであつて、妥當とは認め得ないが今後充分留意すべきであるとされたのであります。

第四に議案第十八號北海道職員定數條例を改正する條例制定の件については、條例改正とともに當然豫算措置がなさるべきであるにかかわらず、何等この措置がなされず次回に持越されたことは財源措置を今回なし得なかつた道財政の現狀からやむを得ないものと認めるが、速かに必要な財源を探求し、豫算措置をなすべきであるとの意見のほか、教職員の定數及び配置基準の問題は、當初豫算の審議の際も論議され、一應現定數條例で教育上支障なしと說明しながら僅か數カ月を經たに過ぎない今日、こ

三二〇	美唄市に北海道勞災病院設置の件	同	
四六	町村道羽幌原野幹線の地方費道昇格の件	土木	
一二九	町村道上目名線を準地方費道昇格の件	同	
二〇七	町村道を地方費道昇格の件（惠庭、追分、早來各街道）	土木	
二八四	沼田町所在町村道惠比島—昭和線を準地方費道移管の件	同	
三二二	價駒內線（豐平川右岸）道路新設工事施行の件	同	
三二八	地方費道稚內旭川線中一部路線變更の件	同	
三二九	町村道淺茅野豐富線を準地方費道に編入の件	同	
二七	網走市所在市町村道北濱丸万川沿線道道昇格の件	同	
四一	遠別町所在歌越別川を準用河川認定の件	同	
四六	燒尻村所在燒尻、白濱線を準地方費道昇格の件	同	
四七	地方費道札幌稚內線月ケ岡地區の路線變更の件	同	
四八	名寄川支流ペンケ川を準用河川に昇格の件	同	
五八	町村道音更芽室線を準地方費道昇格の件	同	
五九	市町村道川西村—池田町高島間道路を道道に編入の件	同	
七一	町村道沼田町字惠比島—小平村字達布間を道道に移管の件	同	

れを繰して自然増により定數改正を必要とするに至るなど教育委員會の調査あるいはその資料に明確を欠くものがあり、常にこの點問題となるので議會としてこれが審議資料を得るため調査をなし、實態を把握すべきであり、その方法として文教委員會をして地方自治法第百條の規定による議會の調査權を附與すべき案、あるいは常任委員會として文教委員會が所管部門の事務調査として自發的に調査すべき案との意見が、調査の結果生ずべき調査意見との關連において種々論議されたのであります。

以上の如き經過をもつて協議會形式による運營は、これを取止め、正式委員會において審査の結果

議案第二號及びこれに關連する議案第五號乃至第七號、第三十五號及び第三十六號の各案件につきましては、前に申述べました第一乃至第三の趣旨を了承して、何れも原案可決、議案第十八號につきましては、第四に申述べました經過を辿り、現段階においては原案可決とすることに決した次第であります。

次に以上申上げました案件以外の議案第一號は、前議會において減額修正した旅費需要費等事務費の豫算更正であり、また議案第三號北海道有林野事業費歳入歳出追加豫算は、製材製品賣拂代金と繰越金を見合とする製品倉庫新設工事費及び若干の事務費であり、議案第四號、母子福祉資金貸付事業費歳入歳出更正豫算は普通會計よりの繰入金減額に伴う措置でありまして、ともに適當と認め原案のとおり可決いたした次第であります。

これをもつて、本委員會における審査の經過及び結果の概要を申し上げ、私の報告を終る次第であります。

○六月二十四日 午前二時三十四分開議、諸般の報告の後、議事に入り日程**第一議案第八號、第十號乃至第十四號、第十六號、第十七號、第十九號乃至第二十四號、第二十六號乃至第二十九號、第三十二號及び報告第一號を議題**とし、順次委員長の報告を求め、先ず、議案第八號、第二十六號乃至第二十九號、第三十二號及び報告第一號について立原總務委員長(自)より、議案第十號について金澤衛生委員長(自)より、議案第十一號乃至第十三號及び第二十三號について宮本農務委員長(協)より、議案第十四號について坂東(秀)建築委員長(公)より、議案第十六號及び第二十二號について中牧土木副委員長(自)より、議案第十七號について秋山民生副委員長(協)より、議案第十九號乃至第二十一號及び第二十四號

七六	小島村地内茂草川を道費河川に昇格の件	土木	
七七	大島村地内大鴨津川並びに小鴨津川を道費河川に昇格の件	同	
八三	地方費道函館戸井線並びに準地方費道函館椴法華線及び準地方費道椴法華森港線を二級國道に認定要望の件	同	
九六	地方費道函館—松前線を二級國道認定要望の件	同	
一〇八	上川町所在町道愛別村愛山—上川町愛山渓温泉道路を地方費道に編入の上補修工事促進の件	同	
一一〇	石狩町所在町道生振道路を道道認定の件	同	
一一四	準用河川茂邊地川改修工事施行の件	同	
一一五	町村道札幌村三角、篠路村山口及び苗穂各線を一路線とする道路を準地方費道昇格の件	同	
一一六	村道下湧別村計呂地—若佐市街間道路を準地方費道に昇格の件	同	
六	引揚收容施設(宿所提供施設)設置の件	民生	
一一七	中共地域歸還者受入に要する住宅の新設に對する道費補助の件	同	
一四八	世界スピードスケート選手權大會施設費に對し道費助成の件	文教	
一三三	遠別川水系を利用し道營水力發電所設置の件	總務	
一七四	堰堤築造及び發電所建設の實現促進の件	同	
二九二	私學教職員共濟會に對し道費助成の件	同	
一〇六	廣尾町に道立病院設置の件	衛生	

について林文教委員長（改）より、それぞれ委員會における審査の經過及び結果について報告、議長より各案とも委員長報告の通り決することについて諮り、異議なく議案第十六號は同意可決、報告第一號は承認可決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に**日程第二**議案**第十五號を議題**とし異議なく同意可決、次に**日程第三**、議案**第三十三號及び第三十四號を議題**とし、兩案とも、委員會の審査を省略して同意可決、次に**日程第四**、請願、陳情**審査の件を議題**とし、委員長報告を省略して委員會決定の通り議決することについて諮り、異議なくそのことに決定次に**日程第五**、會議案**第一號を議題**とし、本案は趣旨辯明を省略して原案通り可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に**日程第六**、請願、陳情**の繼續審査に關する件及び日程第七**、常任委員會**の繼續事務調査の件を一括議題**とし、これを諮つて、いずれも異議なく繼續審査又は調査することに決定、次に**日程第八**、決議案**第一號を議題**とし、本案は趣旨辯明を省略して原案通り可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に**日程第九**、決議案**第二號を議題**とし、異議なく原案通り可決、次に**日程第十**、意見案**第一號を議題**とし、林文教委員長（改）より本案の趣旨辯明あつて原案可決、次に**日程第十一**、意見案**第二號を議題**とし、福島商工副委員長（自）より趣旨辯明あつて原案可決、次に**日程に追加し**、意見案**第三號を議題**とし、安達農地開拓委員長（自）より趣旨辯明あつて原案可決、次に**日程に追加し**、**西村議員**（社左）外**一名提出の決議案第三號及び田呂議員**（改）外**四名提出の決議案第四號を一括議題**とし、西村議員（社左）より決議案第三號について、旭議員（自）より決議案第四號についてそれぞれ趣旨辯明があつて討論に入り井口議員（社左）より決議案第三號は贊成、第四號は反對、又三室議員（自）より決議案第三號は反對、第四號は贊成の討論があり、これを以て通告の討論を終り、起立の方法により採決に入り、先ず西村議員（社左）外一名提出の決議案第三號を問題とし、本案は起立少數で否決、次に田呂議員（改）外四名提出の決議案第四號を問題とし、本案は起立多數で

陳情

番號	件名	付託委員會名
一六〇	厚岸町周邊を道立公園に指定の件	林務
二四二	岩見澤市に勞災病院設置促進の件	勞働
二四三	北海道勞災病院建設地選定の件	同
八二	植林地を農用適地として買收反對の件	農地開拓
一〇七	別海村字第二地區の過剩入植による移轉開拓者に對する措置の件	同
二五	幌満第一發電所の建設資金調達の件	商工
二七	帶廣市に穀物取引所設置の件	同
一〇八	遠別町字正修羽幌町字築別間產業道路開さくの件	土木
一〇九	遠別町字正修—幌加内村字朱鞠内間連絡道路開さくの件	同
一一〇	遠別町字大成—初山別字豊崎間道路開さくの件	同
一一三	室蘭土木現業所を苫小牧市に移設の件	同
一六一	ヤリムカシ厚床間觀光道路設置の件	同
一七八	室蘭土木現業所新築實現の件	同
二二一	忍路—蘭島間隧道開さくの件	同

原案通り可決、以上を以つて案件の全部を議了して、午前三時三十二分閉會。

常任委員會

議會運營委員會

○六月八日 午前十一時二十六分、議長室において開議

① 冒頭第一回定例會最終日における議長の職權による委員指名の問題及び委員長互選のための委員會招集手續の疑義について、森川（社左）西村（社左）時田（社右）新川（勞）各委員より發言があり、議長及び淸水委員長（自）事務局との間に質疑應答が繰返されたが結論に至らず（午後二後四十九分、本會議開議のため休憩、午後四時四十五分再開）西村（社左）時田（社右）委員意見保留の上、本日の議事日程を

① 本會議再開後知事の提案說明聽取

② 九日、十日は議案調査のため休會、十一日再開

③ 代表質疑の順序は、改進、社左、協同、社右、公正、勞農、自由の順によることを決定、午後五時五十分散會。

なお西村委員（社左）より東京事務所の敷地買收、建築問題についての議長談話の新聞報道について質疑、議長より答辯があつた。

○六月十一日 午後二時四十二分、議長室において開議。

① 議案第二十五號（音更、風連村町制施行）は急を要するので總務委員會に付託決定。

本會議開議のため、午後二時四十六分休憩、午後四時三十九分再開。

② 前日來の問題について、議長より、圓滿解決に努力している旨發言了承を求めたが、別に結論もなく、本日は議案第二十五號のみとし、午後五時二十五分散會。

○六月十二日 午後一時二十八分、議長室において開議。

二二三	小樽鹽谷間町村道伍助澤道路を準地方費道昇格の件	土木	
三〇一	準地方費道函館大野線及び地方費道札幌江差線を二級國道に指定方要望の件	同	
四四	利禮道立公園地內所在鷲泊村—姫沼道路開さくの件	同	
四五	利禮道立公園地內所在船泊村久種湖周邊道路開さくの件	同	
四八	鐵道敷設法の改正並びに道南海岸線（假稱）を同法「別表」敷設豫定線に編入方要望の件	同	
八一	疊頃村字石神—幕別町駒畠—上更別市街間町村道を準地方費道昇格の件	同	
一一一	昆布森村の道路道路工事施行の件	同	
二七〇	生活保護法基準額引上並びに年末見舞金支給の件	民生	
二七一	生活扶助料基準額改訂並びに入院患者に對する生活援護の件	同	
一二	舊軍人遺族恩給に關する要望の件	同	
五九	遠別町東野部落に診療所設置並びに救急車購入の件	同	
六四	遠別町立病院附屬住宅新設費に對し助成の件	同	
一一二	旭川市にアフターケアー施設設置の件	同	
一二六	有珠善光寺修覆費補助の件	文教	
一五一	國體會場の一部を苫小牧市に招致方の件	同	
一九四	國體會場の一部を旭川市に招致方の件	同	

① 一昨日來の問題解決について議長の努力の結果を聽きたい意見と、直ちに日程に入られたいとの意見があり、議長より一應經過を報告、暫時休憩再開の後、本會議開議のため午後二時五十分休憩、午後六時十七分再開。

② 議長より開發豫算關係、農業試驗場建物敷地關係拂下問題について報告、午後六時二十二分散會。

○六月十三日 午後一時二十分、議長室において開議。

① 議運委員の變更、緊急質問の取扱について諮つたが、決定に至らず本會議開議のため一旦休憩、午後六時五十一分再開。

② 清水委員長（自）より、議長不信任案の提出があつたのでこの取扱いについて諮り、暫時休憩、午後八時四十六分再開。

③ 森川委員（社左）より、議運の委員長選任は無効であると思うので無効の確認を願いたい旨の發言あり、新川（勞）時田（社右）田中（自）西田（正）（改）委員より意見あり、田中委員（自）より正當に選任された旨確認の動議があり、起立により採決の結果正當であることを確認。

④ 議長不信任案の取扱について諮り、直ちにこれを取扱うことに決し趣旨説明、決議案に對する賛成討論、反對討論（討論については起立採決の結果、賛成反對各一名と決した）の上記名投票による旨決定。

⑤ 議案第九號及び第三十號、第三十一號は緊急を要するので即決（議案第三十號、第三十一號については本日即決反對の動議あるも、起立採決の結果これを否決）することに決定。

⑥ 會期は二十日まで延長し、十四、十五日は休會に決定。

⑦ 高田委員（社左）より議案第三十號、第三十一號について人事委員會の意見がないまま決定（人事委員二名欠員による）することの疑義について發言があり、人事委員會事務局長の説明、高田（社左）天谷（協）西村（社左）西田（正）（改）田中（自）新川（勞）土山（公）各委員及び井川副議長より質疑、あるいは意見があつて、同案は即決

二八八	教育の改善振興措置の件	同	
三〇五	公民館設置助成の件	同	
三	道立室蘭築高等學校々舍改築並びに移設の件	同	
九五	北海道建材ブロック協同組合に對し五十万圓の短期流動資金貸付の件	建築	
四一	地代家賃統制に要する事務費の全額交付の件	總務	
二一四	豊富村字有明部落を稚内市に編入の件	同	
二二二	地方公共團體の債務保證の件	同	
二六四	事業税課税標準査定の件	同	
二八一	道南電源開發促進の件	同	
八一	函館市千代ケ岱公園野球場建設費に對し道費補助の件	同	
一八九	水檢出張所の増設の件	同	
一九〇	東旭川村に町制施行の件	同	
二九五	十勝郡大津村及び廣尾郡大樹町、忠類村の境界變更の件	同	
二九七	會計年度の變更の件	同	
三二一	留邊蘂町分町の件	同	
三三六	函館市立柏木病院（精神病院）を道立移管の件	衛生	

することに決定、なお同案上提反對の意見保留について新川（勞）西村（社左）委員より發言、田中（自）秋山（協）西田（正）（改）各委員及び井川副議長（改）より意見があつたが結論に至らず一旦休憩、午後十時二十七分再開。

⑧ 議案第三十號、第三十一號本日上提反對意見の扱いについては本案上提の上十分間以内の討論を許すこと、本會議途中で時間切れの場合は午前零時開議することについて諮り、そのことに決し、午後十時二十八分散會。

○六月十六日 午前十一時十五分、議長室において開議。

① 基地及び保安隊用地接收についての緊急質問の取扱いについて西田（正）（改）秋山（協）井野（社左）土山（公）笠井（社右）堀田（自）天谷（協）田中（自）各委員より意見あり一旦休憩、再開後起立採決により、緊急質問は許さぬことに決定。

② 代表質疑の順序を改進、社左、協同、公正、勞農、自由、社右に決定、なお代表質疑は二日間で終了せしめることを決定した。

③ 個人質疑の時間制限は從來通り所屬議員一人五分宛と決定。

④ 議長より、開發豫算折衝の經過について報告、更に常任委員會の運營、第八回國體の議員野球參加の可否、千島、齒舞返還國民大會共催方について意見を求め各黨において檢討し、後日結論を得ること。

本日の本會議は午後一時開議を決定、午後零時十七分休憩、午後四時五十七分再開。

⑤ 明日は午前十時本會議開議を決定、午後四時五十九分散會。

○六月十七日 午後四時二十七分、議長室において開議、本日は議事續行午後五時再開に決し、午後四時四十分散會。

○六月十八日 午前十時二十五分、議長室において開議。

① 代表質疑の順位を決定。

② 豫算特別委員會設置について諮り、設置に決定、委員は十七名とし各黨割當は自由五、改進四、社左二、協同二、社右二、公一、勞一に決した。

七	函館市立柏木病院（精神病院）を道立移管又は道費助成の件	衞生	
九	岩内保健所增築工事に對し補助の件	同	
五八	遠別町に結核病棟設置並びに間接撮影機購入の件	同	
六〇	遠別町隔離病舍設置に對し道費助成の件	同	

③ 常任委員會に議案の付託について決定。

④ 會期二日間延長。十九、二十日は休會、再開は二十二日に決定。

⑤ 新川委員（勞）より發言あり、國體野球參加の件は不參加、千島齒舞返還大會には共催參加、常任委員會運營の件は明日午後一時より開議することに決し、午前十時五十五分散會。

○六月十九日 午後三時四分、議長室において開議、①議會運營委員會取扱事項及び運營方針 ②交渉國體の基準 ③常任及び特別委員の割當計算方法 ④議會費豫算 ⑤議運の閉會中繼續審査事件について協議、午後五時四十三分散會。

○六月二十二日 午後一時三十四分、議長室において開議。

① 常任委員會の運營、閉會中における常任委員會の繼續調査事件について檢討。

② 國民體育大會についての所管委員會については各黨派議員會において研究すること。

③ 建築審査委員會委員選任については原案に同意に決定。

④ 請願、陳情審査の件は、委員會決定通りに決すること。

⑤ 追加議案第三十三號、第三十四號について副知事より説明聽取（なお本會議における提案説明は省略）

⑥ 豫算審議の状況から會期を一日延長を決定、午後二時三十六分散會。

○六月二十三日 午後一時二十五分、議長室において開議。

① 本日の議事日程をつぎのように決定。

(イ) 日程第一、豫算特別委員會付託議案に追加議案第三十五號、第三十六號を追加し、豫算特別委員會に併託。

(ロ) 日程第二、常任委員會付託議案審査については、從來通り委員長報告後議決すること。

(ハ) 日程第三、議案第十五號、日程第四、同第三十三號、第三十四號は即決すること。

(ニ) 日程第五、請願、陳情審査の件は委員會決定通り決すること。

(ホ) 新川議員の中央バストについての緊急質問を許すこと。

(ヘ) 決議案第一號は全員提出として上提すること。

(ト) 意見案第一號、第二號を上提すること。

② 第九回國民體育大會についての特別委員會設置については結論に至らず、一旦休憩、午後二後十分再開、本日の本會議は午後二時三十分開議に決定の上休憩、午後八時五十五分再開。

③ 豫算特別委員會委員長より、議案審査の結果について報告の上決議案第二號を提出したい旨發言あり、これを上提に決定。

④ 繼續調査の件を議題とし、國體關係特別委員會は次期定例會まで繰越すことに決定。文教委員會付託の陳情第百五十一號、第百九十四號第百二十號、第百二十一號は總務委員會に付託替の上繼續審査に決定

⑤ 委員會定足數の基準を委員數（現在委員數）とすることについての委員會條例改正は議運委員長提出として提案すること。

⑥ 常任委員の選任をつぎのように決定。

總務、衞生に多田議員（社右）農務、林務に若林議員（社右）水産、農地開拓に岡田議員（社右）商工、建築に長澤議員（社右）土木、勞働に時田議員（社右）午後九時三十三分休憩、同十時五十五分再開。

⑦ 農地開拓委員長より提出豫定の決議案がまとまらぬため、本日中に本會議終了の見透しがないので會期を一日延長、明日午前零時より本會議續行に決定。午後十一時十六分散會。

○六月二十四日 午前零時四十五分、議長室において開議。

① 意見案第三號は日程第十二として上提に決定。

② 決議案第三號、第四號は一括日程第十三として上提、趣旨辯明討論を行い採決することに決定、午前一時十分散會。

總務委員會

○六月八日 午前十時四十五分、第一委員室において開議。

① 冒頭江別町長より火災による地方稅減免について、丸瀬布村、小清水村、陸別村、風連村、音更村各村長より、町制施行について陳情を聽取。

② 立原委員長（自）**第二回定例道議會に提案豫定の案件**について説明を求め、總務部長、財政課長、水産部長、建築指導課長、稅務課長より説明、（この間東瀛棚村長より町制施行について陳情を聽取）質疑に入り、桑野委員（自）より、職員公宅購入費、第九回國體準備費の財源、消防學校建築關係寄附金、議案第九號の議決變更の內容、東京事務所職員の汚職事件について、二瓶委員（協）より、災害救助費、種牡馬購入施設費の內容について質疑、それぞれ答辯あつて一旦休憩、午後一時五分再開。

③ **請願、陳情、審査**に入り、陳情第百十六號（音更村町制施行）第百三十六號（風連村町制施行）を議題とし、本件については早急調査の必要ありとし、六月九、十の兩日第一班は音更村、大久保（改）川人（社右）岡田（社右）の各委員、第二班は風連村、宮北（協）山內（勞）田中（自）の各委員を派遣することに決定。

④ ついで本道治安狀況及び、北海道地方競馬運營委員會委員推薦について委員長より發言あり又人事委員、公安委員選任、追加議案等について理事者側から發言あつて、午後一時四十五分散會。

○六月十一日　午後零時二十分、第一委員室において開議。

①　立原委員長（自）より**北海道治安の問題**を議題とし、これについての説明を求め、札幌警察管區本部長及び總務、警務、刑事、警備各部長よりそれぞれ説明、桑野委員（自）より、國警、自警の連絡、外國人による事故、國警、自警の交流について、二瓶委員（協）より、門別町における演習地の關係で傷害事件の有無について、井野委員（社左）より防犯問題と革命勢力、反社會性の規正について、川人委員（社右）より、日共と革命についての考え方、外人犯罪の通知について質疑、それぞれ答辯あつて一旦休憩、午後一時五十分再開。

②　**音更村、風連村の町制施行**を議題に供し、第一班音更村については川人委員（社右）より第二班風連村については山内委員（勞）より實地調査の結果を報告、本件に關する陳情は採擇に決定。

③　ついで井野委員（社左）より、東京事務所移轉問題の議長の發言について質疑したいと發言、議長出席質疑、應答があつて、午後二時十五分散會。

○同日午後四時十八分、第一委員室において開議。

①　**付託議案の審査**を議題とし、議案第二十五號（音更村、風連村の町制施行）は原案可決、報告案文は委員長一任に決した。

②　金澤委員（自）より東瀬棚村の町制施行について發言あり、これに關連して現在町制施行豫定村について理事者側の説明があつた。

③　次に**第九回國民體育大會開催**について、山内委員（勞）よりこの所管委員會について、桑野委員（自）より特別委員會の設置について、金澤委員（自）より衞生問題について發言があり、午後四時三十八分散會。

○六月十七日　午前十一時十分、第一委員室において開議。

①　胃頭羽幌町長より、留萌支廳移轉について陳情聽取。

②　立原委員長（自）より付託請願、陳情の審査を議題に供したが、井野委員（社左）發言を求め、今後の委員會招集の通知方式について、又委員會付託議案の議運の扱い方等について、委員長との間に質疑、應答があり、時間の關係上議題に入らず、午前十一時五十五分散會。

○六月十九日　午前十一時十分、第一委員室において開議。

①　本會期中所管事務についての**事務調査承認要求書**の提出を決定。

②　桑野委員（自）より、道内の税についての實情調査について發言があつたが、山内（勞）金澤（自）宮北（協）大久保（改）井野（社左）各委員から意見あり、結局一應保留することとなつた。

③　**千島、齒舞諸島復歸懇請決議**について諸り、案文配付、今會期中提案することに決し、又同國民大會委員推薦については、正副委員長及び各黨より一名（自由黨は除いて）推薦に決した。

④　**第九回國體關係豫算**について、同局長より説明聽取、田中委員（自）より、本大會開催の基本的な考え方について、宮北（協）金澤（自）井野（社左）各委員より、大會役員の選考について、桑野委員（自）より、第十四回國體開催案、及び七市開催案の内容について、質疑、事務局長より答辯あり、更に井野委員（社左）より知事と議長の出席要求の發言があり、そのことに決して一旦休憩、午後一時三十四分再開。

⑤　同局長より、休憩前に説明のあつた議長と相談した件は感違いであつたので取消しの發言があり、又知事は外出中なので別の機會とした。

⑥　北海道地方競馬運營委員に岡田（社右）二瓶（協）吉田（定）（改）の三議員を推薦することに決した。

⑦　ついで**付託議案の審査**に入り、議案第八號、第二十六號、第二十七號、第二十八號、第二十九號は原案可決、報告第一號は原案承認に決した。なお議案に關連道職員の期末手當の支給について井野（社左）桑野（自）委員より意見があつた。

⑧　委員長より町制施行要望町村の調査、千島、齒舞諸島復歸要望決議案の提案者について諸り、それぞれ決定の上、午後四時五分散會。

○六月二十二日　午前十一時十分、第一委員室において開議。

①　立原委員長（自）より千島、齒舞諸島復歸國民大會委員は次の通り決定の旨報告。

委員長立原委員（自）副委員長桑野委員（自）、委員大久保（改）井野（社左）宮北（協）岡田（社右）窪田（公）山内（勞）の各委員

②　議案第二十八號の正誤表に關連し、稅務關係者に課稅についての要望があつた。

③　ついで**付託請願・陳情の審査**に入り、請願第三百二十一號、第百二十八號、第百三十七號、第百五十號、第二百九十號、第二百九十一號は採擇、同第百九十號は不採擇、同第百三十三號、第二百九十二號、第百二十二號、第百三十六號、第百三十八號、第百三十九號、第百六十一號、第百六十六號は繼續審査に決し、午後一時五分散會。

衛生委員會

○六月十七日　午後零時三十分、第一委員室において開議。

①　金澤委員長（自）より、衛生施設視察の件を議題とし、議會閉會後札幌市内及び近郊の視察を實施することに決定。なお千歳町における性病對策について、衛生部長より説明を聽取。

②　ついで**閉會中緊急事件として處理した事項**の報告について諮り、これを決定。

③　**所管事務調査承認要求**を提出することに決定。

④　第九回國體本道開催について、これに關連する道の衛生對策について委員長より發言、衛生部長より説明あつて、午後一時五分散會。

○六月十九日　午後四時二十分、第一委員室において開議。

①　金澤委員長（自）より、**札幌市及び近郊衛生事情調査**の日程及び八雲保健所落成式に田中委員（自）の派遣について諮り、そのことに決定。

②　**付託議案の審査**に入り、議案第十號は原案可決に決し、午後四時三十五分散會。

○六月二十二日　午後一時十五分、第一委員室において開議。

付託請願の審査に入り、請願第七十五號、第二百六十三號、第百三十四號、第百四十號、第百四十三號、第百五十三號、第百五十四號は採擇、同第百六號は繼續審査に決し、午後二時二十分散會。

文教委員會

○六月十九日　午前十一時五十五分、議長室において開議。

①　林委員長（改）より、**閉會中緊急事件として處理した事項**報告について諮り、これを決定。なお今後の繼續調査事項に關する報告書については委員長一任に決した。

②　**付託議案の審査**に入り、議案第十九號、第二十號、第二十一號、第二十四號は原案可決。

③　請願、陳情の審査については繼續審査として扱うことに決定。

④　**危險校舍改築屋内體操場、六・三制校舍整備問題**については、意見案として本議會に提案することに決定。案文起草は委員長一任。

⑤　高田委員（社左）より議案第十八號は本委員會に付託さるべきものとの發言あり、この扱いについて議事課長より説明聽取、中山（改）本多（改）新川（勞）各委員より意見があり、結局委員長より今後委員會付託案件については愼重を期されたい旨を要望。

⑥　**所管事務調査承認要求**について諮り、これを決定。

⑦　高校移管問題について意見交換があり、午後一時十分散會。

○六月二十二日　午後零時三分、第三委員室において開議。

①　**義務教育學校施設整備促進に關する意見書案文**について諮り、これを決定。

②　右についての**中央折衝委員の派遣並びに道内學校事情調査**に委員派遣に關連し、本多委員（改）より、教員定數問題についての實態把握について發言、坂東（浩）（自）中山（改）森川（社左）高橋（社右）

高田（社左）各委員より意見があり、一旦休憩、午後零時三十五分再開、この問題については、結局道内の教職員の實態を良く見て今後の教育豫算の審査に當り、良心的になし得ることを目的としてということになり、日程、班編成等については委員長一任に決した。なおこの問題について委員長より教育委員會の見解を問い同次長より答辯があつた。

③ 中央折衝委員については改進一、自由一、社左、社右より一名に決した。

④ 高校道立移管豫定について資料にもとづき教委の説明を聽取。

⑤ **第九回國體事務の所管委員會**について各委員の意見を求め、中山（改）本多（改）森川（社左）高田（社左）各委員より意見あつて、委員長より國體事務に關する特別委員會を設けることを諮り、そのことに決し、この旨議長に申入れる旨を述べ、午後二時四十分散會。

○六月二十七日 午前十一時四十五分、議長室において開議。

① 林委員長（改）**先般議會より、付託を受けた教職員の配置及びこれに伴う教育行財政の實態調査**に關する件について諮り、なお先般委員會で決定した道内學校事情調査のため委員派遣は本案件付託により、ご破算とする旨了解を求め議事に入り、調査の時期方法については新川（勞）中山（改）高田（社左）秋山（協）森川（社左）坂東（浩）（自）各委員より意見あり、結局七月中旬より委員長において調査方法、日程等を立案の上檢討決定のこと。資料については、高田（社左）秋山（協）新川（勞）各委員より意見あり、道立教育研究所及び道教委からの資料、更に府縣に照會の上資料を纒めることに決した。

② 次回委員會は七月十六日午前十時に決定、午後零時二十四分散會。

民生委員會

○六月十八日 午後三時五十分、第一委員室において開議。

① 本多委員長（改）より、第三次中共引揚並びに中央折衝事項の議會報告について諮りこれを決定。

② 坂東（浩）（自）委員より、アツツ島遺骨調査について説明を求め保護課長より説明、同委員より遺族代表選出について希望を述べ、更に委員長より、國民健康保險直營診療所申請狀況の説明を求め、保險課次長の説明を聽取。

③ **付託議案の審査**に入り、議案第十七號は原案可決、これに關連する請願第百五十五號については「會議に付するを要せざるもの」として決定。

④ **中共引揚第四次再開に關連し、この問題について特別委員會を設置するか否か**についてはなお檢討することとなつた。

⑤ 今次定例會提案豫定の追加豫算について社會課長より説明を聽取了承。

⑥ 第四次中共引揚について舞鶴に委員派遣（秋山（協）中山（改）兩委員は以前に決定それに一名增員）及び中央折衝委員三名については委員長一任、又引揚出迎え第四次以後の場合委員會開會できぬときは委員派遣については委員長一任に決し、午後六時十五分散會。

（なお六月十九日委員長より次のように了解を求めた。舞鶴派遣中山（改）秋山（協）委員、中央折衝派遣本多委員長（改）新川（勞）高田（社左）委員）

農務委員會

○六月十八日 午後零時二十四分、第三委員室において開議。

① 中野委員（社左）より委員會の招集手續について質疑、委員長より答辯があつた。

② **マイマイ蛾（ブランコ毛虫）の發生並びに防除對策**の現況、果樹の凍害狀況並びに對策について農務部長より説明を聽取、なおマイマイ蛾については西興部村長より陳情を聽取。土山委員（公）より果樹の凍害についての臨時措置法による融資問題について質疑、農務部長よ

り答辯あつて、午後一時十六分散會。

○六月十九日　午前十時三十八分、農務部長室において開議。

① **付託議案の審査**に入り、議案第十一號乃至第十三號、第二十三號は原案可決に決した。

② ついで**請願、陳情の審査**に入り、請願第百二十四號、第百四十九號は採擇、同第百三十五號は繼續審査、陳情第百三十四號、第百五十號は採擇、同第百五十一號は不採擇、同第百四十八號は取下げの手續をとることに決した。

③ 北海道地方競馬運營委員會委員の推せんについては委員長一任に決した。

④ 土山委員（公）より協同組合課等の不正事件について發言、協組課長より答辯あつて、午後零時四十二分散會。

○六月二十日　午前十一時五十四分、第一委員室において開議。

① 昨日の地方競馬運營委員は平野（自）岡林（社左）土山（公）委員を推せんすることを了承。

② **果樹凍害等の問題にて上京折衝**について諸り、土山（公）中野（社左）岡林（社左）大澤（自）各委員より意見あり、結局委員は三名自由一、社左一及び委員長とすること、又道内調査については二班とすることに決定。

③ **所管事務調査承認要求**については委員長一任に決した。

④ 昨日審査の陳情第百四十八號は取下げ手續をすることになつていたが、繼續審査にすることに變更した。午後零時二十三分散會。

○六月二十二日　午後二時十分、第一委員室において開議。

① 前委員會で繼續審査となつた陳情第百四十八號については、商工委員會の分を切離し、長期融資借入援助方の陳情となつたので採擇したいと諸り、中野（社左）荒（社左）委員より意見があつたが、結局採擇に決した。

② 委員派遣について諸り、つぎのように決定した。

イ　上京委員、宮本委員長（協）荒（社左）朝倉（自）委員

ロ　道内調査

日高、釧路班　朝日（改）平野（自）岡林（社左）堀田（自）土山（公）土橋（改）委員

空知、上川、網走班　西川（改）中野（社左）天谷（協）大澤（自）村上（自）長澤（社右）委員

午後三時十分散會。

林務委員會

○六月二十日　午前十時五十八分、第一委員室において開議。

① 荒委員（社左）より、前委員會で保留となつていた正副委員長選任招集手續の疑義について委員長のその後の努力について質疑、委員長の答辯、これに關連して大澤（自）村上（自）土山（公）中野（社左）朝倉（自）岡林（社左）各委員より發言があり、一旦休憩、午後一時十四分再開。

② **付託請願、陳情の審査**に入り、請願第百二十六號は繼續審査、第百六十二號は不採擇、繼續審査中の第百十七號、第三百十二號、第百四十二號は更に繼續審査に決定、陳情第百六十號は繼續審査に決定した

③ 西川委員長（改）よりマイマイ蛾（ブランコ毛虫）に關する説明を求め、林務部長より説明、天谷（協）朝倉（自）大澤（自）委員より意見あり、委員長より農務委員會とも連絡をとり、調査及び中央折衝等實施について諸り、そのことに決し、一旦休憩、午後三時四十五分再開。

④ 本委員會運營の問題について、中野（社左）荒（社左）委員より發言あり、關連して大澤（自）朝倉（自）岡林（社左）村上（自）土山（公）堀田（自）各委員、朝日副委員長から意見があり、荒委員（社左）より、この問題についてはまだ了解していないので次の委員會まで保留の發言があつて、午後四時四十二分散會。

○六月二十二日　午後三時十五分、第一委員室において開議。

① 朝日副委員長（改）より前回委員會での問題については、次期會期まで委員長と協議の上態度決定したいと發言、これを了承。

② ブランコ毛虫の對策について中央折衝することを決定、朝日副委員長（改）村上委員（自）を派遣に決定。

③ 土山委員（公）より北海道林產物對策協議會について質疑、應答があつた。

④ 請願第百六十八號付託になつたが、これは繼續審査に決定、午後三時三十五分散會。

水産委員會

○六月十七日 午前十一時三十分、第三委員室において開議。

① 三澤委員（社左）より、この委員會の成立について疑義がある旨發言、坂本委員長（自）との間に質疑應答があつた。

② **閉會中緊急を要する事件として處理した事項**の報告について諮り、これを決定。

③ **請願、陳情の審査**に入り、請願第百三十三號は採擇、同第百五十一號、第百五十六號は繼續審査、陳情第百三十一號（離島大島を駐留軍艦砲射撃演習場使用拒否の件）は採擇の上、反對決議案を提出すること、同第百十三號は起立採決の結果採擇に決し、午後一時二十分散會

○六月十九日 午後二時四十五分、副議長室において開議。

① **付託請願の審査**に入り、**請願第七十五號は繼續審査**、第九十號は採擇に決した。

② **底曳漁業禁止區域擴大問題**について、坂本委員長（自）及び松平委員（自）の中央派遣を決定。

③ 六月二十一日室蘭道立水族館開館式には完成狀況調査のことに決定

④ **所管事務調査承認要求書**を諮り、これを決定、午後三時散會。

農地開拓委員會

○六月十九日 午前十一時三十分、副議長室において開議。

① **閉會中緊急を要する事件として處理した事項**の報告について諮り、これを決定。

② **陳情、請願の審査**に入り、陳情第百二十八號、第百五十七號、第百六十二號は採擇、同第百四十一號、第百五十二號、第八十號、第百七十號、第百十四號、第百七十一號は採擇の上、自作農維持制度の強化に關する意見案を提出することに、又第百四十號、第百五十三號は不採擇、同第百二十九號、第百三十號、第百三十五號、第八十二號、第百七號は、繼續審査に決した。請願第百二十七號は採擇の上、年賦金支拂猶豫に關する意見案を、又第百六十四號は採擇の上、離島大島と合せ、門別町、大島村の駐留軍接收反對の決議案を提出することに、同第六十六號、第二百四十四號、第二百八十七號は採擇に決し、午後二時三十分散會。

○六月二十三日 午後四時三十分、第三委員室において開議。

① 安達委員長（自）より、**意見案の發議**について諮つたが、西村委員（社左）より米駐留軍演習地接收反對の決議案の提案について發言があり、暫時休憩、午後八時五十分再會。

② **米駐留軍演習地接收反對決議案の委員長試案**を諮り、西村委員（社左）より修正意見を提出、委員長黨に諮るため暫時休憩、午後九時五十五分再會。

③ この問題について、旭（自）笠井（社右）田呂（改）三澤（社左）舛田（協）西村（社左）各委員より意見があつたが結論に至らず、一旦休憩、午後十一時二十分再開。

④ 旭委員（自）より自由黨としては、その修正には應じられぬ旨を述べ、西村（社左）舛田（協）三澤（社左）笠井（社右）田呂（改）各委員より意見あり、安達委員長（自）よりこの決議試案については原案と修正の意見が對立しており、委員長提出は困難であるから、各委員それぞれの案を作つて提出されたい旨を述べ、審議打切りを宣した

⑤ ついで**自作農維持制度の強化に關する意見書案**を決定、災害開拓農家に對する營農資金の年賦償還金支拂猶豫に關する意見書案は撤回に決した。

⑥ 議會終了後開拓地の狀況調査を決定、午後十一時五十五分散會。

商工委員會

○六月九日 午後三時九分、第三委員室において開議。

① 宮坂委員長（改）**より信用保證協會制度の法制化問題**について中央折衝委員派遣について諮り、福島副委員長（自）派遣に決定。なおこれの制度化について商工振興課長より説明を聽取、質疑應答を行つた

② 次に道内一般商工事情調査及び道産物の國内外販路擴張の一環として新潟縣貿易博覽會を設けてあるので、これの視察について諮り、これを決定、午後三時二十九分散會。

○六月十九日 午前十時十分、第三委員室において開議。

冒頭太田委員（社左）より委員長に對し、委員會招集手續きについて疑義の點を質す發言があり、清水（自）時田（社右）坂東秀（公）菊地（改）各委員よりこれに對する意見があつたが、宮坂委員長（改）より「愼重を期して行きたいと考えるので突發的必要を生じた場合の外はその都度書面をもつて通知したい」旨の應えがあり、これを了承。

次いで北洋博開催についての陳情を聽取し、**付託請願**の審査に入り、請願第四十三號はすでに第一回定例道議會において北日本航空に對する出資が決定しているので、これを議會の會議に付するを要しないもの、請願第百十九號は調査保留と決して十二時二分休憩、十二時十一分再開。請願第百五十九號を採擇、請願第百六十號は調査保留と決し、時間の都合上陳情の審査は後日に持越した。この時和平委員（勞）より**日中貿易促進についての意見書案**提出について動議があり、贊成あつて異議なく、そのことに決し、案文を和平委員及び事務局に一任した、

次いで道内現地調査並びに中央折衝について諮り

① 上川支廳管内奥忠別及び美瑛地區の電源開發事情調査、福島（自）太田（社左）清水（自）和平（勞）武田（改）各委員

② 道南方面商工事情の調査、全委員

③ 信用保證協會制度並びに電信電話施設費豫算に對する問題についての中央折衝、

宮坂委員長（改）及び時田（社右）宮津（自）委員をそれぞれ派遣することに決した。

次いで常任委員の改選に伴う北海道暖房用石炭對策協議會委員等の選任について諮り、異議なく次の通り任命することに決した。

① 北海道暖房用石炭對策協議會

自由　伊藤　弘
改進　菊地　三之助
協同　糸川　章夫
勞農　和平　千治

② 北海道鑛業振興委員會

自由　清水　三俊　佐久間　貞江
改進　大島　三郎
社會（左）太田　益夫
社會（右）時田　政次郎

③ 北海道電力協議會

自由　宮津　恂太郎
改進　武田　治作
社會（左）井口　ゑみ
公正　坂東　秀太郎

なお、宮坂委員長より正副委員長はすでに各協議會委員に任命されている旨を述べ、新潟縣産業博覽會視察について諮つたが、豫算特別委員會議の都合もあり、次回に持越し、午後一時十七分散會。

○六月二十二日 午後三時三十九分、議長室において開議。

所管事務調査承認要求について諸り、異議なく、これを決定、午後三時四十五分散會。

○六月二十三日　午後四時七分、議長室において開議。

① 福島副委員長（自）より、日中貿易促進に關する意見書案の案文について諸り、これを決定。

② 次回委員會は、七月十八日頃招集に申合せ、午後四時二十一分散會。

建築委員會

○六月九日　午後一時三十分、第三委員室において開議。

① 坂東（秀）委員長（公）より、北海道防寒住宅建設促進法制定についての中央折衝の經過を報告。

② 提出議案第十四號について理事者の説明を聽取、質疑應答が行われた。

③ 委員長より議事堂附屬廳舍の完成豫定、宮津委員（自）より、廳舍前の木造廳舍の取拂いについて質疑、應答の後、木造建物の取拂いについては委員長において理事者と折衝することに決した。午後三時八分散會。

○六月十九日　午後二時五分第三委員室において開議。

先ず付託議案第十四號を議題に供し、これを原案可決、次いで陳情第九十五號の取下げ方を了承後、防寒住宅建設等促進法案制定についての中央折衝經過を中心に意見の交換を行い、この結果、更に折衝委員に坂東委員長（公正）清水（自）太田（社左）委員を決定、次いで國體施設の調査方、並びにブロック指導所の視察について協議、國體施設の調査については次回委員會まで保留、建築指導所にてついは明二十日中に實施することを決して、午後三時七分散會。

○六月二十二日　午後三時四十六分、議長室において開議。

所管事務調査承認要求について諸り、異議なくこれを決定、午後三時五十一分散會。

土木委員會

○六月十七日　午前十一時三十分副議長室において開議。

① 池戸委員（勞）より、今後の委員會の招集方式について質疑、中牧副委員長（自）より答辯。

② 付託請願、陳情の審査については、件數が多く、充分審査するに足る時間がないので、次期招集の委員會において審査することに決定。

③ 閉會中緊急事件として處理した事項の（二級國道指定に關する折衝）報告書について諸り、四十榮（改）新保（公）兩委員より意見あり字句一部修正の上決定、なお二級國道指定路線は參考として全議員に配付することとした。

④ 道内土木施設調査について諸り、第一班日高支廳管内、第二班上川支廳管内（旭川市以南）期間は七月六日より十二日までと決定。

⑤ 所管事務調査承認要求書の提出について諸り、そのことに決定。

⑥ 新保委員（公）より、さきに問題になつた室蘭土木現業所の苫小牧移設について質疑、土木部長より答辯、池田委員（協）より、本年度不成立豫算中の補助率引上げになつたものが暫定豫算のためその間補助率低下となる點について質疑、土木部次長より答辯、中牧副委員長（自）より、この問題については本會議開會中でもあり、德中委員長（自）一名を中央折衝に派遣したいと諸り、そのことに決定、午後零時四十分散會。

○六月二十二日　午前十一時、副議長室において開議。

① 付託議案の審査に入り、議案第十六號は同意可決、同第二十二號は原案可決に決した。

② 付託及び繼續審査事件となつている請願、陳情審査については、なお檢討を要するので引續き繼續審査とすることに決定。

③ 道内土木施設調査についての委員派遣はつぎのように決定。

第一班（日高支廳管内）
德中委員長（自）三室（自）西田（正）（改）道下（改）棚川（協）
原田（自）各委員
第二班（上川支廳管内旭川市以南）
中牧副委員長（自）新保（公）四十榮（改）舟木（社左）池戸（勞）
榊原（社左）吉田（豐）（自）池田（協）濱森（社右）佐藤（改）各
委員、午前十一時二十五分散會。

勞働委員會

○六月十七日 午後零時二分、副議長室において開議。

① 三室委員長（自）より、勞働關係國費豫算折衝の經過について報告

② 繼續審査事件となつている請願、陳情審査については、なお檢討を要するので引續き繼續審査とすることに決定。

③ **所管事務調査承認要求書**の提出について諮り、そのことに決定。午後一時二十分散會。

○六月二十二日 午前十一時二十分、副議長室において開議。

① 三室委員長（自）より**技能者養成制度に對する助成等に關する件を議題**とし、職業補導課長の説明を聽取、舟木（社左）四十榮（改）池田（協）新保（公）委員より質疑又は意見があり、本件については理事者の資料により調査研究の上結論を出すことに決定。

② 第六回の北海道夏季勞働大學の受講及び引續き道南地方の勞働施設調査について諮り、舟木（社左）吉田（豐）（自）委員より意見があり受講及び勞働施設を調査することに決定。午後零時散會。

特別委員會

豫算特別委員會

○六月十九日 午前十時四十五分、議場において開議。

① 正、副委員長及び理事をつぎのように互選。

委員長　新保委員（公）
副委員長　山内委員（勞）
理事　三室委員（自）
佐藤委員（改）
高田委員（社左）
池田委員（協）
時田委員（社右）
新保委員（公）
山内委員（勞）

② 新保委員長（公）より付託案件は議案第一號乃至第七號及び第十八號である旨を告げ、直ちに審議に入り、まず**農地開拓部、農務部、林務部、勞働部、水産部各所管を一括議題**として通告により順次質疑を許した。**濱森委員（社右）**より、北海道漁業基金協會の出資金の狀況及び離島大島における演習地接收とこれに關連する漁業資源對策について、**福島委員（自）**より、秋田開拓團の落雷による窮狀打開の對策について、**池田委員（協）**より、①土地改良特に火山灰地に對する事業施行面は國への依存度が強いが暫定豫算によつて事業遲延の有無、②河川、道路敷地占用料算定の根據、③果樹凍霜被害の對策、④落葉松幼苗確保の狀況及びブランコ毛虫對策について、**金澤委員（自）**より、①港灣簡易工事の今後の見透しと水産部、土木部間のこの問題に對する調整及び繰越工事二百九十万圓の理由、②對馬暖流系水域調査の道費上置の問題、③漁業信用基金協會の市町村出資の狀況について、**三室委員（自）**より、耕土改良事業石灰購入補助五百万圓繰越の理由について、**舛田委員（協）**より、①種牡馬購入先は内外いずれか、②水産試驗場の海流調査は魚類の洄遊を考えて適期施行について質疑、所管部長よりそれぞれ答辯あつて、一旦休憩、午後三時五十分再開。

③ **土木建築、衛生、商工、民生各部所管**を一括議題とした。**宮坂委員**

（改）より、物産館に對する助成の豫算措置に關連し議會の議決尊重について、**三室委員**（自）より、中小企業振興對策費五百七十五万圓繰越の理由、傳染病豫防費補助金三千八百万圓繰越の理由について、**平野委員**（自）より、土木現業所費と機械整備の内容及び町村道補助の豫算措置について、**舛田委員**（協）より、①道路橋梁費四百八十一万圓と今後の道々關係經費との關係、②土木現業所土地購入費三十一万圓の使途目的、③道路占用料の引下げ、④消費生活協同組合の運營狀況と今後の方針、⑤社會福祉館の建設財源について、**金澤委員**（自）より、①昭和二十七年度産業機械購入費より水産部に廻した金額並びに二十八年度の計畫及び機械貸與の中で小型漁船繰越についての事情②昨年度豫定の福祉館建設の財源見透し、③港灣簡易工事繰越カ所について、**井野委員**（社左）より、無動力船解消に伴う動力船の機械貸與は商工部、水産部間で協議させるとのことだが實際の取扱いについて、**桑野委員**（自）より、①議案第十四號建築用ブロック品質保全條例施行による職員增の有無、②電力のピークカットの對策、③信用保證協會の融資に對する對策について質疑、所管部長よりそれぞれ答辯あつて、午後五時二十分散會。

○六月二十日　午後一時三十分議長室において開議。

①　**教育委員會、總務部所管**を一括議題とした。**福島委員**（自）より、教員定數配置問題について、**高田委員**（社左）より、教委は當初基準增三千三百九十一名ということで、知事交渉がなされたと思うが、結果において七百六名の自然增に結着した理由、②教員へき地手當の措置されない理由、③本道教員の質について他府縣との比較、④網走市教委における赴任拒否問題について、**時田委員**（社右）より七百六名の定數增に伴う豫算措置及び定數問題についての資料について、**平野委員**（自）より旭川東高校改築について前議會の付帶條件の措置されない理由について、**三室委員**（自）より①教員の昇給規定は守られていないと思うが、その調整はどうなるか、②今回七百六名の定數增の措置をする一面欠員が千名にのぼるとしたら矛盾しないか、③貧弱高校道立移管に伴い財政負擔の問題はどう考えるか、④教職員のPT會費消費問題についての見解、⑤教壇活動していない教員數について、**宮坂委員**（改）より、地方公務員の煖房用炭の支給についての對策について、**佐藤委員**（改）より、①寄附金を財源とした事業豫算の道及び市町村財政への影響、②教育豫算千九百三十二万圓の繰越理由、③共濟組合内部における不正事件の噂、④教員欠員の偏在是正について、**井野委員**（社左）より、洞爺保養所の施設費、賄費等の減額とカロリー低下について、**山内委員**（勞）より教員に對する事務量の加重と定數について質疑、應答あつて、一旦休憩、午後五時三十五分再開。

②　**三室委員**（自）より、前開發廳次長に對する報償金五十万圓の撤回意思の有無について、**西村委員**（社左）より、①前開發廳次長に對する報償金が今後前例にならないという根據、②米國製自動車の購入、③東京事務所移轉についての理事者の見解、④知事會事務局案が知事會議に提案されなかつた理由について、**井野委員**（社左）より、①國體の所管委員會と本問題と議會との連絡、②體育館建設所費財源、③電話施設賣却を財源とする國警職員用公宅設置費の計上、④小型漁船機關貸付五カ年計畫の豫算措置について、**金澤委員**（自）より、①現在の國體組織委員會の改編、②小型漁船機關貸與について早急手を打つべき必要について質疑、それぞれ答辯あつて、午後七時五分散會。

○六月二十二日　午後二時四十五分、議場において開議。

①　新保委員長（公）付託案件全部についての意見開陳を求めたが、直ちに休憩、午後六時四十分再開。

委員長より、休憩中協議の形式で問題點たる①報償費五十万圓、②體育館建設費一億圓の財源措置、③北海道職員定數條例改正、④國警職員用公宅設置について檢討されたが①については意見一致のようであるが他は結論を得るに至らないので更に檢討することとし、午後七時散會。

○六月二十三日　午後零後五分、議場において開議。

① 議案第三十五號、第三十六號追加付託。休憩、午後六時十五分再開

② 議案第二號、第五號乃至第七號、第三十五號及び第三十六號を一括議題とし、西田(正)(改)委員の動議により議案第二號は修正可決、第五號乃至第七號、第三十五號、第三十六號は原案可決に決した。

③ 議案第十八號については三室委員(自)及び高田委員(社左)より動議あり、いずれも成立、休憩、再開後、高田委員の動議撤回、三室委員の動議を諸つて原案可決に決した。

④ 議案第一號、第三號、第四號は異議なく原案可決、委員長報告案文について諸り、委員長一任に決し、午後七時三十五分散會。

電源開發對策特別委員會

○六月十六日　午前十時五十分、産業會館において開議。

委員長外國出張中、副委員長病氣欠席のため桑野委員座長となり協議會として議事進行。

① 渡島平野開發推進期成會長より大沼電源開發事業について陳情聽取

美瑛地區農地開發事業灌漑工事に伴う電源開發に關する陳情を聽取。

② 三室委員(自)より、奥忠別發電所建設反對陳情について質疑、電源本部長より答辯あつて、午前十一時四十五分散會。

電源開發對策特別委員會

○六月二十日　午後零時二十五分、札幌グランドホテルにおいて開議。

宮坂副委員長(改)より、前議會において幌滿川第三發電所建設について決議し、これに從つて理事者側で必要な調査を進めてきたので、その調査の經過について報告を求め、知事より中間報告を行い、午後一時二十分散會。

決議・意見書

決議案第一號　(昭和28・6・24可決)

千島列島、歯舞諸島及び色丹島復歸要望決議

右別紙案文の通り提出する。

議員　天谷平信　議員　舛田岩雄　議員　荒哲夫
同　井野正揮　同　西田信一　同　金澤藤吉
同　勢田金次郎　同　大久保和男　同　西田正一
同　三浦福治　同　岡田千代藏　同　川人源市
同　坂東秀太郎　同　時田政次郎　同　笠井幸衛
同　高橋辰男　同　武田治作　同　中山信一郎
同　佐藤初吉　同　田呂善作　同　清水三俊
同　朝倉義衛　同　畑野仁郎　同　福島新太郎
同　旭　佳明　同　岡林歡喜　同　井口ゑみ
同　宮本仙松　同　秋山孝太郎　同　宮北三七郎
同　新川輝隆　同　和平千治　同　池田信孝
同　棚川忠雄　同　二瓶榮吾　同　森川清
同　鈴木源重　同　橋原啓量　同　太田益夫
同　平野榮次　同　兒玉由一　同　安達德太郎
同　村上貞次郎　同　堀田毅　同　宮津恂太郎
同　井川伊平　同　四十榮助三郎　同　道下美作
同　大島三郎　同　吉田定次郎　同　林謙二
同　若林次郎　同　多田輝利　同　土山宇三郎
同　窪田長松　同　沖野政雄　同　新保福治
同　長澤信魔　同　濱森辰雄　同　村山喜作
同　本多吉江　同　朝日昇　同　宮坂壽美雄
同　菊地三之助　同　西川清吉　同　土橋傳七
同　伊藤弘　同　德中祐滿　同　桑野秀治郎
同　中牧保　同　坂本興平　同　田中巖
同　坂東浩一　同　中野定敏　同　西村武夫
同　船木侃　同　高田治郎　同　三澤正男

同　蒔田余吉　同　糸川章夫　同　大竹幸次郎
同　山内　廣　同　池戸芳一　同　佐久間貞江
同　三室光雄　同　松平武一　同　大澤重太郎
同　吉田豊吉　同　立原耕平　同　原田伊曾八

北海道議會議長　蒔田余吉　殿

千島列島、齒舞諸島及び色丹島復歸要望決議

日本國は平和條約第二條C項により千島列島に對する權利、權限並びに請求權の一切を放棄したが、その歸屬に關しては何ら明らかにされていない。又齒舞諸島及び色丹島については千島列島でないにも拘らず、未だソ連邦の占領するところとなつている。

これら千島列島、齒舞諸島及び色丹島は、われらの祖先の永い間の血と汗の努力により開拓された土地であつて、歷史的にも國際的にも日本國の傳統的領土であることを全世界に公認されていたものであり、暴力や貪慾により略取したものでは決してない。

われらは國際正義の昂揚と世界恒久平和確立の觀點よりして、これら諸島の日本國復歸を心より熱願してやまない。

よつてここに、これら領土の復歸に關し左記により積極的措置を講ぜられるよう本議會の決議をもつて要望する。

記

一、明らかに千島列島でなく、北海道本土の附屬小島たる齒舞諸島及び色丹島の占領解除について有効適切な方途を講ぜられたい。

二、歷史的事實として擇捉、國後兩島の南千島は日本國固有の領土であり、又ウルップ島よりシュムシュ島に至る中部及び北千島は平和的に日本領土となつたものであつて、平和條約によつてその領土を放棄したが、放棄の理由はないものであるから千島列島の速かなる返還の實現に努められたい。

北海道議會議長　蒔田余吉

衆議院議長
參議院議長
内閣總理大臣
外務大臣
その他關係方面
各通

註　行政廳、國會には陳情書として、その他關係方面には要望書として提出するものとする

決議案第二號　（昭和28・6・24可決）

教職員の定數及びその配置並びにこれに伴う教育行財政の實態調査に關する決議

右別紙案文の通り提出する。

議員　山内　廣　議員　井野正揮　議員　高田治郎
同　新保福治　同　二瓶榮吾　同　池田信孝
同　金澤藤吉　同　勢田金次郎　同　三室光雄
同　桑野秀治郎　同　平野榮次　同　西田正一
同　佐藤初吉　同　大久保和男　同　道下美作
同　濱森辰雄　同　岡田千代藏

教職員の定數及びその配置並びにこれに伴う教育行財政の實態調査に關する決議

一、本議會は今期定例會において本道小、中學校及び道立高等學校の教職員定數條例改正案について審議の經過に鑑み、且つ教職員定數增加に關し各方面よりの要望に應えるため、これら教職の定數及び配置並びにこれに伴う教育行財政上の實態を把握するに必要なる調査を文教委員會に付託する。

二、文教委員會の本件調査に要する經費は百万圓以内とし、昭和二十八年第四回定例會まで閉會中も繼續調査を行う。

三、文教委員會は調査のため必要あるときは關係人の出頭及び記錄の提出を求めることができる。

決議案第四號　（昭和28・6・24可決）

北海道門別町並びに大島村離島周邊の米駐留軍演習地接收反對決議

右別紙案文の通り提出する。

議員　田呂善作
同　舛田岩雄
同　大竹幸次郎
同　旭　佳明
同　安達德太郎

北海道議會議長　蒔田余吉　殿

北海道門別町並びに大島村雛島周邊の米駐留軍演習地接收反對決議

日米安全保障條約に基く行政協定により米駐留軍の上陸演習場として、沙流郡門別町を艦砲射撃演習場として松前郡大島村の雛島大島とその周邊の海上使用につき日米合同委員會において協議中であるが、門別町の豫定地域は農地等約三五〇〇町歩農畜産一億五千万圓水産一億圓を擧げ同郡總生産額の三〇%を占める産業上重要な地域でありこれを基盤として生業を營む農漁民は二八七戸、一四九二人である。

この地區において、海陸空の總合演習を敢行されることにより、營農施設の破壞、牧野立毛等の損潰、出漁の制限等その被害甚しく、生命の危險をすら感ぜられることは、昭和二十六年における小規模演習の結果に照しても明白である。

しかもかつての占領時代の使用により生じた漁民の損害に對しては、政府より見舞金として一方的に僅か八十万圓が支拂われたのみで昭和二十七年度以降は未だ何等の措置がなされておらず、漁民は塗炭の苦しみにあえいでいる現狀である。

更に雛島大島周邊は魚族回遊の分岐點にあたり、海草又豐富にして水産の寶庫であり現に二〇〇戸の漁民がこの近海に生活の基盤を置いているのである。

今後演習地として使用される場合、艦砲射撃による音響並びに海水の振動は魚族の回遊産卵を妨げ、また島上火山灰の崩壞によつて豐富な海草の埋沒など、漁場の荒廢をきたし、漁民の生活に一大支障を與えるであろうことは極めて明瞭である。

從つてこれ等の地區が演習の目的に供される場合は資力なき零細な農漁民の今後の生業計畫を根本より覆えすのみならず兩町村全體の經濟に重大なる支障をきたすであろうことが憂慮されるのである。

本議會は、現下の國情からして、國内産業の振興による經濟の自立と民生の安定こそ重大課題であると考えるものである。從つて防衛のための訓練地は例え多少の不利を生ずるとしても、産業經濟及び民生安定に出來るだけ支障の生じない箇所を選定すべきであるとともに、既に決定した七十三町歩の演習地についての補償は急速に適切なる措置を講ずることを要望するものである。

依つて本議會は門別町並びに大島村雛島大島周邊の米駐留軍演習地接收については絶對に反對するものである。

北海道議會議長　蒔田余吉

内閣總理大臣　農林大臣
外務大臣　大藏大臣　衆議院議長　参議院議長　各通（註　陳情書として提出するものとする）

（昭和28・6・24可決）

意見案第一號

義務教育學校施設整備促進に關する意見書

文教委員長　林　謙二君提出

國民の基礎教育たる義務教育學校諸施設の整備促進を圖り、以つて初等教育の充實を期するため左の措置を講ぜられたい。

一、六・三制實施に伴う校舍整備の兒童生徒一人當り基準を引上げ、これが促進を圖られたい。

二、老朽危險校舍改築の對象を老朽危險度の實態に應じて措置されるとともに、これが促進を圖られたい。

三、屋内體操場建築補助の對象を小學校にも適用しこれが促進を圖られたい。

理由

一、北海道における義務教育就學の兒童生徒數は九十万八千余を有し、更に逐年增加の趨勢にあるも、これに對する學校、諸施設において未整備なるため特別教室の普通教室への充用又はすし詰め學級等を余儀なくせられ、年とともに次第にその窮狀を極め、兒童生徒の學力の低下は著しい實態にあるので、本道において今後必要とする六・三制施設五万六千八十四坪の整備を促進せられるとともに兒童生徒一人當り文部省最低基準の一・二六坪に引上げられたいのである。

二、北海道における義務教育學校々舍中建築經過年數三十年以上のもの、十三万八千余坪を有し更に老朽危險度の甚だしきもの、七万四千余坪に達している。而して本道は氣象的條件より、冬期積雪寒冷の關係から腐朽破損の度が甚しく兒童生徒の習學にも影響するところ大なるものがある。

仄聞するに政府においては、これら危險校舍改築に關して檢討中の趣であるが、その對象については建築經過年數にとらわれることなく老朽危險度の實態に應じて措置せられるとともに、これが促進措置を講ぜられたいのである。

三、義務教育學校施設中、屋内體操場の設置は北海道の如き積雪、寒冷の特殊地帶にあつては一般教室と同樣緊要不可欠の重要性をもつものである。

然るに理在、本道に有する義務教育學校中、屋内運動場を有せざるもの、小學校において總數の六一%、一、三八一校、中學校において總數の八八%、一、三三〇校の多きに達する實態にあり、兒童生徒の保健體育に及ぼす影響大なるものがあるので、これが建築補助の對象を小學校にも適用されるとともに促進措置を講ぜられたいのである。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長　蒔田余吉

内閣總理大臣
内閣官房長官
文部大臣
大藏大臣
衆議院議長
衆議院文部委員長
參議院文部委員長
各通

意見案第二號

（昭和28・6・24可決）

商工委員長　宮坂壽美雄君提出

日、中貿易促進に關する意見書

一、戰前北海道輸出貿易上、重要なる地位を占めていた日、中貿易は本道貿易產業上極めて緊要なる實情に鑑み、これが再會について具體的な促進を圖るため、貿易代表を中國に派遣するとともに爲替決濟制度の確立、並びに禁輸品目の全面的解除等について速かに適切なる措置を講ぜられたい。

理　由

國際的不況による貿易業界の沈滯は、眞に憂慮すべきものがあり、これを打開し我が國經濟の自立を圖るため日、中貿易の自由なる再開は極めて重要な役割を有し、道民の等しく熱望するところである。最近朝鮮動亂も終結の見透しを得、日、中貿易の再開も非常に明るい期待を持たれるに到つたことは、本道民にとつて洵に悦びに堪えないところである。

本道の貿易產業は他府縣のそれと異り、農林水產物を主體としており、これら物資の中、特に中國民衆の需要に合致するもの多く、戰前、年間により變更はあつたが、本道輸出貿易實績の二〇％乃至四〇％平均三〇％は中國向けであつた。

以上の事實からも本道貿易產業の振興は日、中貿易再開に俟つところ甚だ大なるものがある。

依つて政府は、本道貿易不振の打開策として中國との自由なる貿易を再開するため貿易代表を中國に派遣し、具體的な促進を圖るとともに、主要產物の全面的禁輸解除と爲替決濟制度の確立を期するため適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により意見（陳情）書として提出する。

北海道議會議長　蒔田余吉

内閣總理大臣
通商產業大臣
經濟審議廳長官
衆議院議長
參議院議長
各通

意見案第三號

（昭和28・6・24可決）

農地開拓委員長　安達德太郎君提出

自作農維持制度の強化に關する意見書

一、自作農維持制度の強化を圖るため、農地法第十六條の規定による農地等の買入代金即ち自作農維持資金は、自作農創設維持特別措置特別會計にその所要資金を一般會計から繰入れるか又は一般會計より支出する等所要資金枠增大の措置を講ぜられたい。

（理由）

最近農業經濟の逼迫に伴い農地等の移動がとみに增大するの傾向を示し、これをこのままに推移するにおいては、この間隙にあつて舊地主制度の勃興を許し、他面小作農家の漸增及び離農の增大が豫想され、農地改革の恒久化を圖らんとする現施策もことごとく水泡に期し、食糧增產を基調とする農村振興に及ぼす影響極めて大きく洵に憂慮に堪えないものがある。

ここにおいて自作農維持制度の強化は焦眉の急務であるが、現行農地法第十六條による維持制度も自作農創設維持特別措置特別會計の自賄的資金枠に制限され、自作農維持にまで資金を振向けることは極めて困難な實情にある。

よつて政府においては、自作農維持の強化充實を圖るため、農地法第十六條の規定による農地等の買入代金は自作農創設維持特別措置特別會計に一般會計から繰入れるか、又は右特別會計から切離して一般會計により支出する等所要資金枠を設ける措置を講ぜられるよう強く要望する。

右地方自治法第九十九條第二項の規定により提出する。

北海道議會議長　蒔田余吉

農林大臣
大藏大臣
衆議院議長
參議院議長
宛

一道北部七縣議會事務局長連絡協議會

○六月四、五日　山形縣において開催、協議懇談事項次のとおり。

協議事項

一、調査活動について
一、資料の交換について
一、議會圖書室の強化方策について
一、議會弘報活動強化對策について
一、中央情報の把握及び連絡についての議會としてとるべき對策について
一、請願、陳情書關係について
一、議員旅費について
一、假議長の當選辭退について

懇談事項

一、調査活動について
一、圖書室の現況調について
一、事務局調査課における調査活動と議會圖書室における活動との相互活用について
一、議事日程について
一、地方議會の權限外の請願、陳情の處理について
一、常任委員會擔當職員に縣職員の委囑の可否について
一、人事交流について

第七回全國議長會地方制度調査委員會

○六月十八日　東京都において開催、次の事項を協議した。

一、地方公共團體の種類、機能、規模、性格等に關する問題の考え方（自治廳案）に對する意見とりまとめ（意見は資料欄に別掲）
一、「現行地方制度改革に關する問題點」（自治廳提示）のうち左の事項

(一)　基本事項中

二、地方における國の出先機關と地方公共團體をどう構成するか。

(二)　個別的事項中

二、地方公共團體の執行機關の構成及び選任方式をどうするか。
三、行政委員會制度をどうするか。
四、地方公務員制度をどうするか。
十、地方公共團體の公正且つ能率的な事務處理の方式をどうするか。

（次回に檢討することに決定）

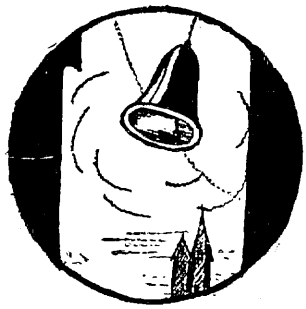

資料

七月分暫定豫算成立

七月分暫定豫算案は、六月三十日の參院本會議で可決成立した。

七月分暫定豫算は、六月分の編成方針を踏襲、防衛支出金第二期分を計上した外は小規模新規事業を認め、社會保障費關係の單價引上げなどを織りこむこととし、歳入、千四億五千八百万圓、歳出、九百六十七億八千四百万圓である。主なる内容つぎのとおり。

① **防衛分擔金**　第二期引渡分（七月―九月分）として百四十五億圓を計上した。

② **公共事業費**　六月暫定豫算を踏襲（寒冷地二ヵ月分、一般一ヵ月分）したが、さらに二十八年度豫算は二十七年度より増加しているものについて寒冷風害地は増額分の三ヵ月分、一般は二ヵ月分を計上、これによつて四月から七月までで、公共事業費は年間豫算の一般四一%、災害五〇%を計上したこととなる。

③ **食糧増産對策費**　公共事業費と同様の方針で、七月までに四四%が豫算化される

④ **文教施設費**　危險校舍改築費が一億三千万圓計上された。

⑤ **生活保護費**　單價引上げを七月から實施するので、兒童福祉費、育英事業費とともに、特に増額計上した。

⑥ **失業對策費**　月間就勞日數を二十一日間とし、材料費の單價を引上げるので増額計上された。

⑦ **平衡交付金**　普通平衡交付金の年間豫算の五〇%を七月までに交付できることとなつた。

⑧ **災害豫備費**　第二號台風の復舊費を追加、十五億圓を計上した。

二十八年度豫算案本決り

總額九千六百八十二億八千万円

二十八年度豫算案は六月六日の臨時閣議で決定した。豫算案は歳出入とも九千六百八十二億八千四百万圓で、不成立豫算より七十七億圓上回り、また財政出資々金計畫は三千九十六億圓で、不成立豫算案の計畫より四十

（三十八頁に續く）

7月分暫定豫算

歳入　（單位百万圓）

租税及印紙收入	51,893
官業益金及官業收入	1,041
政府資產整理收入	905
雜收入	1,045
前年度剩余金受入	45,572
計	100,458

歳出

防衛支出金	14,500
保安廳經費	3,146
公共事業費	14,166
一般公共事業費	8,814
災害復舊公共事業費	5,351
食糧増產對策費	7,357
文教施設費	955
住宅對策費	1,920
官廳營繕費	617
出資及投費	6,293
住宅金融公庫	4,000
農林漁業金融公庫	2,293
生活保護費	2,254
兒童保護費	474
社會保險費	656
結核對策費	1,070
失業對策費	1,565
失業應急事業費	800
失業保險	740
政府職員等失業手當	25
遺家族等援護費	418
留守家族等援護費	18
國立學校運營費	2,056
育英事業費	307
義務教育費國庫負擔金	3,928
地方財政平衡交付金	10,800
農業保險費	716
國家地方警察費	1,805
海上保安費	520
刑務所等收容及作業費	417
徴税費	1,217
租税拂戻金	700
國債費	2,497
在外公館費	223
輸入食糧價格調整補給金	3,000
文官等恩給費	2,659
災害對策豫備費	1,500
重要計費計	87,757
雜件	9,027
計	96,784
差引歳入超過額	3,673

昭和28年度一般會計歳入歳出概算

歳　入　　(單位百万圓)

區分	不成立豫算	新豫算	比較△は減
租税及印紙收入	708,049	716,097	8,048
專賣納付金	143,901	143,747	△ 153
官業益金及官業收入	14,120	13,823	△ 296
政府資産整理收入	12,984	11,372	△ 1,612
雜收入	35,932	37,671	1,738
前年度剩余金受入	45,572	45,572	—
計	960,561	968,284	7,723

歳　出　(重要經費別)

區分	不成立豫算	新豫算	比較△は減
1. 防衛支出金	62,000	62,000	—
2. 保安廳經費	83,000	71,884	△ 11,115
3. 平和回復善後處理費	10,000	10,000	—
4. 連合國財産補償費	10,000	400	△ 9,599
5. 公共事業費	102,058	102,002	△ 55
一般公共事業費	71,304	71,260	△ 44
河川	24,486	24,486	—
砂防	4,756	4,756	—
山林	10,821	10,858	37
道路	16,561	16,561	—
港灣	4,836	4,836	—
漁港	2,359	2,359	—
都市計畫	4,802	4,802	—
機械	1,852	1,852	—
付帶事務費	564	503	△ 60
調査費	263	242	△ 21
災害復舊公共事業費	30,753	30,742	△ 11
事業費	30,663	30,663	—
付帶事務費	90	78	△ 11
6. 食糧增産對策費	49,226	49,389	163
土地改良	16,082	16,453	370
開拓	12,904	12,958	54
農業機械	350	350	—
災害復舊	13,686	13,686	—
付帶事務費	265	234	△ 31
調査費	460	434	△ 26
耕種改善その他	5,476	5,272	△ 204
7. 文教施設費	6,563	6,561	△ 2
國立文教施設費	1,953	1,946	△ 6
公立文教費施設	4,284	4,284	△ 0.5
文教施設災害復舊費	325	330	4
8. 住宅對策費	12,532	12,532	—
公營住宅施設費	11,339	11,339	—
公營住宅災害復舊費	192	192	—
公務員宿舍施設費	1,000	1,000	—
9. 官廳營繕費	3,842	3,886	43
10. 出資及投資	23,500	39,593	16,093
國民金融公庫	3,000	4,500	1,500

住宅金融公庫	6,000	8,000	2,000	22. 地方財政平衡交付金	80,000	125,000	45,000
農林漁業金融公庫	10,000	18,093	8,093	23. 農業保険費	10,858	10,885	27
中小企業金融公庫	3,500	8,000	4,500	24. 國家地方警察費	22,080	21,504	△ 575
國際航空事業	1,000	1,000	—	25. 海上保安費	6,611	6,267	△ 343
11. 生活保護費	24,418	25,572	1,154	26. 刑務所等收容および作業費	4,878	4,877	△ 0.9
12. 見童保護費	5,319	5,228	△ 90	27. 衆議院及び參議院議員選擧費	1,670	2,880	1,209
13. 社會保險費	8,606	8,511	△ 94	28. 徵税費	15,685	15,264	△ 421
14. 結核對策費	12,612	12,536	△ 76	29. 租税拂もどし	3,000	6,000	3,000
結核療養所費	9,233	9,160	△ 72	30. 國債費	45,015	45,396	381
その他	3,378	3,375	△ 3	31. 在外公館費	3,711	3,440	△ 270
15. 失業對策費	16,861	19,159	2,308	32. 郵便貯金特別會計損失補てん	3,151	3,151	—
失業應急事業費	9,500	9,700	200	33. 輸入食糧價格調整補給金	32,000	30,000	△ 2,000
失業保險	7,061	9,169	2,108	34. 日本電信電話公社交付金	2,000	3,200	1,200
政府職員等失業手當	300	300	—	35. 文官等恩給費	10,440	11,513	1,073
16. 遺家族等援護費	2,842	2,842	—	36. 豫備費	3,000	3,000	—
17. 留守家族等援護費	2,157	2,157	—	37. 災害對策豫備費	10,000	10,000	—
18. 舊軍人等恩給費	45,000	45,000	—	重要經費計	856,938	865,695	8,756
19. 國立學校運營費	26,784	26,604	△ 179	38. 雜件	103,622	102,589	△ 1,032
20. 育英事業費	3,509	3,439	△ 69				
21. 義務教育費國庫負擔金	92,000	54,000	△ 38,000	合計	960,561	968,284	7,723

昭和28年度租税及び印紙收入見込

(單位百万圓)

税目	不成立豫算案			今回見込		
	現行法	改正法	增減收額	現行法	改正法	增減收額
所得税						
原泉分	245,337	174,987	△ 70,350	265,205	191,813	△ 73,392
申告分	98,737	75,987	△ 22,750	94,336	75,325	△ 19,011
計	344,074	250,974	△ 93,100	359,541	267,138	△ 92,403

法人税	189,626	176,726	△ 12,900	181,199	170,160	△ 11,039
相續税	3,180	2,137	△ 1,043	4,180	3,137	△ 1,043
富裕税	2,713	832	△ 1,881	2,713	832	△ 1,881
再評價税	11,287	12,787	1,500	12,612	13,651	1,039
酒税	146,061	146,221	160	146,061	146,221	160
砂糖消費税	28,769	34,325	5,556	27,202	30,417	3,215
揮發油税	15,831	15,831	—	18,635	18,635	—
物品税	23,943	21,943	△ 2,000	23,884	22,226	△ 1,658
通行税	2,341	2,341	—	2,341	2,341	—
取引所税	199	199	—	200	200	—
關税	24,000	24,000	—	22,500	22,500	—
とん税	250	250	—	228	228	—
有價證券取引税	—	2,750	2,750	—	1,288	1,288
印紙收入	16,733	16,733	—	17,123	17,123	—
合計	809,007	708,049	△ 100,958	818,419	716,097	△ 102,322
對不成立豫算增減	—	—	—	9,412	8,048	△ 1,364

財政出投資計畫

（單位億圓）

區分	財政資金需用	自己資金增	公募社債	差引要財政投資額	一般會計	資金運用部	簡保資金	投資會計 見返資金	投資會計 國債
開銀	650 (600)	50 (—)	— (—)	600 (600)	— (—)	140 (90)	— (—)	260 (250)	200 (260)
農林	231 (230)	—	— (—)	231 (230)	181 (100)	50 (130)	— (—)	— (—)	— (—)
國民	80 (80)	—	— (—)	80 (80)	45 (30)	35 (50)	— (—)	— (—)	— (—)
住宅	180 (180)	—	— (—)	180 (180)	80 (60)	100 (120)	— (—)	— (—)	— (—)
中小金融	100 (85)	—	— (—)	100 (85)	80 (35)	20 (50)	— (—)	— (—)	— (—)
輸銀	0 (40)	—	— (—)	0 (40)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	0 (40)
電源	200 (200)	—	— (—)	200 (200)	— (—)	50 (50)	— (—)	150 (150)	— (—)
國鐵	230 (230)	—	85 (120)	145 (110)	— (—)	145 (110)	— (—)	— (—)	— (—)
電電	160 (160)	53 (—)	75 (100)	32 (60)	32 (20)	0 (40)	— (—)	— (—)	— (—)

地方債	885 (870)	— (—)	— (—)	885 (870)	— (—)	695 (685)	190 (185)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
金融債	300 (300)	— (—)	— (—)	300 (300)	— (—)	300 (300)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
特定道路費	25 (25)	— (—)	— (—)	25 (25)	25 (25)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
那	5 (5)	— (—)	— (—)	5 (5)	— (—)	5 (5)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
勤労者厚生	25 (25)	— (—)	— (—)	25 (25)	— (—)	0 (25)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
帝都高速度	15 (15)	— (—)	— (—)	15 (15)	— (—)	15 (15)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
その他	10 (10)	— (—)	— (—)	10 (10)	10 (10)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計	3,056(3,055)	103 (—)	160 (220)	2,833(2,835)	453 (280)	1,580(1,670)	190 (185)	5	410 (400)	10	200 (300)	100						
對當初計畫增減	41	103	△ 60	△ 2	173	△ 90					△ 100							

（　）は不成立豫算分を示す。

一億圓增加した。なお歳出において不成立豫算にくらべ增減した主な項目はつぎのとおり。

歳出

① 保安廳費は、契約の遲延による本年度支拂不要額を生じたもの、警備船の乘員增員計畫の遲れたことによる減百十一億圓。

② 連合國財産補償費は、昨年度繰越分九十六億圓があるので、新しく四億圓のみを計上九十六億圓は減額した。

③ 出資及び投資については、その規模を許す限り擴大し、經濟力の充實を圖るため百六十億圓を增加した。

④ 失業對策費は、失業保險受給者の增加により二十三億圓增加した。

⑤ 義務教育費國庫負擔費は、全額國庫負擔を半額負擔にきりかえた外六大都府縣に對し、八月から支給を停止する法的措置を豫定し、三百八十億圓を減じた。

⑥ 地方財政平衡交付金は、義務教育費が半額國庫負擔になつたため、その殘りを平衡交付金に振向けた外、法人稅割の減收補塡を見込んで、四百五十億圓を增加した。

⑦ 租稅拂戻金は、經濟界の不況豫想から拂戻金の增を豫想し、三十億圓を增加した。

⑧ 輸入食糧價格補給金は、小麥協定により割當が五十万トンから百万トンに增量され、割安に輸入されるのと、大麥及び外米輸入が當初より減することによつて二十億圓を減じた。

歳入

租稅及び印紙收入は最近の生產、物價の狀況、國民の所得、消費の動向を豫測して八十億圓を增加した。

修正地方財政計畫

自治廳では、二十八年度本豫算案決定に伴う修正地方財政計畫を決定した。これによると全體の財政規模は八千四百七十七億二千三百万圓で不成立豫算に伴う當初の同計畫より五十九億五千八百万圓增加した。**當初計畫との大きな相違點は**

①不成立豫算案の修正に伴つて國の補助金が變つたこと。

②地方稅法の改正に伴う稅收の減及び義務教育費國庫負擔の富裕地方團體の超過財源に修正を加えると共に平衡交付金の額を四百五十億圓增額したこと。

③五十億圓の赤字債に對處し、七十九億八千万圓の公債費を認めたこと。

④給與改訂に伴う恩給費の增を十月から見込んだこと。

等である。

昭和28年度修正地方財政計畫

歳　出　　（單位百万圓）

事　項	當初計畫	修正計畫	比較增減△は減
1. 既定財政規模	740,302	740,302	—
2. 昭和28年度新規財政需要額	100,045	103,938	3,893
(1) 給與改訂に伴う給與關係費の增	33,211	33,211	—
(2) 行政整理に伴う不要額	△ 1,849	△ 1,849	—
(3) 教育委員會設置に要する經費	1,413	1,413	—
(4) 自治體警察廢止による不要額	△ 233	△ 233	—
(5) 人口等の增加に伴う經費の自然增加額	4,294	4,294	—
(6) 恩給の特別措置に關する法律施行に要する經費	1,074	1,671	597
(7) 公債費の增	7,572	7,982	410
(8) 國の行政施策に伴う增	2,999	4,405	1,406
(イ) 國庫補助金を伴わないもの	△ 1,083	△ 1,083	—
(ロ) 國庫補助金を伴うもの	4,082	5,488	1,406
(a) 普通補助金	2,238	3,752	1,514
(b) 兒童保護費	1,844	1,736	△ 108
(9) 臨時事業費の增	51,564	53,044	1,480
(イ) 公共事業費	34,817	34,469	△ 348
一般	38,242	37,894	△ 348
災害	△ 3,425	△ 3,425	—
(ロ) 失業對策事業費	1,650	1,978	328
(ハ) 單獨事業費	15,097	16,597	1,500
3. 國庫負擔制度擴張等による超過財源增加額	1,418	3,483	2,065
歳出合計	841,765	847,723	5,958

歳　入

事　項	當初計畫	修正計畫	比較增減△は減
1. 地方税	308,656	304,747	△ 3,909
2. 地方財政平衡交付金	80,000	125,000	45,000
3. 國庫支出金	272,304	235,571	△ 36,733
(イ) 普通補助負擔金	45,093	45,941	848
(ロ) 兒童保護費	4,358	4,271	△ 87
(ハ) 義務教育費國庫負擔金	92,000	54,000	△ 38,000
(ニ) 公共事業費	121,353	121,659	306
一般	70,115	70,421	306
災害	51,238	51,238	—
(ホ) 失業對策事業費負擔金	9,500	9,700	200
4. 地方債	91,200	92,800	1,600
(イ) 普通公債	81,500	83,000	1,500
(ロ) 交付公債	9,700	9,800	100
5. 雜收入	89,605	89,605	—
(イ) 使用料及び手數料	29,718	29,718	—
(ロ) 雜入	59,887	59,887	—
歳入合計	841,765	847,723	5,958

註

地方税法の一部を改正する法律案要綱（案）

左により地方税法の一部を改正すること。

一、事業税及び特別所得税に左の改變を加えること。

1　基礎控除の額を五万圓（現行三万八千圓）に引き上げること。

2　青色申告法人について、損金に算入する繰越損金の範圍を、事業年度開始前三年以内（現行二年以内）に生じたものに擴張すること。

3　療養の給付につき支拂をうけた金額に係る課税標準除外規定の適用業務を藥劑師、助産婦、あんま、はり、きゅう及び柔道整復師に擴張するとともに、療養の給付につき支拂をうけた金額の範圍を合理化すること。

二、所得税額を課税標準とする場合における市町村民税は、當該税率によつて算定した所得割の税額が課税總所得金額の一割をこえないように定めなければならないものとすること。

三、經濟事情の變化に伴い、負擔の調整を圖るため、定額課程である自動車税を五割入湯税十割程度それぞれ引き上げること。

四、その他規定の整備を圖ること。

（備考）

附則において併せて左の措置を講ずること。

1　昭和二十五年度分以前の法人事業税のうち分割基準の算定の錯誤があつたものについて是正の措置を講ずること。

2　鑛業法の一部を改正し、鑛區税を滯納した場合においては、當該鑛區に係る試掘權の延長及び轉願を許可してはならないものとすること。

地方税法改正案による税收額

（單位百万圓）

區分	現行法	改正法
道府縣法定普通税	**127,781**	**124,299**
事業税	84,532	80,039
個人	35,920	33,611
法人	48,612	46,428
特別所得税	1,767	1,342
小計	**86,299**	**81,381**
入場税	20,284	20,284
遊興飲食税	17,507	17,507
自動車税	2,828	4,165
鑛區税	390	489
狩獵者税	311	311
舊法による税	162	162
市町村法定普通税	**179,227**	**179,319**
市町村民税	77,082	77,082
均等割	8,134	8,134
所得割	48,151	48,151
法人税割	20,797	20,797
固定資産税	80,862	80,862
自轉車税	1,975	1,975
荷車税	1,282	1,282
電氣ガス税	14,321	14,321
鑛産税	1,723	1,723
木材引取税	1,255	1,255
入湯税	150	242
舊法による税	577	577
決定普通税合計	**307,008**	**303,618**
目的税	**320**	**320**
道府縣分	—	—
市町村分	320	320
法定外普通税	**809**	**809**
道府縣分	268	268
市町村分	541	541
地方税總計	**308,137**	**304,747**
道府縣分	128,049	124,567
市町村分	180,088	180,180

昭和28年度普通平衡交付金7月概算交付額調

（自治廳 28.6.30）

（道府縣分）　　（單位千圓）

道府縣名	昭和27年度交付基準額 A	減額すべき額 義務教育費 B	減額すべき額 兒童福祉費 C	減額すべき額 計 B+C D	差引基準額 A−D E	7月概算交付額 E×0.123581 6597 F	7月までの概算交付額の計 4月交付額 G	7月までの概算交付額の計 6月交付額 H	7月までの概算交付額の計 計 F+G+H
北海道	7,005,650	2,936,473	71,003	3,007,476	3,998,174	494,101	825,818	1,236,529	2,556,448
青森	2,424,602	793,418	11,542	804,960	1,619,642	200,158	334,535	500,912	1,035,605
岩手	2,755,774	826,906	10,009	836,915	1,918,859	237,136	396,338	593,452	1,226,926
宮城	2,725,615	889,637	24,980	914,617	1,810,998	223,806	374,059	560,093	1,157,958
秋田	2,562,770	756,958	12,624	769,582	1,793,188	221,605	370,381	554,586	1,146,572
山形	2,545,694	778,460	23,094	801,554	1,744,140	215,544	360,250	539,416	1,115,210
福島	3,657,533	1,184,074	31,237	1,215,211	2,442,322	301,814	504,437	755,313	1,561,564
茨城	3,069,088	1,068,630	27,161	1,095,791	1,973,297	243,863	407,582	610,288	1,261,733
栃木	2,235,461	821,337	23,945	845,282	1,390,179	171,801	287,140	429,946	888,889
群馬	2,351,414	834,717	22,069	856,786	1,494,628	184,709	308,714	462,249	955,672
埼玉	2,606,774	1,137,899	26,828	1,164,727	1,442,047	178,211	297,853	445,987	922,051
千葉	2,864,037	1,107,090	26,024	1,133,114	1,730,923	213,910	357,520	535,328	1,106,758
東京	(5,979,780)	3,388,314	342,928	3,731,242	—	—	—	—	—
神奈川	410,350	1,308,253	87,481	1,395,734	△ 985,384	—	—	—	—
新潟	3,480,943	1,408,349	15,600	1,423,949	2,056,994	254,207	424,870	636,174	1,315,251
富山	1,355,263	535,718	10,046	545,764	810,499	100,163	167,408	250,666	518,237
石川	1,377,617	523,304	35,571	558,875	818,742	101,181	169,110	253,715	523,506
福井	1,414,496	403,390	15,091	418,481	996,015	123,089	205,726	308,041	636,856
山梨	1,642,165	491,214	17,171	508,385	1,133,780	140,114	234,181	350,648	724,943
長野	3,492,582	1,152,731	30,275	1,183,006	2,309,576	285,427	477,040	714,290	1,476,751
岐阜	2,165,571	884,158	16,053	900,211	1,265,360	156,375	261,359	391,343	809,077
静岡	2,083,899	1,251,117	26,699	1,277,816	806,083	99,617	166,495	249,299	515,411
愛知	834,495	1,739,883	73,914	1,813,797	△ 979,302	—	—	—	—
三重	1,830,415	770,458	15,073	785,532	1,044,883	129,128	215,819	323,154	668,101
滋賀	1,359,442	430,718	22,596	453,314	906,128	111,981	187,160	280,242	579,383
京都	707,083	966,226	59,895	1,026,121	△ 319,038	—	—	—	—
大阪	(3,727,398)	2,098,618	157,117	2,255,735	—	—	—	—	—
兵庫	1,294,169	1,700,174	77,334	1,777,508	△ 483,339	—	—	—	—
奈良	1,223,019	404,979	23,187	428,166	794,853	98,229	164,176	245,827	508,232
和歌山	1,576,633	566,972	22,670	589,642	986,991	121,974	203,862	375,250	631,086
鳥取	1,257,141	329,972	19,167	349,139	908,002	112,212	187,547	280,821	580,580
島根	1,808,582	610,275	13,114	623,389	1,285,194	158,826	265,455	397,476	821,757
岡山	2,369,500	850,282	44,249	894,531	1,474,969	182,279	304,653	456,169	943,101
広島	2,584,080	1,109,053	46,115	1,155,168	1,428,912	176,587	295,140	441,924	913,051
山口	1,943,088	835,425	37,327	872,752	1,070,336	152,874	221,077	331,027	704,978

徳島	1,711,605	497,800	17,134	514,934	1,196,671	147,887	247,171	370,099	765,157
香川	1,468,517	484,500	26,976	511,476	957,041	118,273	197,676	295,988	611,937
愛媛	2,298,223	834,122	16,930	851,052	1,447,171	184,444	298,911	447,571	930,926
高知	1,667,042	491,355	17,550	508,905	1,158,137	143,124	239,212	358,181	740,517
福岡	2,193,805	1,902,295	98,978	2,001,273	192,532	131,293	39,767	59,545	230,605
佐賀	1,474,918	472,045	15,674	487,719	987,199	158,200	203,905	305,315	667,420
長崎	1,854,497	873,127	38,704	911,831	942,666	119,996	194,707	291,542	606,245
熊本	2,563,041	949,880	49,803	999,683	1,563,358	279,202	322,910	483,506	1,085,618
大分	2,059,874	663,975	46,966	710,941	1,348,933	207,303	278,620	417,188	903,111
宮崎	1,728,417	575,803	19,019	594,822	1,133,595	140,093	234,143	350,591	724,827
鹿児島	3,006,465	957,277	48,334	1,005,611	2,000,854	247,270	413,273	618,809	1,279,352
合計	95,042,350	45,497,362	1,915,257	47,412,619	56,383,771	7,268,000	11,646,000	17,438,000	36,352,000

（市町村分）　　（単位千圓）

都道府縣	27年度交付金 A	7月概算交付額 A×0.0805864078 B	7月迄の概算交付額 4月概算交付額 C	6月概算交付額 D	計 B＋C＋D E	備考
北海道	3,359,251	270,710	573,105	858,114	1,701,929	
青森	1,144,786	92,254	195,306	292,433	579,993	
岩手	1,202,849	96,933	205,212	307,265	609,410	
宮城	1,146,083	92,359	195,528	292,765	580,652	
秋田	964,238	77,704	164,504	246,313	488,521	
山形	937,491	75,549	159,941	239,481	474,971	
福島	1,338,746	107,885	228,397	341,980	678,262	
茨城	1,167,098	94,052	199,113	298,133	591,298	
栃木	649,511	52,342	110,810	165,917	329,069	
群馬	732,888	59,061	125,035	187,216	371,312	
埼玉	887,877	71,551	151,476	226,806	449,833	
千葉	1,036,584	83,535	176,847	264,794	525,176	
東京	354,250	28,548	60,437	90,493	179,478	
神奈川	660,359	53,216	112,661	168,688	334,565	
新潟	1,253,744	101,035	213,895	320,266	635,196	
富山	342,550	27,605	58,441	87,504	173,550	
石川	478,784	38,583	81,683	122,304	242,570	
福井	456,045	36,751	77,804	116,496	231,051	
山梨	620,908	50,037	105,930	158,610	314,577	
長野	1,302,042	104,927	222,135	332,604	659,666	

岐阜愛知三県	862,774	60,544	147,228	220,445	437,217	
京大兵滋和	1,038,899	83,721	177,242	265,386	526,349	
歌	860,648	69,357	146,831	219,851	436,039	
鳥取岡山	711,015	57,298	121,303	181,628	360,229	
広島山口	317,967	25,624	54,247	81,224	161,095	
徳島香川愛媛	1,218,375	98,184	207,861	311,232	617,277	
高知福岡佐賀	664,542	53,553	113,374	169,756	336,683	
長崎熊本大分	1,088,081	87,685	185,632	277,948	551,265	
宮崎鹿児島	394,451	31,787	67,295	100,761	199,843	
合計	712,741	57,437	121,597	182,068	361,102	
	453,654	36,558	77,396	115,886	229,840	
	702,403	56,604	119,834	179,428	355,866	
	931,120	75,036	158,854	237,853	471,743	
	1,377,113	110,977	234,943	351,782	697,702	
	645,082	65,718	110,054	164,785	340,557	
	682,303	54,984	116,404	174,292	345,680	
	703,845	56,720	120,080	179,797	356,597	
	1,054,262	88,693	179,863	269,310	537,866	
	745,626	60,087	127,208	190,469	377,764	
	923,073	146,054	157,481	235,797	539,332	
	351,468	52,457	59,962	89,781	202,200	
	997,989	82,757	170,262	254,934	507,953	
	1,048,570	141,833	178,891	267,855	588,579	
	795,074	91,139	135,644	203,101	429,884	
	647,275	52,162	110,428	165,345	327,935	
	1,382,286	111,394	235,826	353,104	700,324	
	41,346,923	**3,532,000**	**7,054,000**	**10,562,000**	**21,148,000**	

二十八年度地方財政平衡交付金に關する意見

地方財政審議會々長より提出された次の意見は、全國都道府縣議會議長會が五月三十日「府縣財政の窮狀打開と恒久對策樹立方について」決議し關係方面に要望した内容と全く一致するものである。

昭和二十八年六月六日

地方財政審議會々長
松　隈　秀　雄

自治廳長官
塚　田　十　一　郎　殿

昭和二十八年度地方財政平衡交付金に關する意見

自治廳設置法第十九條第一項の規定に基き、昭和二十八年度地方財政平衡交付金に關し左の通り意見を提出するからよろしく取り計らわれたい。

記

昭和二十七年度における地方財政の決算においては、昭和二十六年度に比し激増せる赤字を生ずるものと豫想せられるのであるがこれが原因は、地方團體側の財政運營の方法において改善すべき點が少くないことは認められるにしても、地方財政計畫策定に當つて、歳出規模の算定が、累年過少であつたことが原因をなしていると思われる。特に地方公務員の給與費の算定上、昭和二十六年十一月における給與改訂に際し國家公務員に比し割高とされた額を切り下げた單價を基礎としていること並びに單獨事業費の算定上、戰時中の放置より生じた一六五万坪に上る老朽危險校舍の改築の必要及び六三制校舍建築の基準坪數を生徒一人當り〇・七坪としていることから生ずる追加單獨工事の必要等が考慮せられていないことは、その最も大きな原因となつている。

これらの過去における財源未措置とみらるべきものを除いて昭和二十八年度自體のみをみても、地方財政計畫上、歳出規模の算定は、同樣に給與費（國家公務員の豫算單價と同一單價によつた場合一四二億圓の增となる。）及び單獨事業費において過少であつて、その財源措置は不充分であると認められる。

昭和二十六・七兩年度分においては、年度末に至つて地方債により赤字補塡の財源措置が行われたが、赤字が生じてから財源措置をするが如きは策の最も適せざるものであることは明らかである。從つて、この際、過去における財源未措置とみらるべきもの及び昭和二十八年度分における給與費及び單獨事業費の算定過少を是正するため速かにこれが補塡措置を講ぜられんことを望む。

「地方公共團體の種類、機能、規模、性格等に關する問題の考え方」（自治廳提示）に對する意見

全國都道府縣議會議長會・地方制度調査委員會

一、地方公共團體の種類

府縣が地方公共團體の一つの種類として、市町村と國との間に、存在することの絶對に必要であることは、既に本會が「地方制度改革に關する第一次意見」において、その理由を詳述してお通りであるが、その存在意義の要點は次の通りである。

㈠ 憲法に保障する地方自治の本旨を尊重し、これを實現するためには、可及的に多くの事務を地方公共團體に行わしめるとともに、また行政の能率的、効果的な處置を考慮することが必要であり、府縣はこの使命を果す地方公共團體として重大な存在の意義をもつのである。

イ 即ち「問題の考え方」において、一般の市町村によつて處理することが、不可能、困難又は不適當と認められるがどうか、と指摘している。

1 廣域的な行政（例えば河川、幹線道路、大規模な土地改良事業、總合開發事業、地方計畫、登錄檢査、檢定等）

2 特殊な施設の設置管理（例えば大學、高等學校、各種試驗所等）

3 市町村の行政の總括監査（例えば指示の傳達、訴願の裁決、報告の取纒等）

等の事務は、正に府縣において行うことこそ、行政を能率的、効果的ならしめる所以であり、これを國が直接中央政府により又はその出先機關によつて處理することとなれば中央集權的官僚行政への方向に拍車をかけることとなり、地方自治の本旨にもとるというべきである。

ロ 更にまた、現在の市町村が今後如何に統合して見ても市町村自治の機能には行政的にも財政的にも自ら限界があつて、市町村が國と直結して、府縣に代つて、それらの事務事業を果し得るものとは、到底考えられないばかりでなく、市町村が若し國と直結することとなれば、市町村自治は國の壓力によつて壓倒される惧れがある。

これを要するに、府縣は廣域行政的完全自治體として市町村とともに相協力して民主的地方分權的自治行政を行い、その機能を十分に發揮し中央集權的、官僚行政を排し、地方自治確立の基盤を樹立する重大な使命を果すものであり、このことこそ眞に憲法に保障する地方自治の本旨の實現に副うゆえんである。

㈡ 右に掲げたような一般的の市町村では處理し難い行政の處理機構として「問題の考え方」に擧げている。

1 中央政府の直接處理又は出先機關（總合的又は個別的）の設置

については、前項に述べた理由により強く反對であるとともに、地方行政はその總合的運營によつて初めて能率的、効果的成果が得られるのであつて、中央政府がこれらの事務事案を自ら又はその出先機關によつて處理するが如きは地方自治本來の趣旨に全く相反するものである。

2 市町村の組合（總合的又は個別的）

利害共通の事務については、市町村が一部事務組合を設けて、これが處理に當ることは現在行われておるし反對すべき理由はないが、利害が相反し而も廣汎な一般的行政事務を市町村組合を設けて處理することは殆んど不可能というべく、若しその組合が一定地域を基礎とする大規模總合的なものであるとすれば、それはむしろ組合の名に價するものでなく一つの自治行政機構というべきである。

3　自治的行政機構（都道府縣、道州、郡等）

行政處理機構については、自治的行政機構、即ち一定の地域を基礎とした總合的組織の下における都道府縣を是とするものである。道州又は郡とすることについては、次の理由により賛成し難い。

イ　府縣の代りに道州を設けることは行政の區域を一擧に擴大するものであつて、この意味の道州は自治體として社會的基盤をもたず、住民の自治意識も存しないから、眞の自治體としての發展は期待できないばかりでなく勢い中央集權的行政を助長することになりまた、余りに廣域な行政區劃をもつ道州は勢い道州と市町村との間に何等かの機構を設ける必要を生み、結果において、府縣廳的な存在が必要となり徒らに屋上屋を重ね行政を複雜化し却つて能率的處理の減退を來すことが豫想される。

ロ　郡

自治行政組織を郡單位とすることは、行政の細分化に過ぎ、廣域行政の處理に適合せず、この結果は、これらの單位を統轄する團體の必要が豫想せられ而もその統轄團體は中央の總合的機關となる虞れがある。このことは、徒らに行政を複雜化し、行政機構の簡素能率化並びに地方自治の本旨にも反する。

(三)　廣域行政處理機關について、

國が直接又はその出先機關を通して處理するものは、國營事業又は特に理由あるものに限定さるべきであつて、その他のものは擧げて、地方行政の總合的運營に委ねることが必要であり、そういう事務事業こそ廣域行政を處理する府縣に最もふさわしい行政の內容である。

總合開發事業のようなものも大電源開發事業のようなものは別として府縣單位又は數府縣の協力により行うことがむしろ國とならんで府縣が進んで積極的にこれを推進することにより全體として總合開發等の目的を達し得ると思われる。

四　地方公共團體を種類別とすべきかについて

各地方公共團體が、その規模能力が必ずしも一樣でないことから、これを更に郡と道と一般府縣、特別市、大都市を別種の地方公共團體にするかどうかの問題については、これを右のように區分することは賛成し難い。

なるほど現在の地方公共團體は、それぞれその規模能力等における差異は著しいが、さりとてこれを、そのそれぞれの區分によつて畫一的に種類分けすることは、各種の行政執行上に不合理を招來することとなると同時に却つて行政の混亂を生ずるおそれがある。行政の運營は有機的連絡の下に行わるべきであり、むしろこのような區分は彈力性ある事務配分を損うものである。

二、地方公共團體の性格、機能

(一)　府縣は市町村と國との間に存在し、廣域行政的完全自治體として重要な使命を果す團體であることについては、既に府縣の存在意義のところで述べたところであり、これらの理由から府縣の性格は、市町村と全然同一と考えるべきでなく、市町村を包括する複合的地方公共團體であると考えるべきである。

(二)　府縣の機能は、廣域行政市町村に對する補完的行政及び連絡調整を行うことについても又府縣の存在意義の項で述べた通りであり、右府縣の性格もこの機能に由來するものである。

(三)　府縣は市町村と區域を異にし、機能の內容も違うから特殊的限定的な機能を與えるべきか、市町村と同樣に、一般的總括的な機能を認めるべきかの點については、行政の總合的運營の見地と右に述べた府縣の性格機能よりみて、特殊限定的とすべきではない。

即ち府縣には一般的總括的な權能を認め廣汎多岐にわたる地方行政事務を各々その機能に應じ分擔相互相協力せしめることにより地方自治の實を擧げることができるのである。

三、地方公共團體の規模

(一)　市町村の適正規模の基準は、その「自治能力」「住民の協同意識」「住民の行政利用の距離乃至は行政滲透の區域」等であり、その何れもが、適正規模の基礎的要素として考えられることであると同時に、その何れにも片寄つてはならないことである。強いていえば、先に神戸委員會の勸告による人口八千を一應の標準として、これと右の要素とを事實に即して勘案し實施すべきであろう。

(二)　府縣の區域の基準についての考え方であるが、この問題も事實上非常に困難である。現在の府縣の區域が近代的廣域行政單位として、合理的な再編成が必要で

あることは理論上承認せざるを得ない。併しながら大ブロック單位に擴大することの不可である點については、既に道州の問題で述べた通りであり、結局この問題は、前に述べた府縣の機能を最も適切に合理的能率的に果し得る地域的單位と地勢、人口、文化、産業、交通、財政等自然的、社會的な條件と、長い歴史と傳統による風俗、習慣、住民感情等を考慮して、個個の問題として解決さるべきである。

(三) 廣域行政の處理の問題についての考え方については、既に廣域行政處理機關について述べた通りである。

以上百治廳から出された「問題の考え方」について、既に當會が發表した地方制度改革の意見を基礎として考察したものであるが、當會は、この考え方の全般を通ずる態度として必ずしも府縣第一主義というエゴイスチックな考え方でなく、地方制度の改革にあたつては、國、都道府縣、市町村を通じて最も適切妥當であり、而もそれはあくまで憲法に保障する地方自治の本旨に副うことを基本的理念とすると同時に、一面その改革の實現可能性の有無を十分考慮に入れたものである。

二十八年度義務教育費國庫負擔金について

これについての文部省の動き

義務教育費國庫負擔法（實支出額の〻）は昭和二十八年度より初めて實施されたものであるが國の財政上の都合と府縣間の財政調整等の理由から次のような推定にもとづいてそれぞれ措置することに準備中のようである。

(一) 現行法どおり實支出額の二分の一を負擔する場合の所要年額は、教職員給與費負擔額五八五億圓、教材費負擔額一九億圓合計六〇四億圓を必要とする。

(二) 右に對し四月より七月までの教職員給與費については現行負擔法第二條にもとづいて政令を設けて實支出額が割高に昇る府縣に對する負擔金の最高額を規定する。（本措置による負擔金の減額約十五億圓、なお參考Bを參照）

(三) 八月以降の教職員給與費については今國會において富裕縣には負擔金を廢止又は減額するような立法措置を講ずる。（本措置による負擔金の減額約四十九億圓、參考Bを參照）

(四) 右二三による減額により本年度年額所要額を五四〇億圓と推定措置する。

參考

A 暫定豫算による配分決定額

昭和二十八年度一般會計暫定豫算に計上されたこの國庫負擔金とその配分決定額は左表のとおりである。

（單位千圓）

區分	暫定豫算計上額			配分決定額		
	五、四月分	六月分	計	第一次分	第二次分	計
教職員給與費に對する負擔金	八、五四〇、〇〇〇	六、二五〇、〇〇〇	一四、八四〇、〇〇〇	八、五三二、八八七	五、八二一、二九九	一四、三五四、一七六
教材費に對する負擔金	三六、〇〇〇	一五、〇〇〇	四七、〇〇〇	〇	〇	〇
計	八、九〇〇、〇〇〇	六、四三〇、〇〇〇	一五、三三〇、〇〇〇	八、五三二、八八七	五、八二一、二九九	一四、三五四、一七六

B 政令第百六號（昭和二十八年六月十五日公布）

義務教育費國庫負擔法第二條但書の規定に基き教職員給與費の國庫負擔額の最高限度を定める政令

內閣は、義務教育費國庫負擔法（昭和二十七年法律第三百三號）第二條但書の規定に基き、この政令を制定する。

第一條 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一號）第十四條の規定により算定した基準財政收入額が同法第十一條の規定により算定した基準財政需要額又は同法第十條二項の規定により算定した普通交付金の額をこえる都道府縣については、次條の規定により算定した額を義務教育費國庫負擔法第二條に規定する教職員給與費（以下教職員給與費という。）の國庫負擔額の最高限度とする。

第二條 教職員給與費の國庫負擔額の最高限度は、當該都道府縣の市町村立學校職員給與負擔法（昭和二十三年法律第百三十五號）第一條に掲げる職員（以下「市町村立學校職員」という。）のうち小學校及び中學校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（以下「校長及び教員」という。）の同條に掲げる給料その他の給與について左表の上欄に掲げる給與の種類に應じて同表の下欄に掲げる

方法により算定した額とその他の市町村立學校職員並びに都道府縣立の盲學校及びろう學校に係る教職員給與費についての實支出額との合算額の二分の一とする

上欄	下欄
一、給料	小學校にあつては、十六万千六百四十圓、中學校にあつては十六万三千百七十六圓にそれぞれ小學校又は中學校ごとの校長及び教員の定數を乘じて得た額
二、扶養手當	當該年度の五月一日現在における當該都道府縣の校長及び教員の扶養家族の實數を基礎として國家公務員に支給すべき扶養手當の基準により算定した當該年度における扶養手當の總額を同日における校長及び教員の實數で除して得た額に校長及び教員の定數を乘じて得た額
三、勤務地手當	當該年度の五月一日現在における當該都道府縣の校長及び教員並びにその扶養家族の勤務地手當の支給地域の區分ごとの實數並びに同日現在における校長及び教員に對する給料及び扶養手當の年額を基礎として國家公務員に支給すべき勤務地手當の基準により算定した當該年度における勤務地手當の總額を當該給料及び扶養手當の年額で除して得た數を前二項の額の合算額に乘じて得た額
四、年末手當	前三項の額の合算額に十二分の一を乘じて得た額
五、特殊勤務手當、日直及び宿直に關する手當、寒冷地手當、石炭手當、退職手當、退職年金、退職一時金、死亡一時金、旅費並びに公務災害補償	國家公務員の例に準じて文部大臣と大藏大臣が協議して定めた額

2　前項の表における校長及び教員の定數は、各都道府縣につき、小學校又は中學校ごとに當該年度の五月一日現在における實學級數に、小學校にあつては六分の七を、中學校にあつては六分の九を乘じて得た數と同日現在におけるそれぞれの學校數との合計數に一・〇三を乘じて得た數とする。この場合において一人未滿の端數を生じたときは、一人に切り上げるものとする。

附則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年度分の教職員給與費の國庫負擔金から適用する。

理由

義務教育に係る教職員給與費の國庫負擔金について、都道府縣の財政事情及び教職員の給與の實態を考慮し、國立學校の教職員の給與水準等を基準として國庫負擔額の最高限度を定める必要があるからである。

義務教育費國庫負擔法の臨時特例に關する法律案

（二八、六、二三、閣議決定）

第一條　この法律は、國及び地方を通ずる財政の現況にかんがみ、國及び地方を通ずる財源調整のための必要な措置がとられるまでの間、義務教育費國庫負擔法（昭和二十七年法律第三百三號）第二條（これに基く政令を含む。以下同じ。）の規定に基く國庫負擔金（以下「義務教育費國庫負擔金」という。）臨時に特別の措置を定めることを目的とする。

第二條　地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百十一號）の規定による基準財政收入額が基準財政需要額をこえる都道府縣に對して國が負擔すべき義務教育費國庫負擔金の額は、當分の間、義務教育費國庫負擔法第二條の規定にかかわらず、各年度において、各都道府縣につき、義務教育費國庫負擔金の額から、その額を限

度として、基準財政收入額が基準財政需要額をこえる額を控除した額とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年度から適用する。

2　昭和二十八年度において第二條の規定により控除すべき額は、同條の規定により算定した控除すべき額の十二分の八とする。但し、この法律施行後財政需要の變動その他特別の事情が生じた場合においては、これらの事情を考慮して政令で定める額とする。

これに該當する富裕都道府縣は、東京、大阪、京都、兵庫、愛知は大體確實、福岡神奈川はスレスレの線にある模樣である。

昭和28年度義務教育費國庫負擔金調

（6月分）

文部省發表（單位千圓）

都道府縣名	金額
北海道	344,720
青森	94,949
岩手	107,073
宮城	120,564
秋田	96,659
山形	107,668
福島	161,205
茨城	133,999
栃木	104,578
群馬	111,204
埼玉	150,897
千葉	147,522
東京	227,261
神奈川	163,352
新潟	185,267
富山	73,599
石川	73,419
福井	55,362
山梨	68,842
長野	157,772
岐阜	116,107
靜岡	174,806
愛知	217,143
三重	113,140
滋賀	63,413
京都	118,711
大阪	237,992
兵庫	234,930
奈良	57,023
和歌山	85,460
鳥取	52,483
島根	73,389
岡山	114,450
廣島	154,455
山口	118,005
徳島	67,940
香川	66,874
愛媛	113,617
高知	66,916
福岡	249,762
佐賀	67,425
長崎	118,553
熊本	141,598
大分	93,278
宮崎	78,586
鹿兒島	137,321
計	5,821,289

「北海道防寒住宅建設等促進法」成立

時報前號に本法案原案を登載したが、七月四日衆院本會議において一部修正可決、同十日參院本會議を通過つぎのように成立を見た。

北海道防寒住宅建設等促進法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その氣象に適した居住條件を確保し、もつて北海道の開發に寄與し、あわせて北海道における火災その他の災害の防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において、左の各號に掲げる用語の意義は、それぞれ當該各號に定めるところによる。

一　關係地方公共團體、北海道及びその區域内の市町村をいう。

二　防寒住宅、北海道の氣象に適した防寒的な構造及び設備を有する住宅をいう。

三　防寒改修、既存の住宅の構造又は設備を北海道の氣象に適するように防寒的なものとすることをいう。

（國の責務）

第三條　國は、防寒住宅の建設若しくは防寒改修又はこれらに關する試驗研究若しくは普及事業を行うものに對し、財政上、金融上又は技術上の援助を與えるように努めなければならない。

（試驗研究及び普及事業に對する國の援助）

第四條　國は、防寒住宅の建設又は防寒改修に關し、左に掲げる事業を行う關係地方公共團體に對し、地方財政法（昭和二十三年法律第百九號）第十六條（補助金の交付）の規定に基く補助金を交付することができる。

一　試驗研究

二　巡回指導、資料の展示、出版物の配布、講習會の開催その他の普及事業

三　技術者又は技能者の養成又は研修

（補助金の交付の手續）

第五條　前條の規定により國の補助金の交付を受けようとする關係地方公共團體は、建設省令の定めるところにより、事業の計畫書及び經費見積書を添えて、補助金交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2　建設大臣は、前項の規定により提出された書類を審査し、適當と認めるときは、補助金の交付を決定し、これを當該關係地方公共團體に通知しなければならない。

3　市町村が第一項の規定により補助金交付申請書を建設大臣に提出する場合及び建設大臣が前項の規定による通知を市町村にする場合においては、それぞれ北海道知事を經由してしなければならない。

（補助金の返還等）

第六條　建設大臣は、第四條の規定により國の補助金の交付を受ける關係地方公共團體が當該補助に係る試驗研究若しくは普及事業を行わず、又は當該補助金を補助の目的以外に使用したときは、當該關係地方公共團體に對し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（國又は地方公共團體の資金によつて建設される住宅）

第七條　國又は地方公共團體が北海道の區域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅）

第八條　住宅金融公庫（以下「公庫」という。）が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六號）（以下「公庫法」という。）第十七條（業務の範圍）第一項の規定により、北海道の區域内において住宅の建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下本條において同じ。）をしようとする者に對し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、公庫法第十九條（貸付をすることができる住宅）並びに第二十條（貸付金額の限度）第一項及び第二項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の區域内において住宅の建設をしようとする者に對し、公庫法第十七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の一戸當りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

區分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附隨する土地又は借地權の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本條において同じ。）又は土地若しくは借地權の價額（價額が標準價額をこえる場合においては標準價額。以下本條において同じ。）の八割五分に相當する金額	三十年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附隨する土地又は借地權の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地若しくは借地權の價額の八割五分に相當する金額	三十五年以内

3　第一項に規定する住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、公庫法第二十條第二項に規定する主務省令で定めるものの外、建設省令、大藏省令で定める。

4　公庫法第二十條第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、同條第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準價額について準用する。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される産業勞働者住宅）

第九條　公庫が産業勞働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第　號）（以下「融通法」という。）第七條（資金の貸付の範圍）第一項の規定により、北海道の區域内において産業勞働者住宅の建設をしようとする者に對し、資金の貸付をすることができる住宅は、防寒住宅であつて、且つ、融通法第七條第三項において準用する公庫法第十九條及び融通法第九條（貸付の條件）第一項に規定する耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅でなければならない。

2　公庫が北海道の區域内において産業勞働者住宅の建設をしようとする者に對し、融通法第七條第一項又は第二項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の利率は年六分五厘とし、貸付金の一戸當りの金額の限度及び貸付金の償還期間は、左のとおりとする。

區分	貸付金の限度	償還期間
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附隨する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費（建設費が標準建設費をこえる場合においては標準建設費。以下本條において同じ。）又は土地の價額（價額が標準價額をこえる場合においては標準價額。以下本條において同じ。）の六割に相當する金額	三十五年以内
防寒住宅であつて、且つ、前項に規定する簡易耐火構造の住宅であるものの建設及びこれに附隨する土地の取得を目的とする貸付金	住宅の建設費又は土地の價額の六割に相當する金額	三十年以内

3　第一項に規定する防寒住宅の構造及び設備について必要な技術的事項は、建設省令、大藏省令で定める。

4　融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十條第三項の規定は、第二項の場合における住宅の床面積について、融通法第九條第二項において準用する公庫法第二十條第四項及び第五項の規定は、第二項に規定する標準建設費及び標準價額について、準用する。

（報告）

第十條　北海道知事は、毎年一回、建設省令の定めるところにより、北海道の區域内における防寒住宅の建設及び防寒改修並びにこれらに關する試驗研究及び普及事業の狀況について建設大臣に報告しなければならない。

2　北海道知事は、前項の規定による報告をするについて必要があると認めるときは北海道の區域内の市町村の長に對し、必要な資料の提出を求めることができる。

（罰則）

第十一條　第八條又は第九條の規定に違反して資金の貸付をした公庫の役員又は職員は、三万圓以下の過料に處する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第八條及び第九條の規定は、この法律の施行の日から起算して一年を限り、政令で指定する地域内において建設（あらたに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。）をする住宅については適用しない。

3　公庫が、この法律の施行前（前項に規定する住宅については、この法律の施行の日から起算して一年を經過した日前）に、資金の貸付をし、又は貸付の申込を受理したものについては、第八條及び第九條の規定にかかわらず、公庫法の規定を適用する。

4　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三號）の一部を次のように改正する。

第三條第二十三號の三の次に次の一號を加える。

二十三の四　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第　號）の施行に關する事務を管理すること。

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

別表第三第一號百二十二の次に次のように加える。

百二十二　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第　號）の定めるところにより、建設大臣に報告をする等の事務を行うこと。

電氣事業及び石炭鑛業における爭議行爲の方法規制に關する法律案

いわゆる「スト規制法案」は去る十四日夜國會に提出された。

前國會で不成立となつた同法案と異るところは、附則第二項、第三項に本法案は三年間の臨時立法とした點であり、これは前國會における改進黨の修正をいれたものである。

電氣事業及び石炭鑛業における爭議行爲の方法規制に關する法律案

第一條　この法律は電氣事業（一般の需要に應じ電氣を供給する事業またはこれに電氣を供給することを主たる目的とする事業をいう。以下同じ。）および炭鑛業の特

殊性並びに國民經濟および國民の日常生活に對する重要性にかんがみ公共の福祉を擁護するためこれらの事業について爭議行爲の方法に關して必要な措置を定めるものとする。

第二條 電氣事業の事業主または電氣事業に從事する者は爭議行爲として電氣の正常な供給を停止する行爲そのほか電氣の正常な供給に直接障害を生ぜしめる行爲をしてはならない。

第三條 石炭鑛業の事業主または石炭鑛業に從事する者は爭議行爲として鑛山保安法（昭和二十四年法律第七十五）に規定する保安の業務の正常な運營を停廢する行爲であつて鑛山における人に對する危害、鑛物資源の滅失若しくは重大な損壞、鑛山の重要な施設の荒廢または鑛害を生ずるものをしてはならない。

附　則

一、この法律は公布の日から施行する。

一、政府はこの法律施行の日から起算して三年を經過したときは、その經過後二十日以内に、もしその經過した日から起算して二十日を經過した日に國會閉會中の場合は國會召集後十日以内にこの法律を存續させるかどうかについて國會の議決を求めなければならない。この場合においてこの法律を存續させない旨の議決があつたとき、または當該國會の會期中にこの法律を存續させる旨の議決がなかつたときはその日の經過した日からこの法律はその効力を失う。

一、前項の規定によりこの法律が効力を失つたときは政府は速にその旨を公布しなければならない。

公立學校施設費及び危險校舍改築費の一部國庫負擔法案

政府は六月二十六日の閣議で、つぎの二法案の國會提出を決定した。

公立學校施設國庫負擔法案

一、（目的）　公立學校の施設の整備を促進するため、公立學校施設の災害復舊戰災復舊および義務教育年限の延長にともなう施設の建設に要する經費の國庫負擔率を定め、學校教育の圓滑な實施を確保する。

二、（國庫負擔率）　國の負擔する割合は次のとおり、施設の範圍は政令で定める。

(1) 災害復舊―二分の一

(2) 戰災復舊―小、中學校については二分の一、高校、大學については三分の一

(3) 義務教育年限の延長にともなう施設の建設、二分の一

三、（事業に要する經費の種目）

(1) 災害復舊、戰災復舊に要する經費の種目は本工事費および付帶工事費とする。

(2) 義務教育年限の延長にともなう施設に要する經費の種目は、新施設、代替施設の建設工事費および事務費とする。ただし、買收などによる場合はその買收費および事務費とする。

(3) 事務費は、政令で工事費の一定割合とする。

四、（事業に要する經費の算定基準）

(1) 災害復舊、戰災復舊に要する經費は政令の定めるところにより、當該施設を原形に復舊するものとして算定する。

(2) 義務教育年限延長にともなう施設の建設費は、中學校、盲學校およびろう學校の校舍または寄宿舍について、政令で定める兒童（生徒）一人當りの坪數および一坪當りの建築單價を基準として算定する。

五、（事業費の決定）　事業費の額は、前項の基準にしたがい、文部大臣が決定する。

六、（事業の成功認定）　負擔金による事業を施行した地方公共團體は、終了後遲滯なくその事業費を清算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

七、（負擔金の還付）　負擔金を受けた地方公共團體が、その事業を施行せずまたはその目的に反して使用した場合は文部大臣はその一部を交付しないか、あるいは返還させることができる。

八、（剩余金の處分）　事業費に剩余を生じた場合、地方公共團體は、それに係る國の負擔金を返還しなければならない。

九、（都道府縣教育委員會の事務）　事業費の負擔金の額の算定、還付および事業の成功認定に關する事務は、政令で定めるところにより都道府縣教育委員會が行う。

一〇、（監督）　文部大臣は事業の施行に關し、必要な最底限度において實地檢査を行い、報告を求め、または必要な指示をすることができる。

一一、（適用除外）　この法律は、施設の災害復舊について

(1) 災害の被害が大破に達しない場合

(2) 設計の不備、工事施行の粗漏に原因して生じたものと明らかに認められる災害に係る場合

(3) はなはだしく維持管理の義務を怠つたことによるものと認められる災害に係る場合には適用されない。

危險校舍改築促進臨時措置法案

一、（目的） 地方財政および公立義務教育學校の危險校舍の現狀にかんがみ、その改築を促進するため改築費の一部を國庫負擔とし、義務教育の圓滑な實施を確保することを目的とする。

二、（國の補助） 國は、公立義務教育學校の校舍で、その構造上危險な狀態にあるものの改築を行わんとする地方公共團體に對し、その費用の一部を補助することができる。

三、（補助の對象） この法律による危險校舍は、大平洋戰爭前後の資金、資材などの統制軍用施設への轉用その他國の施策により、その腐朽度がはなはだしく、すみやかに改築を要する狀態にあるもので、補助の對象となる危險校舍の全國を通じての延面積最高限度は政令で定める。

四、（補助率） 補助は、豫算の範圍内で政令の定めるところにより、改築に要する費用の三分の一以内とする。

五、（補助の申請） 地方公共團體の長は補助を受けようとするときは、文部省令の規定に基づき、文部大臣に補助金交付申請書を提出しなければならない。

六、（補助金交付の取消し停止） 文部大臣は、補助金交付の場合に、

(1) 正當な理由がなくて改築工事を行わないこととなつたとき

(2) その目的以外に使用したとき

(3) 文部大臣の指示に反したとき

は補助金の全部または一部の交付を取消し、停止しまたは返還を命ずることができる。この場合には、あらかじめ當該地方團體の長に對し、意見をのべ有利な證據を提供する機會を與えなければならない。

七、（指示監督） 文部大臣は、必要があるときは、必要な範圍内で補助金の交付を受ける地方團體の長に對して必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、または實地檢査することができる。

町村合併促進法案

第一章 總則關係

一、町村の規模（第三條）

町村は、おおむね人口八千を最低の標準とし、地勢、人口密度などに合わせ、行政の能率化を根本として、規模の適正化をはかるように相互に努力しなければならない。

知事が、地方自治法第八條の二第一項の規定により、町村合併の計畫を定めようとするときは、この趣旨に從わなければならない。

二、町村合併促進審議會（第四條）

都道府縣は、町村合併促進のため、議員、町村長、町村議會議長、府縣職員および學識經驗者からなる町村合併促進審議會を置くことができる。

審議會は、知事の諮問に應じて、町村合併計畫の策定に關し調査審議するとともに、合併促進のための啓發、宣傳活動をすることができる。

三、町村合併促進協議會（第五條）

町村合併をしようとする町村は、そのための調査あるいは協議を行うため、地方自治法第二百五十一條の二の規定により、關係町村の長、議員および職員などからなる町村合併促進協議會を置くことができる。

四、新町村建設計畫の策定（第六、七條）

町村は、町村合併をしようとするときには、協議により、(1)新町村建設の基本方針、(2)町村役場、小中學校、自治體警察、消防施設、衞生、厚生施設および土木施設などの整理統合、(3)水道その他公營企業の運營、(4)町村合併後五年間の年度別財政計畫などを定めた新町村合併計畫を策定しなければならない。

新町村建設計畫を定めるときには、關係町村はあらかじめ知事の意見をきかなければならないし、これを定めたときには、直ちにそれを知事に提出しなければならない。

新町村合併計畫は、住民の融和と福祉および負擔の分點を立脚點として作成されなければならない。そして、これに反する場合には、速かに是正するように定められなければならない。

五、新町村建設計畫の變更（第八條）

町村合併前に新町村建設計畫を變更する場合には、關係町村の協議に、合併後に變更する場合には、その議會の議決によらなければならない。

第二章　他の法律の特例關係

六、議員の任期、定數などに關する特例（第九條）

合併關係町村は、その議員の任期、定數などについて、協議による規約により次の二つのいずれかの特例を設けることができる。

(1) 町村合併のさい、現に在任する議員は、協議による規約にもとづき、新設合併町村については町村合併後二年以内の間、編入合併町村については編入する町村の議員の殘任期間、引き續き合併町村の議會の議員として在任する。

(2) 新設合併町村については、設置選擧の場合（町村合併後の第一期議員の選擧）に限り、編入合併町村については現職議員の殘任期間に限り、地方自治法の原則による定數の二倍と合併關係町村の定數の合計（合併關係町村がある町村の一部の場合には、人口による按分比例で合算する）とのうち、小さい方の數をこえない範圍で、協議による規定により定數を增加することができる。ただし、編入合併町村の場合には、公職選擧法の規定にかかわらず、繰上補充は行わず、欠員が生じた場合には必ず補欠選擧を行う。（合併町村の議員の任期、定數に關する特例は、選擧を行わずそのまま在任することとすべしとした全國町村會および自治廳側の見解と、選擧を行わないのは憲法第九十三條違反だから、定數を增加して選擧を行うべしとした參院法制局側の見解とがいちじるしく對立していた點であるが、試案ではこのように兩者の案をともにとりあげ、合併町村の選擇にまかせたのである。）

七、市町村の境界變更に關する特例（第十、第十一條）

地方自治法第八條の第二項により、知事が、町村合併に關する計畫について關係町村に意見を求めたときは、その長は直ちにこれを告示、公表しなければならないそのさい、その町村内の町、字などの區域に屬するものは、選擧權者の五分の三以上の連署で、町村長に對し意見を提出することができる。

町村長は、この意見の提出があつたときは、その要旨を公表するとともに、六十日以内に當該町村の意見を付してこれを知事に提出しなければならない。

町村長がこの意見を提出しないときには、當該地域の代表者はこれを直接知事に提出することができる。

地方自治法第八條の二第二項の規定による町村合併に關する知事の報告が、前述の意見を採用している場合で、當該町村の議會が報告と異る議決をした場合には、町村長はこの旨を告示、公表しなければならない。

この告示があつたさいには、地域の代表者は、告示の日から三十日以内に、その境界變更を當該地域の住民投票に付することを町村の選擧管理委員會に請求でき、選管委は、請求の日から三十日以内に投票に付さなければならない。

この投票で、五分の四以上の贊成があつたときは、それは當該地域にかかる市町村の境界變更に關して、町村議會の議決にかわる効力を有する。

八、地方財政法の特例（第十二條）

新町村建設計畫にかかげる事業で、合併町村の永久の利益となるべきものについては、五年間に限り、地方財政法第一項の規定にかかわらず、地方債をその財源とすることができる。

九、地方稅法の特例（第十三條）

合併町村は、合併關係町村の間において、地方稅の賦課にいちじるしい不均衡があり、均一の課稅をすることがいちじるしく困難な特別な事情がある場合は、三年間に限り、不均一の課稅をすることができる。

十、地方財政平衡交付金法の特例（第十四條）

合併町村に對する平衡交付金は、合併後五年間に限り、政令の定めるところによつて合併が行われなかつた場合に、各合併關係町村に交付さるべき金額の合計額が交付される。

十一、國有財産特別措置法の特例（第十五條）

國有財産特別措置法上の普通財産は、司法第三條第一項の場合以外に、新町村建設計畫の實施について永久の利益となるべき施設の用に供する場合にも、合併町村に讓渡または貸付できる。

十二、國有林野整備特別措置法の特例（第十六條）

合併町村の區域にかかる國有林野は、國土の保安および國有林野の經營上欠くことのできないものを除いて、合併町村の基本財産の造成上必要があると認められた場合は、合併後五年間に限り、國有林野整備臨時措置法の例によつて合併町村に賣り拂いまたは交換することができる。

この場合、賣り拂い代金の支拂は、五年据置、十五年年賦とする。

合併町村は、賣り拂いをうけた林野については、國の承認をうけた施業計畫で經營しなければならないし、またその立木の伐採、賣り拂いなどについては、あらかじめ國の承認をうけなければならない。

十三、國民健康保險法の特例（第十七條）

合併關係町村のうち國民健康保險を行つているものがある場合で、町村合併によりこの保險が行えなくなることのないようにするため、合併後五年間に限り、協議による規約の定めるところにより、國民健康保險法第八條の十三第一項および第八條の十五第一項の特例を認める。

十四、水産業協同組合法の特例（第十八條）

二以上の町村をその地域とすることにより、その組合員資格を特定の漁業從事者などに制限することを認められていた漁業協同組合（水産業協同組合法第十八條第二項）について、町村合併によりその地域が同一の町村の區域に包含されることとなつた場合においても、從來の資格制限を存置することができるものとする。

十五、農地法の特例（第十九條）

町村合併にともなう町村の區域の變動により、小作地などがその所有者の住所のある町村の外にあることとなつた場合においても、農地法の規定にかかわらずその所有する小作地などの所有を認める特例を設ける。

第三章　町村合併及び新町村建設計畫の實施關係

十六、町村合併に對する協力（第二十條）

町村は、町村合併について知事、府縣議會、他の町村の長および議會、學識經驗者などに技術的な助言、勸告を求めることができ、また町村合併を行わんとするときは、關係町村の關係機關は、その區域内の公共的團體などに協力を求めなければならない。

十七、事務の處理（第二十一條）

合併關係町村は、町村合併にさいし、町村税などの滯納を整理し、未拂債務を辨濟するなど、誠實に事務を處理しておかなければならない。

十八、財産および營造物管理、引繼など（第二十二條）

合併關係町村は、町村合併にさいし、基本財産、營造物などを誠實に管理しなければならない。財産および營造物の引繼、處分などについては、その區域内の住民による使用狀況、取得についての寄與の程度あるいは舊慣などを尊重してその所屬を定めるようにしなければならない。

その場合、合併關係町村相互間において、その所有する基本財産がいちじるしく相違し、これを統合することが適當でないときは、地方自治法第七條第四項の財産處分に關する協議により、その全部または一部を合併關係町村内の地域に所有させることができる。

十九、公共的團體などの統合整備（第二十三條）

合併關係町村内の公共團體などは、合併町村の一體性の確立のため、その統合整備に努めなければならないとともに、合併町村の長は、必要がある場合には、統合整備のための勸告を行うことができる。

第四章　町村合併および新町村建設計畫の實施の促進關係

二十、町村合併促進のための補助金（第二十五條）

國は、町村合併を促進するため、豫算の範圍内で、町村および都道府縣に對し補助金を交付することができる。

二十一、新町村建設計畫の實施に關するあつせん（第二十六條）

新町村建設計畫の提出があつた場合には、内閣總理大臣は、關係各省大臣に通知し、かつ町村と各省間、町村相互間のあつせんをすることができる。

二十二、新町村建設計畫の實施の促進のための國の行う措置

國は、新町村建設計畫の實施を促進するため、法令および豫算の範圍内において

(1) 教育文化施設、消防施設、衞生、厚生施設、土木施設、その他合併町村の永久の利益となるべき建設事業に關する財政上の援助

(2) 道路、河川、港灣の建設、改修などの土木事業、その他政令で定める國の事業の實施

(3) 國有財産の貸付、交換、賣拂、讓渡あるいは私權の設定、國有林野法に定める部分林の設定、地方債の許可、その他政令で定める國の行政機關の處分に關する措置

について、優先的な措置あるいは特別な配慮を加えるものとする。

二十三、都道府縣の措置（第二十八條）

町村合併および新町村建設計畫について、都道府縣もまた國の行う措置にならつ

て必要な措置をおこない、それらの實施については、これを公表するとともに、内閣總理大臣に報告しなければならない。

二十四、國の公共企業體の協力（第二十九條）

國の公共企業體は、管轄區域の變更など町村合併の目的實現のため必要な措置を講ずるようにしなければならない。

二十五、内閣總理大臣の助言、勸告その他の措置（第三十條）

内閣總理大臣は、この法律の目的を實現するために、町村および都道府縣に助言勸告を行い、情報および資料を提供するなど、適切な措置を講じなければならない。

第五章　雜則關係

二十六、この法律施行前の申請にかかる町村合併についての適用關係（第三十一條）

この法律施行前五年間において町村合併を行つた町村については、本法の規定中、地方財政法の特例、地方財政平衡交付金法の特例、國有財產特別措置法の特例、國有林野整備臨時措置法の特例、公共的團體などの統合整備、新町村建設計畫の實施に關するあつせん、新町村建設計畫の實施の促進のため國の行う措置などの諸規定を適用する。

二十七、合併町村が市となつた場合の適用關係（第三十二條）

合併町村（前の規定による施行前五年間で合併したものを含む）が市となつた場合にも、市とならなかつたと同樣に、本法の適用をうける。なお、平衡交付金がその結果少くなるときは、平衡交付金の特例にかんする規定のみは適用しない。

二十八、市の區域を含む場合についての準用（第三十三條）

本來の町村合併に市が關係者として加わる場合にも、本法の規定を準用する。

二十九、市が設置され、または市に編入する場合についての準用（第三十四條）

二以上の町村の區域の全部または一部をもつて市を設置する場合、または町村の全部または一部を人口五万未滿の市に編入する場合においては、議員の定數および選擧に關する特例を除き、本法を準用する。なお、この場合にも、平衡交付金についての特例的な取扱いは認めない。

付則關係

付則において、この法律は、公布の日から一カ月經過した日から施行する（付則1）ものとし、施行の日から五カ年間の限時法とされている。ただし、失効前に行われた町村合併については、その時以後も効力を有する。（付則2）

地方公共團體の負擔金の納付の特例に關する法律案

この法律案は、最近の地方財政の窮迫せる狀況に鑑み、政府の行う直轄事業について地方公共團體が法律により負擔する負擔金について、當分の間當該地方公共團體の發行する證券で納付することができることとする等を内容とするものである。

地方公共團體の負擔金の納付の特例に關する法律案

（昭二八、六、一三内閣提出第一一號同日衆院大藏委付託）

1　政府は、當分の間、國が直轄で行う事業について地方公共團體（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八號）に基く港務局を含む。）が法律に基いて負擔する負擔金（以下「負擔金」という。）については、政令で定めるところにより、當該地方公共團體の發行する地方債の證券（港務局の發行する債券を含む。）をもつて納付させることができる。

2　政府は、昭和二十七年度以前に國が直轄で行つた事業についての負擔金で、政令で定める日までに納付されないものについては、政令で定める日後、政令で定めるところにより、延滯利子を附することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、本則第一項の規定は、昭和二十八年度以降に國が直轄で行う事業についての負擔金の納付から適用する。

自治大學設置法案

この法律案は、六月十五日の閣議で一部修正の上同十九日參議院先議で内閣から提出された。

右修正個所は第六條の自治大學の校長に自治廳次長をあてる點を削除したことと、第七條に同校の運營について校長の諮問に應ずるため、自治大

學校運營審議會を設けることにした二點である。

自治大學校設置法案

（昭和二八、六、一九内閣提出第四七號）
（昭和二八、六、一九參院地行委付託）

（設置）

第一條　地方公務員の資質を向上し、勤務能率の發揮及び增進を圖り、もつて地方公共團體の行政の民主的且つ能率的な運營を期するため、地方公務員に對する高度の研修を行う機關として、國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十號）第八條第一項の規定に基いて、自治廳に、自治大學校を置く。

（所掌事務）

第二條　自治大學校は、左に掲げる事務を行う。

一、地方公務員でその任命權者の推薦に係るものに對し、高度の研修を行うこと。

二、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第三十九條に規定する研修の内容および方法について調査研究を行い、及びその成果を刊行すること。

2　自治大學校は、前項に規定する事務とあわせて、左に掲げる事務を行う。

一、地方自治に關する制度及びその運營に關する理論及びその應用について基本的な調査研究を行うこと。

二、地方自治に關する制度及びその運營に關する資料を收集し、編さんし、及び保存すること。

3　自治大學校は、地方公共團體の行政に密接な關係がある職務に從事する國家公務員に對しても、その任命權者から依頼があつた場合においては、研修を行うことができる。

（地方公共團體の研修機關に對する技術的援助）

第三條　自治大學校は、地方公共團體が設置する研修機關に對し、第二條第一項第二號の規定による調査研究の成果の提供、講師のあつせんその他研修に關して必要な技術的援助をすることができる。

（調査研究の受託及び資料等の交換）

第四條　自治大學校は、地方公共團體の機關の委託を受けて、第二條第一項第二號または第二項第一號に規定する調査研究を行うことができる。

2　自治大學校は、關係機關との間において、第二條に規定する研修または調査研究に關する資料、成果その他の便宜の交換を行うことができる。

（位置）

第五條　自治大學校は、東京都に置く。

（組織）

第六條　自治大學校に、校長その他所要の職員を置く。

2　校長は、自治廳長官の命を受け、校務を掌理する。

3　前二項に定めるものの外、自治大學校の内部組織は、總理府令で定める。

（自治大學校運營審議會）

第七條　自治大學校に、自治大學校の運營について校長の諮問に應ずるため、地方公共團體の長及び議會の議長の全國的連合組織の代表者並びに學識經驗者で組織する自治大學校運營審議會を置く。

2　前項に定めるものの外、自治大學校運營審議會の組織及び運營に關し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

2　自治廳設置法（昭和二十七年法律第二百六十一號）の一部を次のように改正する。

第四條第十五號の次に次の一號を加える。

十五の二　地方公務員に對し、當該地方公務員の任命權者の依頼を受けて研修を行うこと。

第二十四條の次に次の一條を加える。

（自治大學校）

第二十四條の二　自治廳に、自治大學校を置く。

2　自治大學校の所掌事務、組織その他の事項については、自治大學校設置法（昭和二十八年法律第　號）の定めるところによる。

理　由

地方公務員の資質を向上し、勤務能率の發揮及び增進を圖り、もつて地方公共團體の行政の民主的且つ能率的な運營を期するため、地方公務員に對する高度の研修を行う機關として、自治大學校を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業機械化促進法案要綱

第一目的　農業機械化を促進する爲、農機具の檢査、必要な賃金の確保、その他農機具の改良普及に必要な措置を講じ、もつて農業生産力の增進と農業經營の改善に寄與することを目的とする。

第二定義　農業機械化とは、動力又は畜力を利用する優良な農機具を効果的に導入して農業の生産技術を高度化することをいう。

第三融資　國は農業協同組合等が共同利用に供する農機具を導入するのに必要とする資金につき、長期低利の資金を確保するよう努めなければならない。

第四試驗研究の助長　國は農業機械化を促進するのに必要な科學的、試驗研究を積極的に助長しなければならないものとする。

第五國の補助　國は豫算の範圍内で都道府縣に對し、左の各號に掲げる事業を行うに要する經費の一部を補助するものとする。

1　農機具教習展示施設の設置及び運營

2　農機具共同利用組織の指導育成

3　農民技能者の養成

第六農機具檢査の法制化　農機具の改良普及を促進するため農機具の依頼檢査を法制化して積極的に充實して行う。特に檢査合格後の品質保持についての規定を設ける

第七農業機械化審議會の設置　農業機械化を適正かつ圓滑に促進するため、農林省に農業機械化審議會を設置する。

「昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案」要點の解說

（昭二八、六、二三内閣一七號）
（同日衆院農林委員會付託）

この法律案は、今年四月、五月の間における凍霜害の被害農家に對する救濟方策で、政府はこのため二十億圓の豫算をもつて、都道府縣、市町村を通じて利子補給、損害補償を行わんとするものである。なおこの政府案とは別個に議員提出として兩派社會黨より「昭和二十八年の凍霜害に伴う營農資金の融通に關する特別措置法案」が出されている。

この資料は政府案の要點と兩派社會黨案との相違點を比較したものである。

昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に對する資金の融通に關する特別措置法案要點の解說

（（　）内は社會黨案の要點）

一、目的（第一條）

昭和二十八年四月から五月までの間における凍霜害によつて損失を受けた農業、及び養蠶業者に對し、資金の融通を圓滑にし、その經營の安定に資する。

（農業者が、その栽培する政令で定める農作物に受けた凍霜害に伴い營農上必要な資金の融通について損失補償、利子補給を行う。）

二、定義（第二條）

1　被害農家とは、凍霜害による霜、又は茶その他政令で定める農作物の減收が平年の收穫量の三割以上である旨の市町村長の認定を受けたもの。

（制限を設けず。）

2　營農資金とは、農業協同組合又は金融機關が被害農家に對し、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定める範圍内の額で、償還期限二年以内、利率年六分五厘以内の條件で昭和二十八年九月三十日までに貸付けるもの。

（利率は、融資機關が通常それと同種の貸付けを行う場合の利率を年五分引き下げたものとする。償還期限は昭和三十四年三月三十一日とする。）

三、國庫補助（第三條）

政府は、都道府縣に對し豫算の範圍内で左に掲げる經費の全部又は一部を補助する。

1　都道府縣が、營農資金につき利子補給を行う場合、その利子補給に要する經費

2　市町村が、營農資金につき利子補給を行うのに要する經費の全部又は一部を都道府縣が補助に要する場合、その補助に要する經費

3　農協組合その他の金融機關が營農資金を貸付けたことにより受けた損失及び農協組合連合會又は、農林中金が營農資金に關連して受けた損失を都道府縣が補

償する場合、その補償に要する經費

4　市町村が、前號の損失を補償するのに要する經費の全部又は一部を都道府縣が補助する場合、その補助に要する經費

（國庫補助は營農資金を融資する金融機關が受ける。）

四、融資總額（第四條）

1　政府が都道府縣に對し補助する營農資金の總額は二十億圓までとする。

（融資總額は百億圓とする。）

2　國の利子補給の額

都道府縣、市町村が年五分以内の利子、補給を行つた場合、二十億圓の範圍内でその二分の一を補助する。

（全額國庫負擔とする。）

3　損失補償の額

損失補償の額の二分の一、又は損失補償の對象となつた貸付金總額の百分の一五を二十億圓の範圍内で補助する。

（融資額の三割を國が補償する。但し都道府縣が三割を下らない額を補償するときは國庫は外に五割を補償する。）

五、政府への納付金（第五條）

都道府縣は、融資機關又は關係市町村から納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に應じ政府に納付する。

六、農林漁業金融公庫の行う業務の特例（第七條）

農林漁業金融公庫は政令の定めるところにより被害農家、農協組合又は同上連合會等に對し、被害農作物に施用する肥料代、種子購入代等の資金の貸付をすることができる。

七、付則

この法律は、公布の日から施行する。

「中小企業金融公庫法案」の概要

この法律案は、中小企業者に對する長期融資につき、一般の金融機關では融通困難であるため、恒久的政府機關として中小企業金融公庫を設立しようとするのがねらいである。

「中小企業金融公庫法案」の概要

（昭和二八、六、一八内閣提出第四六號
昭和二八、六、一八衆院通商産業委員會付託）

（目的）

第一　中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機關が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（第一條）

（中小企業者の範圍）

第二　中小企業者の範圍は、左に掲げるものとすること。

1　資本の額又は出資の總額が一千万圓以下の會社並びに常時使用する從業員の數が三百人以下の會社及び個人であつて、政令で定める業種に屬する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの

2　中小企業協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合會、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合會であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

3　醫業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する從業員數が三百人以下のもの（前二號に掲げるものを除く。）

4　調整組合及び誘整組合連會

（第二條）

（法人格）

第三　中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とすること。

（第三條）

（資本金）

第四　公庫の資本金は、一般會計からの出資金百億圓と第十の規定により産業投資特別會計から出資があつたものとされた金額との合計額とすること。

（第五條）

（役員）

第五　公庫に、役員として、總裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くこと。役員の任命及び任期は他の公庫なみとすること。

（第九條～第十八條）

（業務の範圍）

第六　公庫は、第一條の目的を達成するため、中小企業者に對する貸付の業務を行うこと。

2　公庫は、前項に掲げる業務の外、第十の規定により承繼した權利義務の處理に關する事務を行うことができる。（第十九條）

（業務の委託）

第七　公庫は、主務大臣の許可を受けて、金融機關に對し、その業務の一部を委託することができる。（第二十條）

（貸付の條件）

第八　貸付の條件は左の通りとすること。

(1)　使　途　設備資金及び長期運轉資金

(2)　貸付金額　一企業者當り貸付累計一千万圓（中小企業協同組合又は團體組合連合會にあつては三千万圓）以下

(3)　利　率　年一割を基準とする

(4)　償還期限　一年以上五年以内（特に必要ある場合は、五年以上とすることができる）

(5)　据置期間　一年以内

(6)　擔　保　原則として不動産その他適切な擔保を徴する。但し、擔保を提供することが著しく困難であると認めるときは、保證人をもつて擔保に代えることができる。（第二十一條及び業務方法書に規定）

（借入金）

第九　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から借入金をすることができること。

2　政府は、公庫に對して資金の貸付をすることができること。

3　前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の條件より公庫に有利な條件を付することができること。

4　第一項に規定する場合を除く外、公庫は借入金をしてはならないこと。（第二十五條）

（開發銀行よりの債權の承繼）

第十　公庫は、開發銀行より左の債權を承繼すること。（その範圍、時期、その他の細目は政令で定めること。）

(1)　開發銀行が見返資金特別會計から承繼した中小企業者に對する貸付に係る債權

(2)　開發銀行が復興金融金庫から承繼した中小企業者に對する貸付に係る債權

(3)　開發銀行が中小企業者に對して行つた貸付に係る債權

2　前項第一號の債權は、産業投資特別會計から公庫に對する出資（その範圍、時期その他の細目は政令で定める。）とし、第二號債權及び第三號債權中、昭和二十八年三月三十一日までに行つた貸付に係るものは、開發銀行から公庫に對する貸付とすること。

3　第一項第三號の債權中昭和二十八年四月一日以降行つた貸付に係るものは、公庫が買い取ること。（第三十三條）

（商工中金に對する貸付）

第十一　公庫の出資に振り替えられた一般會計から商工中金に對する貸付金二十億圓は、公庫の成立の日から二年以内で政令で定める間公庫より商工中金に貸付けるものとすること。（第三十四條）

（監督）

第十二　公庫は、主務大臣が監督すること。

2　主務大臣は、通商産業大臣及び大藏大臣とすること。（第三十五條）

消防施設強化促進法案

この法案のねらいは、國が市町村に補助金を交付して市町村の消防施設の強化促進を計らんとするものである。なお昭和二十八年度本豫算案には消防機械器具整備費補助として二億五千二百万圓が計上されている。

消防施設強化促進法案

（昭和二八、六、一六内閣提出第二五號）
（昭和二八、六、一六衆院地行委付記）

（目的）

第一條　この法律は、市町村の消防の用に供する施設の強化を促進し、もつて社會公共の福祉を増進することに寄與することを目的とする。

（國の補助）

第二條　國は、消防の用に供する施設（以下「消防施設」という。）を購入し、又は設置しようとする市町村に對し、その費用の一部を補助することができる。

（補助の對象）

第三條　この法律の規定により國が補助を行うことができる消防施設は、消防の用に供する機械器具及び設備が政令で定めるものとする。

（基準額及び補助率）

第四條　前條の規定により國が行う補助は、豫算の範圍内で、基準額の三分の一以内とする。

2　前項の基準額は、消防施設の種類及び規格ごとに、内閣總理大臣が定める。

（補助の申請）

第五條　市町村長は、當該市町村が購入し、又は設置しようとする消防施設に要する費用について國の補助を受けようとする場合においては、總理府令で定めるところにより、當該市町村を包括する都道府縣の知事を經由して、内閣總理大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。この場合において、當該都道府縣知事は必要な意見を附することができる。

（補助金の交付の取消、停止等）

第六條　内閣總理大臣は、市町村に對して補助金を交付する場合において、左の各號の一に該當する事由があるときは、當該市町村に對して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一　正當な理由がなくて、消防施設の購入又は設置の全部又は一部を行わないこととなつたとき。

二　補助金を補助の目的以外に使用したとき。

三　前各號の外、内閣總理大臣の指示に違反したと認められるとき。

2　前項の規定により内閣總理大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、當該市町村長に對し釋明のため意見を述べ、及び當該市町村のため有利な證據を提出する機會を與えなければならない。

（指示監督）

第七條　内閣總理大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける市町村の長に對して、消防施設の購入又は設置について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして當該補助に係る消防施設を實地檢査させることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

「青少年問題協議會設置法案」の要點

この法案は、青少年の指導育成保護及びきよう正に關する施策を圓滑に推進するため國及び地方公共團體に青少年問題協議會を設置しようというのがそのねらいである。

中央青少年問題協議會はすでに總理府設置法に基き、その附屬機關として設置されており、地方青少年問題協議會は、中央に準じ、全都道府縣及び多數の市町村が、自主的に設置しているが、現在の青少年問題の複雜性困難性にかんがみ、その施策の一層の効果をあげるためには、總合連絡機關としての青少年問題協議會の強化が叫ばれ、特に、地方青少年問題協議會に關しては、その法制化並びに國からの財政援助方について全國的に強い要望があつたため、國において明確な法的根據を與えるべくここに立法措置となつたのである。

「青少年問題協議會設置法案」の要點

（昭和二八、六、一六内閣提出第三〇號
昭和二八、六、一八衆院内閣委員會付記）

（設置）

第一　國に、中央青少年問題協議會（以下「中央協議會」という。）を置き、又都道府縣及び市町村には、それぞれ都道府縣青少年問題協議會及び市町村青少年問題協議會（以下「協議會」という。）を置くことができる。（第一條）

（所掌事項）

第二　中央協議會及び地方協議會の所掌事項は左のとおりとする。

青少年の指導、育成、保護及びきよう正に關する總合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するとともに、その適切な實施を期するために必要な關係行政機關相互の連絡調整を圖ること。（第二條、第六條）

（組織）

第三

1　中央協議會の委員は、國會議員、內閣官房長官その他關係行政機關の職員、最高裁判所の職員及び學識經驗者等のうちから、內閣總理大臣が任命する。

會長は、委員の互選とする。（第三條）

2　地方協議會の委員は、地方公共團體の議會の議員、關係行政機關の職員、家庭裁判所の職員及び學識經驗者等のうちから、當該地方公共團體の長が任命する。

會長は、當該地方公共團體の長をもつて充てる。（第七條）

（國からの財政的援助）

第四　國は、都道府縣青少年問題協議會を置く都道府縣に對し、豫算の範圍內において、その協議會の運營に要する經費の一部を補助することができる。（第九條）

昭和28年度北海道費歳入歳出豫算現計表 (普通會計)

歳入

昭和28. 6. 25現在

款項別	前回迄の累計額	追加更正額 議案第一號	追加更正額 議案第二號	現計豫算額	總額に對する割合%
1 道税	6,301,571,300	—	—	6,301,571,300	20.25
普通税	6,258,189,100	—	—	6,258,189,100	
舊法による税	43,382,200	—	—	43,382,200	
3 公營企業及び財産收入	134,042,300	—	13,147,000	147,189,300	0.47
公營企業收入	50,200,000	—	—	50,200,000	
財産收入	8,003,100	—	11,847,000	19,850,100	
財産賣拂代金	75,839,200	—	1,300,000	77,139,200	
4 分擔金及び負擔金	322,138,700	—	1,842,000	323,980,700	1.04
負擔金	322,138,700	—	1,842,000	323,980,700	
5 使用料及び手數料	857,405,600	—	6,504,500	863,910,100	2.79
使用料	648,890,000	—	4,952,300	653,842,300	
手數料	208,515,600	—	1,552,200	210,067,800	
7 寄附金	94,800,100	—	69,400,600	164,200,700	0.53
寄附金	84,800,100	—	69,400,600	164,200,700	
8 繰入金	87,008,400	—	—	87,008,400	0.28
特別會計繰入金	38,008,400	—	—	38,008,400	
財産金繰入	49,000,000	—	—	49,000,000	
9 繰越金	166,726,300	—	280,367,000	447,093,300	1.44
前年度繰越金	166,726,300	—	280,367,000	447,093,300	
10 雜收入	1,934,588,200	—	134,008,200	2,068,596,400	6.64
辨償金及び報償金	1,962,300	—	—	1,962,300	
物品賣拂代金	470,269,800	—	2,380,000	472,649,800	

診療所収入	41,245,200	—	—	41,245,200	
保健所収入	65,571,000	—	—	65,571,000	
療養所収入	123,930,000	—	—	123,930,000	
保養所収入	43,735,100	—	—	43,735,100	
公報収入	8,820,000	—	—	8,820,000	
土地區畫整理收入	17,000,000	—	—	17,000,000	
金庫運用金利子	28,100,000	—	22,000,000	50,100,000	
貸付金收入	928,500,600	—	108,000	928,608,600	
性病診療施設收入	26,075,900	—	—	26,075,900	
精神病收入	587,400	—	—	587,400	
精神病院收入	6,199,000	—	1,166,100	7,365,100	
職員會館收入	735,400	—	—	735,400	
保養所建築委託費收入	11,000,000	—	—	11,000,000	
雜入	160,856,500	—	6,354,100	167,210,600	
國體施設費借入金收入	0	—	100,000,000	100,000,000	
消費生活協同組合設備資金借入收入	0	—	2,000,000	2,000,000	
11 道債	**2,643,000,000**	—	**248,000,000**	**2,891,000,000**	**9.29**
道債	2,643,000,000	—	248,000,000	2,891,000,000	
純道負擔計	**12,541,280,900**	—	**753,269,300**	**13,294,550,200**	**42.73**
2 地方財政平衡交付金	**8,890,000,000**	—	—	**8,890,000,000**	**28.58**
地方財政平衡交付金	8,890,000,000	—	—	8,890,000,000	
6 國庫支出金	**8,841,229,600**	—	**83,809,700**	**8,925,039,300**	**28.69**
國庫負擔金	1,016,943,800	—	—	1,016,943,800	
國庫補助金	6,870,279,000	—	69,184,200	6,939,463,200	
委託金	954,006,800	—	14,625,500	968,632,300	
純國庫負擔計	**17,731,229,600**	—	**83,809,700**	**17,815,039,300**	**57.27**
歳入計	**30,272,510,500**	—	**837,079,000**	**31,109,589,500**	**100.00**

歳　出

款　項　別	前回迄の累計額	追加更正額 議案第一號	追加更正額 議案第二號	現計豫算額	總額に對する割合%
1 議會費	**119,104,300**	△ **1,693,400**	**478,100**	**117,889,000**	**0.38**
道議會費	119,104,300	△ 1,693,400	478,100	117,889,000	
2 道廳費	**2,911,674,400**	**51,231,300**	**381,000**	**2,963,286,700**	**9.53**
道廳員費	2,703,110,100	41,871,200	—	2,744,981,300	
諸費	138,478,000	9,910,600	—	148,388,600	
職員福利厚生諸費	54,367,300	△ 148,000	—	54,219,300	
人事委員會費	15,719,000	△ 402,500	381,000	15,697,500	
3 警察消防費	**52,023,900**	△ **933,500**	**7,722,500**	**58,812,700**	**0.19**
公安委員會費	39,573,500	△ 537,600	—	39,035,900	
消防學校費	7,874,600	△ 104,500	7,722,500	15,492,600	
消防振興費	4,575,600	△ 291,400	—	4,284,200	
4 土木費	**2,822,014,700**	△ **558,500**	**290,101,200**	**3,111,557,400**	**10.00**
道路橋梁費	1,088,528,300	△ 141,800	18,792,000	1,107,178,500	
河川費	957,085,900	△ 144,200	—	956,941,700	
港灣費	12,797,800	△ 68,300	18,676,200	31,405,700	
都市計畫費	51,378,700	△ 184,200	928,000	52,122,500	
東札幌都市區畫整理事業繼續費本年度支出額	15,000,000	—	—	15,000,000	
西郊地區土地區畫整理事業費	10,000,000	—	—	10,000,000	
戰災復興費	4,800,000	—	—	4,800,000	
土木事業諸費	382,424,000	△ 20,000	131,705,000	514,109,000	
災害土木費	300,000,000	—	120,000,000	420,000,000	
5 教育費	**10,193,593,300**	**7,275,400**	**87,167,100**	**10,273,485,000**	**33.02**
教育委員會費	183,070,600	1,100,200	540,000	182,510,400	

小學校費	4,454,760,300		—	—	4,454,760,300	
中學校費	2,630,038,100		—	—	2,630,038,100	
高等學校費	1,688,655,000	△	1,433,700	69,794,300	1,757,015,600	
定時制高等學校費	567,890,700	△	401,200	4,472,900	571,962,400	
盲ろう學校費	141,430,800	△	132,400	—	141,298,400	
通信教育費	5,289,700	△	16,100	—	5,273,600	
教育諸費	378,944,200	△	2,194,600	1,679,900	378,429,500	
社會教育費	31,082,100	△	1,222,600	—	29,859,500	
保健體育費	98,457,200	△	714,800	10,230,000	107,972,400	
教育財產費	13,974,600	△	59,800	450,000	14,364,800	
6 社會及び勞働施設費	**2,861,383,200**	△	**4,981,500**	**52,447,200**	**2,908,848,900**	**9.35**
生活保護費	1,081,138,500		--	—	1,081,138,500	
民生福祉費	198,228,500	△	375,200	35,015,900	232,869,200	
災害救助費	3,522,500	△	17,600	4,387,200	7,892,100	
非常災害對策費	1,300,000	△	125,500	—	1,174,500	
引揚援護對策費	174,115,100	△	20,800	1,470,700	175,565,000	
兒童福祉費	191,936,900	△	437,100	1,380,000	192,879,800	
婦人福祉費	17,370,600		—	3,436,000	20,806,600	
世話諸費	15,658,700		—	—	15,658,700	
國民健康保險費	309,607,200		—	500,000	310,107,200	
戰傷病者援護費	14,221,800		—	—	14,221,800	
住宅費	389,150,000	△	172,900	1,150,000	390,127,100	
勞政諸費	54,318,400	△	2,036,000	4,315,400	56,597,800	
失業對策諸費	261,666,800	△	787,300	792,000	261,671,500	
職業補導費	100,880,300	△	434,700	—	100,445,600	
地方勞働委員會費	30,630,500	△	562,600	—	30,067,900	
公園費	17,637,400	△	11,800	—	17,625,600	
7 保健衛生費	**955,258,900**	△	**1,757,400**	**50,483,000**	**1,003,984,500**	**3.23**
保健所費	91,073,300		—	9,000,000	100,073,300	

傳染病豫防諸費	82,768,100	△ 50,600	38,000,000	120,717,500	
性病豫防諸費	61,701,200	—	—	61,701,200	
結核豫防諸費	440,839,900	—	831,700	441,671,600	
環境衞生諸費	76,942,600	△ 851,600	—	76,091,000	
公衆衞生普及指導費	7,983,200	△ 205,700	—	7,777,500	
優生保護諸費	53,943,600	—	1,166,100	55,109,700	
保健指導諸費	14,817,800	△ 57,200	—	14,760,600	
衞生調査諸費	3,426,200	—	325,200	3,751,400	
衞生科學研究費	17,915,200	△ 311,100	—	17,604,100	
保健對策費	46,782,200	△ 200,000	—	46,582,200	
醫務諸費	20,455,100	—	300,000	20,755,100	
藥事諸費	36,610,500	△ 81,200	860,000	37,389,300	
8 産業經濟費	**8,465,835,200**	△ **12,244,400**	**186,550,500**	**8,640,141,300**	**27.77**
事業費	489,469,600	△ 322,900	44,528,100	533,674,800	
蠶業取締所費	635,000	△ 15,800	—	619,200	
農業講習所費	9,031,900	△ 105,400	—	8,926,500	
協同農業普及費	46,897,300	△ 675,000	2,887,500	49,109,800	
農村經濟科學研究所費	4,626,700	△ 191,400	—	4,435,300	
農業試驗場費	87,768,200	△ 1,095,800	781,200	87,453,600	
種畜場費	35,029,700	△ 81,300	1,300,000	36,248,400	
種畜場復舊費	40,920,700	—	—	40,920,700	
種羊場費	19,900,800	△ 77,800	—	19,823,000	
畜産業費	266,234,800	△ 355,600	9,775,200	275,654,400	
農業協同組合諸費	345,506,500	△ 382,600	—	345,123,900	
林業費	1,185,882,500	△ 900,300	29,510,300	1,214,492,500	
林業指導諸費	115,072,300	△ 231,800	—	114,840,500	
水産業費	1,066,281,900	△ 1,327,400	5,931,500	1,070,886,000	
水産試驗場費	50,241,400	△ 468,900	3,620,000	53,392,500	
水産孵化場費	38,895,100	△ 301,300	—	38,593,800	

水産練習所費	6,602,900	△ 44,800	—	6,558,100	
商工業費	731,512,700	△ 2,461,000	6,403,900	735,455,600	
工業試験場費	50,712,800	△ 699,300	23,718,400	73,731,900	
度量衡器検定諸費	8,748,000	△ 484,800	—	8,263,200	
観光事業費	36,246,400	△ 122,900	—	36,123,500	
農業委員會費	122,456,200	—	—	122,456,200	
農地費	93,102,000	△ 66,600	2,090,000	95,125,400	
開拓事業費	1,955,825,900	△ 779,700	8,286,500	1,963,332,700	
耕地事業費	1,642,233,900	△ 9,000	47,717,900	1,689,942,800	
電力開發調査費	15,000,000	△ 965,000	—	14,035,000	
電源開發促進費	1,000,000	△ 78,000	—	922,000	
9 財産費	**191,737,900**	△ **488,000**	**26,070,000**	**217,319,900**	**0.70**
財産監理費	3,174,000	△ 127,500	—	3,046,500	
職員住宅施設費	79,458,500	△ 171,000	3,500,000	82,787,500	
廳舍營繕費	106,147,700	△ 133,500	22,570,000	128,584,200	
營繕諸費	2,957,700	△ 56,000	—	2,901,700	
10 統計調査費	**36,097,700**	△ **605,800**	—	**35,491,900**	**0.11**
統計調査費	36,097,700	△ 605,800	—	35,491,900	
11 選擧費	**118,434,500**	△ **334,200**	—	**118,100,300**	**0.38**
選擧管理委員會費	12,521,400	△ 89,900	—	12,431,500	
選擧諸費	105,913,100	△ 244,300	—	105,668,800	
12 公債費	**603,973,000**	—	—	**603,973,000**	**1.94**
元利償還金	572,441,000	—	—	572,441,000	
利子	31,532,000	—	—	31,532,000	
13 諸支出金	**912,291,800**	△ **20,359,200**	**123,535,400**	**1,015,468,000**	**3.27**
徴税費	210,512,200	△ 12,353,600	—	198,158,600	
監査諸費	15,677,000	△ 490,500	—	15,186,500	
地方振興費	70,234,000	△ 3,699,900	400,000	66,934,100	

繰出金	405,342,300	—	△ 621,600	404,720,700	
新生活建設推進費	11,000,000	△ 429,900	—	10,570,100	
國民體育大會準備費	13,041,300	△ 361,700	122,426,500	135,106,100	
諸費	186,485,000	△ 3,023,600	1,330,500	184,791,900	
14 震災對策費	**28,000,000**	—	**12,143,000**	**40,143,000**	**0.13**
震災對策費	28,000,000	—	12,143,000	40,143,000	
15 豫備費	**1,087,900**	—	—	**1,087,900**	
豫備費	1,087,900	—	—	1,087,900	
歳出合計	**30,272,510,500**	0	**837,079,000**	**31,109,589,500**	**100.00**

全國都道府縣議會請願集計表（昭和27年度）全國都道府縣議會議長會事務局

都道府縣名		受理件數	處理件數 採擇	不採擇	保留又は繼續	受理件數最多の委員會名及件數		摘要
東北	北海道	328	274	10	44	土木	113	
	青森	178	148	19	7	〃	58	
	岩手	269	177	29	63	〃	108	
	秋田	81	50	5	26	〃	45	
	宮城	412	227	3	113	〃	116	
	山形	256	210	15	31	〃	78	
	福島	243	181	6	56	〃	93	
關東	東京	988	294	35	659	總務	268	
	神奈川	81	61	7	13	土木	29	
	千葉	64	49	—	15	〃	32	
	茨城	45	42	2	1	〃	16	
	栃木	257	209	—	48	〃	140	保留又は繼續の中に不採決を含む
	埼玉	136	105	10	19	〃	76	
	群馬	36	35	1	—	〃	13	
	山梨	206	154	49	233	〃	63	前年度の保留分を含む
	長野	133	140	4	62	〃	74	
	新潟	405	334	11	60	〃	186	
東海・北陸	愛知	140	125	1	41	〃	46	
	三重	50	22	26	2	〃	23	
	靜岡	4	1	1	6	〃	2	
	岐阜	70	48	2	20	〃	24	受理及び處理は議會開會の月
	富山	92	31	—	61	建設	58	
	石川	未	回		答			
	福井	3	—	—	3	土木	2	
近畿	京都	216	147	11	58	〃	84	
	大阪	41	37	—	4	〃	14	
	兵庫	1	—	—	1	文教	—	
	奈良	61	61	—	—	土木	27	
	和歌山	169	136	9	24	〃	99	
	滋賀	373	323	15	35	民生	153	
中國	廣島	399	333	3	63	〃	149	
	岡山	56	41	7	8	土木	30	
	鳥取	55	26	—	29	〃	24	
	島根	39	38	—	1	教育民生	9	
	山口	219	166	53	—	土木	94	
四國	香川	56	32	1	21	文教	14	
	德島	11	6	3	2	土木	4	
	高知	18	14	2	2	教育厚生	7	
	愛媛	7	6	—	1	總務	3	
九州	福岡	275	239	10	26	〃	88	請願受理は議會開催月
	大分	177	142	10	25	土木	93	
	佐賀	—	—	—	—		—	
	長崎	184	164	12	—	土木	57	撤回 8
	宮崎	379	323	6	50	〃	162	
	熊本	17	4	—	13	〃	12	
	鹿兒島	70	51	5	14	〃	32	
合計		7,300	5,206	383	1,960		—	

備考　本表中，受理件數と處理件數合計とが一致しない件數は取下，未審議，繼續審議等である。

全國都道府縣議會陳情件數集計表（昭和27年度）全國都道府縣議會議長會事務局

都道府縣名		受理件數	處理件數 採擇	不採擇	保留又は繼續	受理件數最多の委員會名及件數		摘要
東北	北海道	345	266	20	53	木土	87	
	青森	135	122	9	4	勞働，文教	41	
	岩手	173	111	36	26	教育，民生	47	
	秋田	429	259	41	129	土木	217	
	宮城	52	21	5	22	總務	16	
	山形	126	106	6	14	土木，文教各	32	
	福島	506	355	49	104	土木	151	
關東	東京	356	89	24	243	文教	118	
	神奈川	295	241	11	43	土木	73	
	千葉	160	99	21	40	〃	41	
	茨城	134	124	3	6	〃	67	
	栃木	60	38	—	22		—	保留又は繼續の中に不採擇を含む
	埼玉	138	98	12	21	土木	70	
	群馬	372	317	9	46	〃	130	
	山梨	122	—	—	—	總務	23	關係常任及び特別委員會において審議をするが課題，不採擇を決定せず
	長野	351	—	—	—	土木	109	陳情書は委員會に送付するも特別のものの外，原則として採擇せず
	新潟	144	110	8	26	〃	51	
東海・北陸	愛知	263	163	—	15	文教	82	
	三重	91	41	49	1	土木	26	
	靜岡	176	47	129	—	〃	55	
	岐阜	189	—	—	—	文教	50	採否を決定していないから受理件數のみ
	富山	346	141	—	205	建設	118	
	石川	未	回		答			
	福井	255	85	28	142	土木	58	
近畿	京都	88	69	—	19	經濟	41	
	大阪	59	39	1	19	土木	23	
	兵庫	254	—	—	254	文教	105	
	奈良	84	—	1	5	土木	27	
	和歌山	52	38	6	8	〃	25	
	滋賀	23	—	2	1	文教	10	
中國	廣島	—	—	—	—		—	陳情は請願に包含する
	岡山	624	409	151	64	土木	144	
	鳥取	404	249	14	141	總務經濟	101	
	島根	553(14)	530	9	—	總務	130	（ ） 内は未審議
	山口	227	178	49	—	林務	45	
四國	香川	110	53	12	35	土木，文教各	25	
	德島	211	132	45	34	土木	68	
	高知	527	462	2	63	〃	294	
	愛媛	274	190	7	77	農林	69	
九州	福岡	179	—	—	—	文教	53	
	大分	113	84	8	21	土木	52	
	佐賀	57	—	—	57	〃	18	
	長崎	136	—	—	—	〃	35	陳情書は委員會に送付するも，採否を決定せず
	宮崎	—	—	—	—		—	
	熊本	181	35	1	145	土木	102	
	鹿兒島	335	245	25	65	〃	102	
合計		9,709	5,544	793	2,170		—	

備考　本表中受理件數と處理件數合計とが一致しない件數は取下，未審議，繼續審議等である。

昭和二十六年度全國都道府縣歳入出決算に對する考察

昭和二十六年度全國都道府縣の一般會計並びに特別會計の歳入出決算額を總括すると左表のとおりになつた。

（單位千圓）

種別	昭和二十六年度歳入決算額	昭和二十六年度歳出決算額	昭和二十六年度差引殘額	備考
一般會計（內議會費）	三六六、六六五、八四一	三六二、八六三、〇一三（一、九四二、〇九六）	三三、七四二、八二八	
特別會計	五三、三二七、五七四	五〇、五五九、二三〇	二、六九八、三四四	會計總數 四二八
合計	四二九、八三三、四一五	四二三、九二二、二五三	二六、四二一、二六二	

右決算に示された數字にもとづき項を分つて若干の說明的考察を加え御參考に供する

一、昭和二十六年度一般會計の歳入決算について

一般會計はその歳入決算額三、八六六億余圓に達し、歳出決算額三、六二八億余圓を差引二三七億余圓を剩余額として二十七年度に繰越した。歳入の中心である主要科目につき昭和二十五年度の決算額と比較すると左表のとおりとなり、この內地方稅が昭和二十五年度における地方稅法の改正により本年度は年間收入となつたため、一應增額したことが注目される。しかしながらこの金額の歳入總額に對する歩合は三五%に止まり、府縣財政の自主性强化の見地より觀ればなお國庫依存の度が高いというべきである

（單位千圓）

種別	昭和二十五年度決算 金額	昭和二十五年度決算 歩合%	昭和二十六年度決算 金額	昭和二十六年度決算 歩合%	備考
都道府縣稅	七八、一〇四、一六二	二七	一三三、三六二、〇五七	三五	
地方財政平衡交付金	七一、一六二、一五二	二四	八一、〇六九、三三五	二	
國庫支出金	七八、〇六三、五六二	二七	八六、六九九、四九五	二三	
その他	六五、八〇〇、三六五	二三	八五、四七五、〇六四	二三	
歳入總額	二九三、二五〇、三四一	一〇〇	三六六、六六五、八四一	一〇〇	

二、昭和二十六年度一般會計の歳出決算について

一般會計歳出決算額は三、六二八億余圓になり、昭和二十五年度決算額二、八〇三億余圓に比較すると八二五億余圓即ち約三〇%の增額となつた。

右は地方における一般經費の增嵩によることはもとよりであるが、中でも給與改訂に伴う給與費の增額が主因をなすものであり、このことは左表重要科目の比較において人件費を中心とする教育費の才出總額に對して占める歩合が高まつてきたことがそのあらわれであると思う。

（單位千圓）

種別	昭和二十五年度決算 金額	昭和二十五年度決算 歩合%	昭和二十六年度決算 金額	昭和二十六年度決算 歩合%	備考
土木費	六三、三九八、三四五	二三	七〇、七三二、七九	一九	
教育費	八二、七二八、二五四	三〇	一一七、九五五、〇六	三二	
產業・經濟費	四五、〇二一、四七〇	一六	五八、八三五、三五	一六	
その他	八九、一二四、〇三五	三	二二五、二七九、九六三	三二	
歳出合計	二八〇、三二二、一〇四	一〇〇	三六二、八六三、〇一三	一〇〇	

三、昭和二十六年度議會費決算について

議會費決算額一、九四二百万余圓は總決算額三六二、八六三百万余圓に對し五厘四毛に當り內容につき、決算額の多い費目から順位を付けると第一位旅費五八六百万余圓、第二位議員報酬四六三百万余圓、第三位需用費三七八百万余圓になつている。

四、昭和二十六年度特別會計の才入出決算について

この年度の特別會計は總數四二八でその歳入合計額は五三二億余圓、才出額五〇五億余圓、差引剩余額約二七億圓となつている。これを二十五年度に比較すると左表のとおり會計數には大差がないが決算額の著しく增額したことが注目される。

（單位千圓）

種別	昭和二十五年度	昭和二十六年度	比較增△減	增額歩合	備考
歳入決算額	三七、七三、八四七	五三、三二七、五七四	一五、五二三、七二七	四一	
歳出決算額	三五、九四八、四五六	五〇、五五九、二三〇	一四、五八〇、七七四	四〇	
差引剩余額	一、七五、三九一	二、六九八、三四四	△九三、九五三	五三	
會計數	四二九	四二八	△一		

一般會計歲入決算額調

全國都道府縣議會議長會事務局調　　（單位千圓）

繰入金	繰越金	雜收入	都道府縣債	その他	昭和26年度歲入決算額合計	昭和26年度最終豫算合計	差引增△減
145,138	472,583	1,168,118	1,309,000	—	20,496,155	21,419,199	△ 923,044
—	—	142,493	418,644	25,368	4,878,434	5,071,777	△ 193,343
50,000	88,933	331,159	646,000	—	6,870,513	6,839,899	30,614
1,310	151,802	202,824	614,000	—	6,089,447	8,206,496	△ 2,117,049
1,670	—	331,428	736,000	—	7,577,623	8,307,172	△ 729,549
5,661	227,298	225,898	577,000	—	6,038,019	5,928,741	109,278
6,057	270,821	722,589	592,000	—	8,882,780	8,854,772	28,008
498,473	2,352,843	2,626,155	1,211,365	686,959	51,764,263	54,869,165	△ 3,104,902
53,969	428,863	812,713	406,000	—	9,298,825	8,800,341	498,486
95,542	72,627	420,698	614,000	—	6,767,948	7,362,583	△ 594,635
7,000	57,308	628,210	678,476	—	7,101,534	7,527,764	△ 426,230
80,193	528,327	400,482	467,883	—	6,457,031	5,921,666	535,365
115,206	698,897	326,224	335,000	30,396	7,061,615	7,515,534	△ 453,919
56,359	324,425	146,378	752,672	—	6,998,053	9,850,364	△ 2,852,311
41,000	157,638	90,020	382,000	—	4,010,432	4,060,028	△ 49,596
103,367	68,751	430,137	782,000	—	9,263,853	9,523,028	△ 259,175
121,983	191,815	471,751	1,090,025	—	10,767,773	11,367,151	△ 599,378
79,978	887,620	348,496	649,416	—	12,182,194	11,407,743	774,451
1,170	191,506	202,209	555,000	—	6,423,485	6,365,031	58,454
—	367,958	227,272	508,000	—	8,682,407	8,491,366	191,041
20,013	332,771	234,383	400,000	—	6,629,079	6,638,291	△ 9,212
—	82,251	252,333	529,250	—	5,217,317	5,685,482	△ 468,165
44	154,699	201,566	369,000	4,200	4,270,528	4,432,600	△ 162,072
—	130,076	81,746	432,627	7,176	4,665,437	4,591,352	74,085
55	—	379,480	547,000	166,167	7,035,099	7,268,825	△ 233,726
38,734	371,215	565,615	683,000	—	20,000,180	17,079,699	2,920,481
—	4,269	301,997	1,061,452	—	13,588,308	13,998,740	△ 410,432
—	3,072	76,554	227,200	—	3,123,923	3,616,724	△ 492,801
58,935	142,522	227,658	501,000	—	4,997,331	5,145,322	△ 147,991
27,893	54,372	90,152	265,000	—	3,757,600	3,742,935	14,665
65,635	316,494	631,654	1,282,100	—	10,131,529	10,026,846	104,683
124,550	256,108	153,176	559,088	—	6,994,286	6,887,507	106,779
40	73,815	89,106	375,141	—	3,251,659	3,290,847	△ 39,188
3,723	109,734	132,152	552,000	—	4,616,334	4,560,799	55,535
17,047	693,520	239,427	2,041,810	123,698	10,302,367	9,951,237	351,130
—	142,948	301,605	359,300	—	4,065,283	4,201,064	△ 135,781
5,000	99,570	139,568	761,209	—	5,307,539	5,234,997	72,542
11,122	133,735	251,077	656,805	—	5,114,244	5,292,245	△ 178,001
31,445	279,152	176,058	801,000	—	6,916,165	6,743,048	173,117
69,522	824,847	346,728	947,433	—	13,170,613	13,295,200	△ 124,587
—	322,044	153,344	736,613	—	5,692,419	5,935,966	△ 243,547
113	196,853	133,741	496,000	—	4,419,420	4,415,064	4,356
576	294,350	218,211	525,000	—	5,795,732	5,723,963	71,769
3,003	43,308	130,021	787,070	—	6,210,966	6,463,981	△ 253,015
2,619	261,486	154,674	569,268	—	6,302,167	6,230,958	71,209
1	—	155,735	1,166,923	—	7,417,932	8,082,264	△ 664,332
1,946,146	**12,863,226**	**16,073,015**	**30,956,769**	**1,043,964**	**386,605,841**	**396,225,776**	△ **9,619,935**
42,308	**279,635**	**349,414**	**672,974**	**22,695**	**8,404,475**	**8,613,604**	△ **209,129**

府縣別＼區分	都道府縣税	地方財政平衡交付金	公營企業及財産收入	分擔金及負擔金	使用料及手數料	國庫支出金	寄附金
北海道	5,799,742	5,856,583	54,509	203,015	465,522	4,927,638	94,307
青森	856,635	1,947,669	13,999	4,484	186,609	1,208,269	74,264
岩手	1,056,979	2,292,924	33,156	33,448	201,865	2,090,616	45,433
秋田	846,117	2,150,506	64,519	64,364	146,691	1,783,850	63,464
宮城	1,356,844	2,284,365	37,254	106,079	198,927	2,502,345	22,711
山形	808,377	2,173,448	17,211	47,411	157,487	1,741,578	56,650
福島	1,581,776	2,889,659	41,612	19,669	346,768	2,265,551	146,278
東京	34,054,647	—	999,836	41,440	2,045,434	7,219,039	28,072
神奈川	4,786,227	1,013,951	66,004	45,914	214,995	1,413,154	57,035
千葉	1,446,983	2,433,188	15,162	135,127	227,725	1,258,192	48,704
茨城	1,014,328	2,658,206	13,488	118,406	204,826	1,721,286	—
栃木	1,301,468	1,892,896	105,738	24,717	181,821	1,440,152	33,354
埼玉	1,841,243	2,283,552	28,653	45,627	150,641	1,074,730	131,446
群馬	1,398,559	1,977,491	21,354	63,504	266,296	1,940,033	50,982
山梨	609,641	1,404,492	7,644	16,245	179,110	1,057,552	65,090
長野	1,764,419	2,870,121	12,403	7,736	470,518	2,520,867	233,534
新潟	2,335,225	2,896,723	9,066	23,101	277,198	2,946,215	404,671
愛知	6,902,627	771,549	84,730	39,460	342,449	1,967,805	108,064
三重	2,035,401	1,406,685	29,117	75,332	188,018	1,584,734	154,313
靜岡	3,432,655	1,699,271	75,408	262,076	329,885	1,690,546	89,336
岐阜	1,961,016	1,625,800	9,616	134,245	255,710	1,511,759	143,766
富山	1,606,343	975,441	10,168	9,574	223,278	1,489,360	39,319
石川	1,082,120	1,186,856	9,881	16,940	115,884	1,022,513	106,825
福井	997,420	1,135,682	256,556	10,971	96,586	1,476,168	40,429
京都	3,499,781	839,137	104,941	25,987	159,482	1,314,187	18,882
大阪	14,202,302	—	638,598	414,925	333,734	2,741,959	10,098
兵庫	7,104,488	1,310,493	171,668	618,556	369,345	2,551,282	94,758
奈良	726,036	1,171,847	63,659	10,453	141,648	681,974	21,480
和歌山	1,335,998	1,361,856	16,201	15,848	125,868	1,101,309	110,136
滋賀	1,225,080	837,997	23,976	7,544	97,994	1,036,383	91,209
鳥取	2,624,508	2,189,876	44,652	153,077	281,548	2,506,222	35,763
岡山	1,921,954	1,971,404	4,480	73,668	216,373	1,655,051	58,434
島根	393,840	1,183,429	9,424	4,448	101,189	969,584	51,643
広島	613,459	1,615,601	16,393	—	120,173	1,303,536	149,563
山口	2,282,827	1,759,317	28,909	57,103	261,822	2,512,255	282,632
香川	899,302	1,285,239	11,972	58,739	120,543	812,350	73,285
徳島	843,825	1,347,097	35,090	15,294	99,904	1,839,750	121,232
高知	711,683	1,428,073	8,176	9,036	129,716	1,732,643	41,978
愛媛	1,766,828	1,702,547	30,356	36,903	172,452	1,864,261	55,162
福岡	5,528,092	2,062,609	76,119	78,864	455,597	2,636,500	144,302
大分	958,285	1,765,653	29,140	77,865	190,988	1,433,914	24,573
佐賀	822,001	1,253,556	20,991	57,535	109,343	1,283,201	46,088
長崎	1,493,831	1,767,503	21,829	35,974	135,904	1,128,566	173,988
宮崎	1,204,279	1,331,773	51,336	63,724	174,393	2,409,265	12,794
熊本	1,337,415	2,235,960	27,339	61,267	198,110	1,397,948	56,081
鹿児島	1,009,451	2,821,200	9,081	123,090	179,354	1,933,403	19,694
全國合計	133,362,057	81,069,225	3,461,415	3,548,785	11,649,923	86,699,495	3,931,821
一都道府縣平均額	2,899,174	1,762,374	75,248	77,148	253,259	1,884,772	85,474

一般會計歲出決算額調

全國都道府縣議會議長會事務局調　　（單位千圓）

財産費	統計調査費	選擧費	公債費	諸支出金	その他	26年度決算合計	26年度最終豫算合計	差引殘額
199,358	39,120	76,493	149,625	857,695	288,652	19,711,056	21,419,199	1,708,143
29,084	14,458	16,551	45,071	122,368	4,572	4,878,435	5,071,777	193,342
31,075	7,920	22,441	152,261	147,790	951,222	6,700,315	6,839,899	139,584
13,066	7,506	20,068	145,707	87,180	58,471	5,905,311	8,206,496	2,301,185
5,784	9,187	12,886	133,846	174,926	115,292	7,507,912	8,307,172	799,260
58,882	9,790	19,086	60,109	81,225	—	5,646,416	5,928,741	282,325
4,204	7,851	21,029	87,877	292,269	—	8,668,523	8,809,668	141,145
—	39,272	114,455	996,100	1,560,586	883,436	47,326,966	54,869,165	7,542,199
2,518	10,999	24,061	79,565	273,957	—	8,519,790	8,800,341	280,551
77,813	10,354	16,766	76,184	191,202	0	6,614,929	7,362,583	747,654
6,852	8,442	25,611	75,751	147,504	8,567	6,908,232	7,527,764	619,532
23,744	11,760	11,575	101,293	333,720	947,260	5,703,120	5,921,666	218,546
24,142	6,924	21,112	63,991	144,039	273,819	6,431,197	7,515,534	1,084,337
2,603	6,707	18,066	180,299	89,824	—	6,372,710	9,850,364	3,477,654
17,114	4,198	7,073	48,729	106,370	47,053	3,710,911	4,010,028	299,117
11,729	17,054	24,572	99,037	203,373	989,215	9,158,123	9,359,593	201,470
6,835	7,189	31,908	118,689	213,023	45,295	10,652,038	11,367,151	715,113
91,563	38,598	43,007	105,727	550,166	679,695	10,518,864	11,407,743	888,879
16,039	9,493	23,501	57,695	157,169	—	6,074,310	6,365,031	290,721
5,514	7,918	26,069	88,554	165,675	—	8,204,069	8,491,366	287,297
60,790	9,912	19,653	84,565	154,162	—	6,002,337	6,638,291	635,954
30,135	7,013	21,896	115,144	153,635	300,328	5,102,440	5,685,482	583,042
20,501	11,161	16,229	72,729	144,939	23,525	4,205,711	4,432,600	226,889
35,837	12,842	11,713	146,739	31,474	27,329	4,402,069	4,591,352	189,283
6,747	12,141	21,939	103,128	399,592	—	7,035,099	7,268,825	233,726
5,959	21,241	68,566	—	1,046,918	—	16,320,239	17,079,699	759,460
33,831	28,866	45,266	205,554	359,669	—	13,559,231	13,998,740	439,509
27,243	12,571	13,512	26,128	39,588	8,382	2,989,613	3,616,724	627,111
101,236	7,108	14,063	58,831	172,441	—	4,835,742	5,145,322	309,580
10,497	13,433	13,283	40,795	74,052	—	3,678,453	3,742,935	64,482
45,593	22,071	23,587	115,679	297,903	—	9,422,439	10,026,846	604,407
5,952	8,309	22,621	52,124	652,294	—	6,655,627	6,887,507	231,880
3,753	9,025	11,248	53,407	88,643	—	3,182,632	3,290,847	108,215
11,027	3,395	9,754	57,571	139,801	23,360	4,259,824	4,560,799	300,975
393,834	7,368	17,218	131,599	148,290	—	9,369,959	9,951,237	581,278
6,981	8,564	8,786	43,812	105,501	184,293	3,643,266	4,201,064	557,798
18,057	9,943	17,120	82,205	96,708	—	5,091,546	5,153,391	61,845
4,837	10,031	17,995	110,978	240,172	—	4,776,758	5,292,245	515,487
4,685	14,635	23,599	80,608	92,646	681,595	6,425,489	6,743,048	317,559
73,082	24,019	40,371	114,100	612,124	—	12,383,818	13,295,200	911,382
10,581	5,745	15,724	54,992	197,649	—	5,333,303	5,935,966	602,663
199	5,122	10,553	66,930	60,428	—	4,236,677	4,415,064	178,387
1,918	9,185	19,301	46,703	216,290	—	5,418,765	5,723,963	305,198
20,678	4,205	17,670	90,287	192,781	20,854	6,073,626	6,463,981	390,355
16,378	15,341	27,353	46,748	167,484	477,757	5,831,454	6,230,958	399,504
12,430	7,586	22,093	92,774	457,558	154,842	7,413,679	8,082,264	668,585
1,590,880	**575,572**	**1,127,443**	**4,960,240**	**12,242,803**	**7,194,814**	**362,863,023**	**395,885,631**	**33,022,608**
34,584	**12,513**	**24,570**	**107,830**	**266,148**	**156,409**	**7,888,327**	**8,606,209**	**719,882**

府縣名＼科目	議會費	都道府縣	警察消	土木費	教育費	社會及勞働	保健衛生費	產業經
		廳費	防費			施設費		濟費
北海道	104,316	1,850,062	37,360	2,065,580	6,932,499	1,756,055	622,983	4,731,261
青森	41,436	535,264	12,783	629,841	1,748,928	422,471	181,002	1,074,606
岩手	29,966	438,402	4,230	780,938	2,055,152	341,809	160,744	1,576,365
秋田	40,737	589,183	14,011	1,182,279	1,887,908	400,801	99,466	1,358,928
宮城	35,629	587,432	19,280	1,725,836	2,106,830	565,422	273,971	1,741,591
山形	29,028	475,957	8,067	1,063,061	2,001,318	324,334	187,881	1,327,678
福島	34,524	739,619	29,328	1,390,240	2,985,986	801,137	184,630	2,089,829
東京	132,599	6,434,328	9,033,289	6,014,050	11,275,252	7,062,118	2,721,865	1,059,606
神奈川	45,010	1,223,694	22,359	1,321,732	2,999,519	1,045,587	286,962	1,183,827
千葉	24,808	545,499	6,319	1,408,648	2,691,407	326,372	190,192	1,049,365
茨城	28,335	618,324	5,685	1,261,839	2,435,897	509,030	150,876	1,625,521
栃木	25,790	327,362	8,176	673,684	1,828,354	269,384	134,429	1,006,589
埼玉	29,882	717,340	9,644	946,382	2,655,289	391,404	203,609	943,620
群馬	30,799	610,190	10,500	1,729,960	2,127,802	390,893	155,476	1,019,591
山梨	27,347	373,979	8,409	799,576	1,247,908	224,211	122,006	676,938
長野	43,258	669,469	10,767	1,444,649	3,199,150	569,639	268,639	1,607,372
新潟	47,110	732,939	19,357	2,213,279	3,634,877	617,207	348,743	2,615,587
愛知	64,448	612,923	24,687	1,768,033	4,150,802	839,818	416,426	1,132,961
三重	34,834	625,505	12,857	1,395,206	1,964,669	402,395	153,382	1,222,555
静岡	30,256	661,037	35,990	1,769,451	3,282,909	484,762	147,769	1,498,165
岐阜	35,064	586,645	6,439	1,176,574	2,072,242	380,376	122,612	1,293,303
富山	30,831	488,625	11,657	952,713	1,267,382	337,182	64,369	1,321,530
石川	26,649	189,257	11,173	745,919	1,327,167	337,751	165,288	1,113,423
福井	21,182	273,229	20,706	1,028,797	1,103,673	261,507	176,408	1,250,633
京都	57,367	859,146	13,301	942,854	2,876,045	702,451	142,882	897,506
大阪	116,358	1,956,066	29,382	3,956,408	5,525,880	2,202,389	336,778	1,054,594
兵庫	105,723	1,468,201	61,005	2,931,004	5,255,836	1,132,518	345,471	1,586,287
奈良	40,524	332,129	13,257	473,997	1,111,202	244,087	126,708	520,285
和歌山	29,873	435,474	23,157	1,143,190	1,636,374	314,423	158,424	741,148
滋賀	20,489	437,359	16,478	636,964	1,270,426	265,429	77,152	802,096
廣島	43,391	739,427	8,642	2,380,675	2,804,000	637,113	226,170	2,068,188
岡山	37,481	579,312	7,303	1,266,569	2,118,805	494,653	203,074	1,207,130
鳥取	27,222	264,101	4,984	762,771	968,312	187,823	94,799	706,544
島根	28,060	482,237	5,358	950,832	1,306,270	205,995	131,088	905,076
山口	38,665	737,111	8,238	3,428,920	2,422,753	426,724	135,271	1,473,968
香川	24,312	367,565	4,091	769,594	1,132,305	225,735	71,209	690,518
徳島	20,016	340,783	17,517	1,872,545	1,241,066	325,991	95,304	954,291
高知	26,429	363,342	3,747	1,745,298	1,154,794	309,508	134,676	654,951
愛媛	32,730	290,557	6,106	1,962,000	1,509,284	320,729	249,610	1,156,705
福岡	85,039	564,920	17,467	2,125,725	5,078,359	1,203,294	480,931	1,944,487
大分	40,466	524,379	4,031	1,446,602	1,858,564	215,537	123,929	835,104
佐賀	22,263	414,569	2,952	1,228,428	1,346,566	262,261	76,596	739,810
長崎	42,649	672,673	4,988	1,322,802	1,985,828	387,085	137,017	572,326
宮崎	31,705	457,492	16,008	1,835,814	1,414,902	407,863	86,689	1,476,678
熊本	45,578	565,116	7,093	602,040	2,356,326	314,266	178,319	1,011,655
鹿児島	32,010	358,664	20,718	1,499,420	2,598,299	650,477	191,684	1,315,124
合計	1,942,096	34,116,887	9,678,696	70,772,719	117,975,016	30,498,016	11,352,516	58,835,325
一都道府縣平均額	42,219	741,672	210,407	1,538,537	2,564,675	663,000	246,794	1,279,029

議會費決算額調

全國都道府縣議會議長會事務局調　（單位圓）

諸費	負擔金補助及交付金	圖書室費	新營繕費	調査費その他	昭和26年度決算額合計	昭和26年度豫算額合計	差引殘額△
11,721,000	220,500	—	2,060,398	—	104,316,400	105,258,402	942,002
71,800	264,852	—	3,253,307	—	41,436,022	41,655,885	219,863
—	494,000	—	479,086	—	29,966,259	30,031,255	64,996
—	448,800	—	—	—	40,737,338	40,737,338	0
13,525	164,000	—	—	—	35,628,846	35,860,354	231,508
64,991	136,000	—	—	480,000	29,028,327	29,339,179	310,852
291,000	188,800	—	112,720	—	34,523,789	34,820,026	296,237
21,625,530	1,418,850	—	—	186,298	132,509,153	133,136,231	627,078
—	273,000	—	—	—	45,010,463	45,246,050	235,587
829,000	282,900	—	92,090	—	24,808,525	25,685,784	877,259
—	217,000	—	—	—	28,333,351	29,236,380	903,029
52,198	303,563	—	—	—	25,790,328	26,777,239	986,911
—	226,400	521,608	298,561	—	29,881,603	31,948,320	2,066,717
—	238,000	1,788,961	2,369,110	—	30,799,482	36,527,657	5,728,175
—	197,500	37,032	1,106,798	—	27,347,048	28,198,470	851,422
2,976,040	233,200	—	7,573,609	—	43,257,646	44,911,700	1,654,054
5,709	355,000	558,082	—	—	47,110,221	48,989,925	1,879,704
—	245,000	—	876,760	—	64,448,566	64,728,874	280,308
—	1,018,000	—	322,000	—	34,834,176	34,902,500	68,324
2,069,513	290,000	—	—	—	30,255,994	30,712,129	456,135
—	345,000	—	—	—	35,063,534	35,135,400	71,866
284,760	375,000	—	—	3,762,870	30,831,532	32,257,021	1,425,489
649,350	189,000	251,419	—	1,743,505	26,648,525	26,926,035	277,510
—	239,000	—	—	—	21,181,504	22,941,000	1,759,496
196,755	245,000	—	—	—	57,366,590	57,832,080	465,490
13,141,063	8,034,100	331,458	488,285	9,164,264	116,358,206	117,329,400	971,194
—	3,057,854	838,119	—	—	105,723,192	107,270,688	1,547,496
—	230,000	—	—	—	40,523,553	40,768,000	244,447
2,138,856	165,000	—	—	—	29,872,573	29,916,441	43,868
—	191,000	—	—	—	20,488,731	20,718,324	229,593
869,800	223,600	234,973	—	—	43,390,617	44,771,371	1,380,754
20,800	425,522	—	1,060,000	—	37,480,684	38,280,938	800,254
60,082	171,480	—	7,650	—	27,221,613	27,580,005	358,392
897,681	168,000	—	220,458	—	28,060,007	29,261,065	1,201,058
850,000	205,500	—	476,180	—	38,664,885	62,056,690	23,391,805
—	635,000	—	2,500,000	—	24,311,808	25,025,858	714,050
—	345,000	—	—	—	20,016,273	20,415,550	399,277
1,025,000	356,250	—	—	—	26,429,162	27,864,000	1,434,838
11,050	397,000	—	—	—	32,729,645	33,305,798	576,153
7,326,775	510,775	—	—	—	85,038,935	85,762,089	723,154
—	935,700	—	4,919,410	—	40,466,499	41,031,691	565,192
2,089,000	476,198	—	31,100	—	22,263,718	22,408,989	145,271
4,371,875	371,116	—	—	—	42,649,087	43,220,346	571,259
—	320,000	—	—	—	31,704,775	31,805,900	101,125
1,999,200	365,000	—	223,560	—	45,577,536	46,320,352	742,816
13,988	355,000	—	—	—	32,009,400	33,124,500	1,115,100
75,666,311	**26,547,460**	**4,561,652**	**28,471,082**	**15,336,937**	**1,942,096,121**	**2,002,033,229**	**59,937,108**
1,644,920	**577,119**	**99,166**	**618,937**	**333,412**	**42,219,481**	**43,522,462**	**1,302,981**

府縣別＼科目	議員報酬	職員給	諸手當	旅費	賃金	交際費	需用費
北海道	31,903,417	4,438,603	4,620,179	30,601,836	557,900	8,047,528	10,145,039
青森	8,394,883	2,574,988	2,683,525	17,237,404	84,360	2,235,735	4,635,168
岩手	10,575,000	2,819,608	3,131,770	8,028,371	160,657	1,495,155	2,782,612
秋田	6,945,481	2,463,500	2,608,115	17,680,319	686,140	1,958,342	7,946,641
宮城	11,536,787	2,441,842	1,988,492	9,428,750	30,240	1,300,000	8,725,210
山形	10,424,070	2,347,204	810,010	11,703,234	13,880	1,028,808	2,020,130
福島	11,860,447	2,311,975	2,482,708	10,819,925	75,830	1,200,000	5,180,384
東京	32,919,382	12,234,406	9,914,667	26,151,765	—	10,275,000	17,783,285
神川	15,052,567	3,144,989	3,318,154	15,184,796	249,905	3,500,000	4,287,052
千葉	9,436,500	2,240,750	1,663,394	4,568,760	124,810	1,960,000	3,610,321
茨城	7,254,780	1,832,600	947,662	9,288,610	31,680	300,000	8,461,019
栃木	6,749,000	1,829,750	859,180	8,484,918	52,500	1,000,000	6,459,219
埼玉	9,707,000	1,636,091	1,992,877	8,749,022	73,190	1,000,000	5,670,854
群馬	7,184,911	2,793,000	2,960,414	7,240,921	—	700,000	5,524,165
山梨	5,279,501	2,132,354	2,005,857	8,649,352	113,850	816,608	7,008,196
長野	11,621,375	3,503,011	982,606	8,576,815	139,636	698,954	6,952,400
新潟	10,802,932	2,632,990	2,536,869	21,874,649	62,607	999,946	7,281,437
愛知	13,755,000	3,174,569	11,741,645	16,846,085	273,121	1,996,532	15,539,854
三重	7,246,000	2,331,675	3,340,652	13,546,126	137,799	1,000,000	5,891,924
靜岡	11,284,000	2,152,800	1,608,870	7,686,971	42,728	999,884	4,121,228
岐阜	8,251,800	1,927,200	852,069	12,173,448	106,135	1,000,000	10,407,882
富山	5,576,000	2,939,065	1,650,589	7,754,638	27,790	1,500,000	6,960,820
石川	5,597,000	1,423,338	641,120	7,749,394	18,800	1,500,000	6,885,599
福井	4,984,000	1,947,763	1,170,694	5,350,267	1,600	1,000,000	6,488,180
京都	10,870,138	3,803,385	4,068,990	13,572,649	281,368	3,295,036	21,033,269
大阪	19,157,129	7,101,028	9,116,692	26,245,531	—	4,955,180	18,623,476
兵庫	15,611,500	3,795,142	9,537,046	34,545,034	692,720	2,000,000	35,645,777
奈良	5,548,177	2,133,973	1,813,180	8,292,599	110,480	1,183,231	21,211,913
和歌山	6,308,000	2,842,180	1,903,898	10,413,413	66,644	899,710	5,134,872
滋賀	5,195,900	1,865,233	898,630	4,546,242	29,050	1,000,000	6,762,676
廣島	12,844,259	4,613,395	2,957,882	12,008,231	269,140	1,900,000	7,469,337
岡山	8,943,057	2,936,747	2,207,685	13,178,149	34,800	1,850,000	6,823,924
鳥取	5,572,000	2,465,342	1,728,696	11,777,566	85,700	1,200,000	4,153,097
島根	5,865,000	1,820,946	846,387	11,893,349	2,870	1,800,000	4,545,316
山口	7,345,919	2,574,000	1,124,358	17,851,747	23,600	1,800,000	6,413,581
香川	5,883,557	1,788,060	1,736,793	9,141,106	23,460	938,276	1,665,556
德島	6,010,000	1,895,603	694,047	4,934,432	36,740	1,349,536	4,750,915
高知	5,745,000	2,911,351	3,992,137	7,670,382	22,710	1,558,917	3,147,415
愛媛	8,358,000	2,190,504	1,748,188	13,580,759	26,650	1,199,406	5,218,088
福岡	17,001,000	6,985,757	4,054,351	28,836,012	531,800	5,215,000	14,577,465
大分	8,608,767	2,947,144	2,144,050	9,395,210	54,720	2,709,687	8,751,811
佐賀	7,204,800	1,861,800	2,677,509	5,189,499	9,530	800,000	1,924,282
長崎	10,286,000	2,945,773	5,651,962	8,939,347	—	1,087,948	8,995,066
宮崎	7,416,000	3,107,989	2,305,460	13,561,376	—	800,000	4,193,950
熊本	10,850,000	3,353,602	2,355,982	12,716,737	113,560	700,000	12,899,895
鹿兒島	8,943,000	2,897,227	2,479,936	12,848,451	52,800	1,000,000	3,418,998
合計	463,909,036	138,110,252	132,555,977	586,514,197	5,533,500	86,754,419	378,135,298
一都道府縣平均額	10,084,979	3,002,396	2,881,652	12,750,309	120,293	1,885,966	8,220,332

特別會計決算額調

全國都道府縣議會議長會事務局調　（單位千圓）

重要會計別内譯										
院費		競輪費			林野費			電氣事業費		
歳出額	比較增減額	歳入額	歳出額	比較增減額	歳入額	歳出額	比較增減額	歳入額	歳出額	比較增減額
101,331	△ 5,153	476,074	473,850	2,224	991,348	785,186	206,162	292,898	271,864	21,034
141,457	3,096	—	—	—	—	—	—	—	—	—
591,595	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56,114	211	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	21,183	27,183	0	4,720	3,273	1,447
9,872	495	—	—	—	4,770	2,733	2,037	—	—	—
206,884	4,275	262,944	262,620	324	—	—	—	—	—	—
—	—	4,665,857	4,595,094	70,763	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	10,084	7,175	2,909	—	—	—
—	—	1,026,735	1,003,687	23,048	—	—	—	—	—	—
—	—	326,854	320,716	6,138	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	4,662	3,761	901
—	—	947,356	932,358	14,998	1,276	412	864	—	—	—
2,118	113	—	—	—	16,574	12,671	3,903	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	41,590	37,218	4,372	—	—	—
238,278	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	644,024	623,090	20,934	35,824	33,051	2,773	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62,217	1,047	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33,219	2,967	—	—	—	—	—	—	—	—	—
117,338	192	—	—	—	—	—	—	19,490	11,549	7,941
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
41,053	4,169	—	—	—	—	—	—	—	—	—
307,891	3,268	931,507	924,972	6,535	—	—	—	—	—	—
—	—	1,343,214	1,321,164	22,050	—	—	—	—	—	—
146,219	8,938	1,213,533	1,199,625	13,908	—	—	—	2,312	550	1,762
—	—	680,965	680,174	791	—	—	—	—	—	—
96,844	3,880	606,951	1,910	605,041	—	—	—	—	—	—
13,410	389	452,014	449,095	2,919	—	—	—	—	—	—
223,119	10,727	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	5,727	4,523	1,204	100	100	0
29,605	1,501	—	—	—	—	—	—	110,150	106,469	3,681
21,965	1,387	—	—	—	12,302	9,486	2,816	—	—	—
42,472	11,521	68,084	67,433	651	—	—	—	—	—	—
71,891	21,151	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	400,226	399,995	231
28,781	1,050	—	—	—	7,575	7,396	179	139,756	124,539	15,217
57,428	10,682	—	—	—	—	—	—	204,618	191,112	13,506
—	—	569,266	545,682	23,584	—	—	—	—	—	—
36,424	344	—	—	—	—	—	—	49,053	45,540	3,513
54,478	664	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97,927	669	—	—	—	26,488	23,552	2,937	401,104	378,233	22,871
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,829,926	87,583	13,739,304	12,927,620	811,684	1,174,742	944,586	230,156	1,629,089	1,536,985	92,104
61,520	1,904	298,680	281,035	17,645	25,537	20,534	5,003	35,415	33,413	2,002

府縣別＼科目	特別會計の總額				右の内			
					競馬費			病
	會計數	歳入額	歳出額	比較增減額	歳入額	歳出額	比較增減額	歳入額
北海道	16	3,305,698	2,879,453	426,245	169,145	171,804	△ 2,659	96,178
青森	5	193,420	189,782	3,638	42,150	42,149	1	144,553
岩手	4	642,566	641,433	1,133	23,564	23,367	197	591,595
秋田	6	110,560	107,048	3,512	2,263	2,263	0	56,325
宮城	7	143,626	122,049	21,577	13,452	13,452	0	—
山形	10	111,398	105,789	5,609	19,051	18,791	260	10,367
福島	9	629,591	603,339	26,252	19,046	18,860	186	211,159
東京	9	19,204,245	18,850,060	354,185	907,838	907,838	0	—
神奈川	14	3,404,747	3,105,568	299,179	—	—	—	—
千葉	12	2,057,695	1,995,610	62,085	554,400	542,898	11,502	—
茨城	6	411,771	400,038	11,733	55,974	56,581	△ 607	—
栃木	10	550,502	548,498	2,004	—	—	—	—
埼玉	12	1,482,700	1,411,986	70,714	311,095	294,567	16,528	—
群馬	6	280,170	263,157	17,013	216,314	207,210	9,104	2,231
山梨	7	339,555	257,091	82,464	—	—	—	—
長野	6	114,330	99,671	14,659	6,767	6,767	0	—
新潟	9	1,374,712	1,349,946	24,766	169,508	168,459	1,049	238,278
愛知	14	1,368,787	1,377,944	△ 9,157	318,264	299,630	18,634	—
三重	3	202,110	195,932	6,178	30,894	30,724	170	—
靜岡	5	164,776	130,010	34,766	40,164	39,979	185	63,264
岐阜	10	467,703	435,377	32,326	229,728	226,902	2,826	36,186
富山	14	261,414	242,582	18,832	31	0	31	117,530
石川	7	54,960	53,655	1,305	32,062	31,931	131	—
福井	13	309,221	302,088	7,133	42,619	41,802	817	45,222
京都	4	1,507,590	1,494,348	13,242	243,803	240,982	2,821	311,159
大阪	8	2,536,617	2,387,412	149,205	341,719	341,719	0	—
兵庫	17	2,437,259	2,381,336	55,923	632,760	623,007	9,753	155,157
奈良	6	740,711	736,717	3,994	—	—	—	—
和歌山	5	750,431	124,945	625,486	—	—	—	100,724
滋賀	7	481,997	474,322	7,655	523	120	403	13,799
廣島	14	540,171	518,804	21,367	76,845	75,063	1,782	233,846
岡山	24	1,672,493	1,637,108	35,385	135,120	130,006	5,114	—
鳥取	10	160,209	152,983	7,226	—	—	—	31,106
島根	11	104,746	98,106	6,640	—	—	—	23,352
山口	9	436,251	406,961	29,290	188,917	184,563	4,354	53,993
香川	6	142,182	117,130	25,052	36,221	35,560	661	93,042
德島	13	489,598	476,748	12,850	34,391	33,623	768	—
高知	8	233,751	214,143	19,608	32,444	31,049	1,395	29,831
愛媛	9	361,020	317,611	43,409	38,596	38,596	0	68,110
福岡	23	1,532,528	1,488,380	44,148	614,167	619,546	△ 5,379	—
大分	6	517,316	496,578	20,738	—	—	—	36,768
佐賀	4	228,701	223,984	4,717	153,894	152,113	1,781	55,142
長崎	14	446,141	430,846	15,295	43,322	40,877	2,445	—
宮崎	7	566,559	538,563	27,996	12,481	12,448	33	98,592
熊本	4	27,039	25,652	1,387	6,301	6,172	129	—
鹿兒島	5	128,007	118,447	9,560	5,441	5,441	0	—
合計	428	53,227,574	50,529,230	2,698,344	5,801,274	5,716,859	84,415	2,917,509
一都道府縣平均額	9	1,157,121	1,098,462	58,659	126,115	124,280	1,835	63,424

別會計豫算額調 （當初豫算）

全國都道府縣議會議長會事務局調（單位千圓）

會計別					內譯			
電氣事業費	學校實習費	競輪費	林野費	轉貸資金	用品調達費	特定道路整備費	醫科大學費	その他
102,777	—	690,920	1,343,840	7,247	—	—	639,982	594,097
—	—	—	—	—	—	—	—	11,008
60,072	—	—	—	—	—	—	—	28,109
—	12,030	—	—	—	—	—	—	—
20,984	—	—	53,585	—	—	—	—	8,665
6,577	5,407	—	12,676	62,162	—	—	—	1,088,119
—	4,974	362,872	—	—	—	30,000	—	571,006
—	—	4,690,288	—	—	1,974,718	—	—	19,960,347
1,506,859	—	—	15,415	1,560	—	697,336	—	4,483,294
—	—	1,069,383	15,128	—	—	—	—	755,932
—	—	364,428	—	82	—	—	—	3,110,307
600,000	—	—	—	—	—	108,450	—	2,379,361
—	—	1,062,236	1,904	—	—	—	—	3,579,055
181,000	—	—	37,452	—	—	—	—	61,886
—	1,558	—	—	57	—	—	—	449,144
8,100	—	—	61,554	—	—	—	—	440,183
492,461	11,526	—	—	—	—	15,000	—	291,820
—	11,503	686,800	64,933	—	—	473,984	—	98,621
—	—	—	—	—	—	—	—	1,408,532
—	7,964	—	—	1,316	—	—	—	—
—	5,890	—	—	1,258	—	—	134,707	9,935
1,818	37,285	—	—	—	—	—	—	139,402
—	—	—	—	—	—	—	—	30,156
500,000	—	—	13,754	—	11,788	—	—	243,709
—	—	904,100	—	—	—	—	333,223	7,200
—	—	—	—	—	—	—	—	2,340,365
543	7,558	1,075,754	—	—	49,379	68,445	285,725	756,628
—	—	437,920	—	—	—	—	—	14,644
—	—	373,915	—	9	—	10,488	162,731	3,927
—	—	361,131	—	—	52,500	—	—	240,793
—	4,035	—	—	—	35,170	—	170,912	220,160
—	7,234	—	8,615	—	46,608	—	—	1,916,505
439,865	5,615	—	—	—	17,500	—	—	3,097
183,000	13,514	—	—	3,139	19,820	—	—	456,385
—	—	60,001	—	—	32,000	—	—	68,348
—	2,021	90,219	—	26	—	—	—	—
2,626,525	—	—	6	—	—	—	—	95,345
2,025,043	—	—	8,583	—	—	—	—	8,034
500,000	1,128	—	—	63	—	—	—	142,665
—	—	575,237	—	—	—	—	—	211,523
707,945	—	216,403	63,111	—	62,039	—	—	177
—	—	—	—	—	—	120,200	—	—
—	4,848	—	4,045	6,565	—	—	—	432,428
1,825,000	9,560	—	24,382	—	29,800	—	—	2,500
1,000,000	8,071	—	—	—	—	—	—	2,411,799
—	—	—	—	—	—	—	78,701	19,984
12,808,569	**161,721**	**13,021,607**	**1,728,983**	**83,484**	**2,331,322**	**1,523,903**	**1,805,981**	**49,095,195**
278,447	**3,516**	**283,078**	**37,587**	**1,815**	**50,681**	**33,128**	**39,260**	**1,067,287**

府縣別＼科目	特別會計の總額		右の内重要				
	會計數	歳入出予算額	母子福祉事業費	災害救助基金	競馬費	病院費	印刷所費
北海道	16	3,787,909	41,600	—	157,887	176,106	33,453
青森	5	209,452	20,350	5,271	—	172,823	—
岩手	5	943,088	24,914	—	25,173	804,820	—
秋田	5	175,383	23,600	3,458	5,920	130,375	—
宮城	7	146,683	50,000	—	—	—	13,449
山形	11	1,292,545	16,200	138	24,570	76,696	—
福島	10	1,290,023	—	—	—	293,851	27,320
東京	6	27,393,192	40,000	—	727,839	—	—
神奈川	15	6,745,779	40,000	1,315	—	—	—
千葉	12	2,360,869	20,000	2,036	498,390	—	—
茨城	9	3,610,717	30,000	114	81,925	—	23,861
栃木	11	3,098,142	10,000	331	—	—	—
埼玉	13	5,056,332	38,806	2,109	372,222	—	—
群馬	7	474,305	10,300	1,433	179,745	2,489	—
山梨	8	460,234	9,000	475	—	—	—
長野	7	563,732	40,000	810	—	—	13,085
新潟	13	1,500,900	52,000	1,568	209,813	426,712	—
愛知	13	1,837,516	50,000	593	421,318	—	29,764
三重	4	1,453,182	20,000	—	—	—	24,650
靜岡	6	162,026	43,700	—	48,945	41,632	18,469
岐阜	9	324,850	20,260	210	113,325	39,265	—
富山	13	357,458	6,000	1,821	—	151,132	—
石川	10	119,402	17,200	1,963	45,000	25,083	—
福井	16	869,879	12,000	834	42,249	45,545	—
京都	5	1,453,623	46,200	—	162,900	—	—
大阪	11	2,889,082	54,000	34,256	209,650	221,381	29,430
兵庫	17	2,926,498	20,002	2,590	468,124	149,024	42,726
奈良	5	471,300	18,000	736	—	—	—
和歌山	8	594,121	18,010	—	—	—	25,041
滋賀	10	670,784	10,003	1,038	—	—	5,319
廣島	16	751,161	35,000	3,175	121,026	137,429	24,254
岡山	18	2,389,285	14,150	385	360,576	—	35,212
鳥取	11	536,006	10,000	383	—	53,574	5,972
島根	13	745,010	15,000	5,820	—	36,950	11,382
山口	8	568,830	40,000	—	232,193	116,925	19,363
香川	8	305,952	25,400	417	48,490	128,774	10,605
德島	11	2,808,082	—	3,852	64,300	—	18,054
高知	9	2,309,618	15,516	346	141,967	94,600	15,529
愛媛	11	807,279	21,365	149	40,420	86,982	14,507
福岡	15	1,389,414	20,600	1,211	580,843	—	—
大分	8	1,172,298	25,000	1,997	40,113	55,513	—
佐賀	6	411,795	12,033	1,724	155,672	110,566	11,600
長崎	10	566,203	31,420	1,011	85,886	—	—
宮崎	7	2,114,300	20,100	1,041	18,334	167,133	16,450
熊本	6	3,554,878	23,805	2,000	109,203	—	—
鹿兒島	5	152,950	20,000	—	18,539	—	15,726
合計	449	93,822,067	1,131,534	86,610	5,812,557	3,745,380	485,221
一都道府縣平均額	9	2,039,610	24,599	1,883	126,360	8,421	10,548

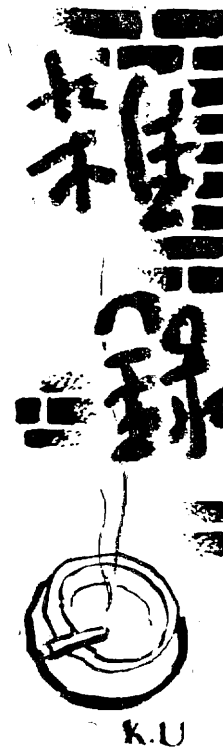

地方行政疑義問答集

地方自治法第九十六條第十號の疑義について

（神奈川縣總務部長照會
昭二八、三、九自行行發第四一號
自治廳行政課長回答）

問 事業税の賦課處分取消請求の出訴に對し、縣がこれに應訴する場合、地方自治法第九十六條第十號の規定により議會の議決を必要とするか。

答 必要としない。

常任委員會委員の選任を議長が指名すること の可否について

（青森縣東京事務所長照會
昭二八、三、一三自行行發第四七號
自治廳行政課長回答）

問 一、常任委員會條例で「常任委員の選任は議長の指名による」旨の規定を設け、常任委員の選任を議長の專權とすることができるか。

二、一が差し支えないとする場合は、常任委員欠員のとき議長は何時でも指名して常任委員を選任して差し支えないか。

答 一、法律上は可能であると解せられるが、地方自治法第百九條第二項の文言の趣旨からも適當でないと解する。

二、一により承知されたい。

欠損處分と權利放棄の議決との關係について

（秋田縣總務部長照會
昭二八、三、一三自行行發第五三號
自治廳行政課長回答）

問 一、個人又は團體から縣の事業費に對し寄附金採納方願出があり、これに對し、知事が採納を聽屆け指令したが、その後寄附者が經濟狀態等により納入不可能となり、縣豫算を更正措置をしないうちに年度繰越となつた寄附金の欠損措置について、次のような意見があるが何れが適當か。

(1) 地方自治法第九十六條第一項第八號の「權利の放棄」に該當するものとして議會の議決を必要とする。

(2) 寄附金は寄附者の自由意思による自然債務であるから理事者限り措置できる。

二、私法上の契約に基く收入（營造物にあらざる縣有建物貸付料、縣有財產賣拂代金等）が納入されないまゝ、年度繰越となりその後徵收不可能となつた場合の欠損措置については、地方自治法第九十六條第一項第八號の「權利の放棄」として議會の議決を要するものと解するが如何。

答 一、質問の趣旨が明かでないが、當該寄附金受納の權利を放棄しようとする場合においては、地方自治法第九十六條第一項第八號の「權利の放棄」として議會の議決を要するものと解せざるを得ない。

二、お見込のとおり。

地方自治法第九十六條第一項第八號の規定と 地方公營企業法第二十六條の解釋について

（東京都水道局長照會
昭二八、三、一自行行發第五九號
自治廳行政課長回答）

問 單年度豫算に基いて翌年度以降に亘る契約を結ぶことは、地方自治法

第九十六條第一項第八號の規定により議會の議決を要することになつているが、地方公營企業法第二十六條の規定により管理者において翌年度繰越の決定をした歳出豫算の執行に係る契約については、その契約が翌年度に亘る場合においても豫算外のあらたな義務の負擔とはならないものとして議會の議決を要しないか。

答　お見込のとおり。

市議會の權限と監査委員の職務權限について

（大阪府總務部長照會
昭二八、四、一自行行發第六一號
自治廳行政課長回答）

問一、具體的問題を伴わずして市議會が市政全般につき特別調査委員會を設置し調査檢討を開始した場合、かかる委員會の設置は地方自治法第九十八條第一項の權限を逸脱せるものと解するがどうか。

二、法第九十八條第一項の議會の權限と監査委員の職務權限との差異について具體的に説明せられたい。

答一、設問の趣旨が明瞭を欠くので確答致し兼ねるが、地方自治法第九十八條第一項の規定による事務の檢査は、必ずしも具體的な事件の發生あることを要件とするものではなく、一般に必要があると議會が認めるときは、同條同項の規定する方法により市政全般について檢査をすることができる。

二、法第九十八條第一項の議會の檢査權は、書類及び計算書を檢閲し、又は普通地方公共團體の長その他執行機關から報告を徴して行うべきものであつて、實地について事務の檢査をすることは許されず、そのような必要があるときは、同條第二項の規定により監査委員に對して事務監査を請求して行うべきものである。

地方議會運營に關する疑義について

（秋田縣議會事務局長照會
昭二八、四、六自行行發第六六號
自治廳行政課長回答）

問一、議會招集告示の取消について

長が一度なした議會招集の告示を取消すことができるか。若しできるとすればその方法、できないとすればその根據。

二、選擧人その他關係人の自發的且つ任意の證言について

選擧人その他の關係人が自發的に、しかも任意に委員會に出頭し、委員長の許可を得て自發的に且つ任意に證言することの可否。若し可なりとすれば、その證言を正式に委員會において審査の資料となすことができるか。

三、委員長の故障について

委員會條例準則第十五條中「故障」には「委員長が欠けたとき」を含まないと思うが如何。

四、委員長が欠けた場合の職務代理者について

會議規則又は委員會條例において「委員長事故あるときは委員長の豫め指定する順位により委員がその職務を代理する」との規定がある場合、委員長が欠けたときにおいて、その前任委員長の指定する順位により委員がその職務を代理することができるか。

五、地方自治法第百九條第六項の疑義について

(イ) 議會の議決により常任委員會が閉會中もなお審査を繼續することとなつた事件を閉會中審査せずあるいは審査しても次の會期迄に審査が結了しないときは次の會期中に審査することができるか。

又次の會期中に審査するためには、新たに議案の提出及び議案の委員會付託が必要であるか。

(ロ) 議會の議決により常任委員會が閉會中もなお審査を繼續することになつた事件を次の會期において更に繼續審査の議決をなし得るか

六、議案の分割付託について

數個の條例を改正する一つの條例が提出され、しかも所管委員會毎に分割審査でき得るものと認められる場合、これを各委員會に分割付託することができるか。

七、所管が二以上の委員會の所管にまたがる議案の付託について數個の條例の改正を一つの條例をもつてする議案付託の方法は次の中いずれが適當か。

(一) 議長が所管件數の多少、輕重等を勘案して一の委員會を主査と定めてこれに付託し、付託された委員會が審査の必要ありとするときは、關係委員會と協議して連合審査會を開く。

(二) 所管毎に分割して關係委員會に付託する。

(三) 特別委員會を設け、これに付託する。

八、連合委員會の性格について

普通地方公共團體の議會の委員が審査のため必要あるとき他の委員會と協議して開く連合委員會の會議主宰者は當然にその事件を付託された（主査たる）委員會の委員長であり、又連合委員會に參加した他の委員會の委員は、討論、表決に加わることはできないものと思うが如何。

九、常任委員長又は委員の選任及び辭任と除斥について

常任委員長又は委員の選任及び辭任許可の議事は除斥の對象となるか。

十、討論の順序について

原案を可とする旨の委員長報告に次いで少數意見の報告があつたときの討論は、原案賛成者から行わしめるのが妥當か。原案反對者から行わしめるのが妥當か。

十一、豫算案の組替修正について

長から提出された特別會計豫算案を否決し、それを一般會計豫算案にそのまま組替える修正は提案權の侵害となるか。

十二、地方自治法第二百三十九條の疑義について

特別會計の設置又は廢止の單行議案の提案權は長に專屬するものか

十三、長提出議案の撤回について

長からその提案にかかる議案撤回の申出があつたときは、委員又は本會議の許可を要せず直ちに撤回の効力を生ずるか。

十四、請願、陳情等の取下について

提出者から請願又は陳情の取下願があつたときは、委員會又は本會議の許可を要せず直ちに取下の効力が生ずるか。

十五、議會議員が住民としての個人の資格で提出する請願、陳情について

普通地方公共團體の議會の議員が住民としての個人の資格で當該議會で請願又は陳情し得るか。

十六、請願、陳情と一事不審議について

(イ) 提出者を異にする同一趣旨の陳情又は請願の一を採擇又は不採擇の議決をしたときは、他の陳情又は請願を審議することができるか

(ロ) 意見書を議決されたいとの請願又は陳情があり、これと同一趣旨の意見がすでに議員から發議されこれを議決したときは、その請願又は陳情を審議することができるか。

十七、議長、副議長選擧のため年長議員の下で行う會期の決定又は延長について

一般選擧後、初めて行われた議會の初日において諸種の事情により議長、副議長の選擧が行われなかつた場合、年長議員の下に議長、副議長選擧のため會期を定め又は會期を延長することができるか。

答一、一般的にはできない。

二、前段　證言の意味が明らかでないが、委員會における委員以外の發言については、會議規則又は委員會條例の定めるところによるものであり、設問のような措置を採ることが禁じられているわけではない。

後段　設問の趣旨が明らかでないが委員會の裁量による。

三、お見込のとおり。

四、設問の會議規則の規定のもとでは、設問の如き取扱はできず、速やかに委員長を選任すべきものと解する。

五、(イ)　前段お見込のとおり。後段　必要でない。

(ロ) お見込のとおり。
六、できないものと解する。
七、事案の性格により、(イ)又は(ニ)の方法によるべきである。
八、お見込のとおり。
九、1 常任委員會の委員長の選任が選擧又は指名推せんの方法によるものであるとき及び常任委員の選任については法第百十七條の除斥の規定の適用はないものと解する。
2 辭任の手續が議會の許可にかかわらしめられている場合には、お見込のとおり。
十、いずれでもよい。
十一、お見込のとおり。
十二、特別會計の設置についてはお見込のとおり。特別會計の廢止については長限りでできる。
十三、會議規則の定めるところによるべきであるが、原則としては、提案者の意思のみによつて撤回することはできず、議會の同意を必要とするものと解する。
十四、十三と同樣に解する。
十五、お見込のとおり。
十六、(イ)(ロ)いずれもお見込のとおりと解するが、(イ)の如き場合は、一括することが適當である。
十七、お見込のとおり。

地方自治法改正後、規定の回數を超えて招集した定例會の効力について

問 本町においては、本年十月、定例會は毎年四回とする旨の地方自治法改正規定を見落し、右規定の回數を超えて定例會として議會を招集した右は當然臨時會であるべきものを定例會として招集したのであるから、その議會で議決された事柄は無効であるとの說もあるが、定例會の場合も臨時會同樣に議事を附し告示を行つているので、單なる手續上の間違ということで後日の議會において十月の議會は臨時會であつた旨の訂正を行い議會の承認を得れば、その議會の効力は保持できると解するがどうか。

答 臨時會に要求されている手續と同樣の手續で招集され運營された限りにおいて設問の議會の議事は當然に無効となるものではないものと解する。

「特別多數議決における議員數」の意義について

（全國都道府縣議會議長會事務局長照會
昭二八、六、二五自治廳行政部行政課長回答）

問 法第八十七條第一項、第百三十五條第二項、第百七十八條第三項にいわゆる「議員」又は「議員數」は在職議員數の意であるか、議員定數の意であるか。

答 前段お見込みの通り。

報道から拾う

その後の國交回復状況

ハイチは六月一日、對日平和條約の批准書を米國務省に寄託した。

條約未批准國は、フイリツピン、ギリシア、インドネシア、イラン、イラク、ホンジユラス、レバノン、グワテマラ、リベリア、ルクセンブルグ、ニカラグワ、ボリビア、パナマ、チリー、パラグワイ、コロンビア、サウジアラビア、エクアドル、エジプト、ツルクワイの二十カ國（平和條約參加國四十八カ國）となつた。

MSA援助

政府は二十六日、MSA問題に關して日本政府が米國政府に送つた質問書（二十四日付）及びこれに對する駐日米大使館からの回答（二十六日付）を發表した。

この米側の回答により日本に對するMSA援助についての疑點は、公式にほぼ明らかになつたものと見られる。

日本側の質問

外務省は、在本邦アメリカ合衆國大使館に敬意を表するとともに、相互安全保障法の適用によるアメリカ合衆國の諸外國への援助に關し、もし日本が欲するならば、アメリカ合衆國は、前記の援助を日本に供與する用意あるものと承知し、同省は本件のもたらす影響の重要性にかんがみ、諸般の角度からこの問題を檢討してきた次第であるが、右に關連して、大使館が次の諸點についてアメリカ合衆國政府の公式の見解を明らかにされるよう要請する光榮を有する。

一、相互安全保障計畫によるアメリカ合衆國の諸外國への援助の基本目的は、自由世界の安全を維持し、かつ、增進することにありと承知するが、日本に援助が與えられる場合、**日本國政府としてはこの援助により國内の治安と防衛とを確保することを得るに至れば、右基本目的は十分達成されたものと了解するがいかん。**

二、アメリカ合衆國政府が相互安全保障計畫に基いてなさんとしている日本への援助が、日本の防衛努力の援助である限り、日本の防衛能力が考慮せられるに際しては**日本國政府としては、まず日本の經濟が安定し、發展することこそ、その先決要件であると考えられるがいかん。**

三、日本國政府の了解するところによれば、前記の援助を受けるためには、相互安全保障法第五百十一條（A）の該當規定の適用を受けなければならないものと思われる。この點に關連して、次のように了解するが、その通りであるか。

（A）前記の第五百十一條（A）の（3）に規定されている「軍事的義務」**履行の要件は、日本の場合には、日米安全保障條約によつて日本がすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。**

（B）同條約（A）の（4）に關し「自國の防衛力を增進し、かつ、維持すること」**という要件は、日本については、國内の一般的經濟條件の許容する限度内で、かつ、政治的及び經濟的安定を害することなく、これが實現されれば足りるものである。**

昭和二十八年六月二十四日

米國側の回答

合衆國大使館は、外務省に敬意を表するとともに、合衆國の相互安全保障計畫に關する千九百五十三年六月二十四日付外務省口上書において提起された問題に關し、合衆國政府の訓令に基き次のとおり申述べる光榮を有する。

一、相互安全保障計畫に基く合衆國の援助は主として自由世界の安全を維持し、かつ增進することを目的とするものであり、かつ、この計畫に基いて日本が受けることになる援助は、**日本をしてその國内の治安を維持し、かつ、平和條約第五條（C）項において保證されている自發的な個別的または集團的自衛の固有の權利を一層有効に行使することを可能ならしめることにより、その計畫の主要目的を達成しようとするものである。**

二、日本に對する援助計畫を策定するに當つて、**經濟的安定が日本の自衛能力の發展のために考慮されるべき必要の要件である。**相互安全保障計畫は、各參加國が經濟上の要請に關する自國の分擔を完全に引き受けることを前提としているが、もちろん、被援助國はその一般的な經濟條件及び能力の許容する限度においてのみ寄與をなすことができるものと了解される。なお、日本が同計畫に參加することを決定した場合には、**相互安全保障計畫のため必要な物資を合衆國が日本において買付ける可能性は增進するものと期待される。**

三、相互安全保障法の下において與えられることのある援助は相互安全保障法第百五十一條（A）の規定に合致することを條件とするものである。援助を受領するための條件の一つとしての軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、同國が日米安全保障條約の下にすでに引き受けている義務の履行をもつて足りるものである。相互安全保障計畫にも、または合衆國と日本との間に存在するいかなる條約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求しているものはない。相互安全保障の觀念は、自由世界の目的達成のために、合衆國から援助を受ける諸國が、自らを助けること及びそれぞれの間及び合衆國との間において最高度に協力することに、全力を盡す限りにおいてのみ達成されるものであるという認識に基いている。相互安全保障への積極的成果を最大の効果並びに最小の遲滯及び費用をもつて實現せしめるように、援助を受ける諸國の努力を結合する目的のために、合衆國の資源を續いて使用しようとすることは、合衆國の確固たる希望である。

一九五三年六月二十六日、東京において　アメリカ大使館

註　日本政府の質問書及び米側の回答にいう相互安全保障法第五百十一條は、被援助資格と題する條項で、MSA援助を受ける國が負う義務を規定したものである。

MSA五一一項a條

この法律にしたがつて承認されたすべての軍事、經濟または技術の援助は大統領がこのような援助供與は米國の安全保障を強化するものであると認めた場合で、かつ被援助國がつぎのことに同意している場合のほか軍事的努力を促進するためにいずれの國にたいしても行われてはならない。

1　國際の理解および親善を増進するうえおよび世界平和を維持するうえにおいて協同すること。

2　國際の緊迫の原因を除去するために相互に合意される行動をとること。

3　米國が一方の當事國である他國的または相互的の協定または條約に基いて自國が受諾した軍事的義務を履行すること。

4　自國の自衛力および自由世界の防衛力増進維持のために自國の政治的および經濟的安定と兩立して自國の人力、資源、施設および一般的經濟狀態が許す限り全面寄與を行うこと。

5　自國の防衛能力を増大させるために必要な一切の合理的な措置をとること。

6　米國が供與する經濟および軍事の援助が有効に利用されるようにするために適當な手段をとること。

また米國側回答で述べられている平和條約第五條C項は次の通り。

平和條約第五條c項

連合國としては日本が主權國として國際連合憲章第五十一條にかかげる個別的、または集團的自衛の固有の權利を有すること、および日本國が集團的安定保障取決めを自發的に締結できることを承認する。

MSA正式に交渉申入れ

政府は三十日、つぎの「口上書」を米大使館に送り、MSA援助について正式に交渉申入れた。

口上書

外務省は在本邦アメリカ大使館に敬意を表するとともに、本年六月二十四日付同省口上書第九百十四號にたいする六月二十四日付米大使館よりの口上書第二千四百十六號にかんし日本國政府は相互安全保障計畫にもとづく協定につき、日米兩國間に會談を開始するよう指示する旨、大使館に通報するの光榮を有する。

昭和二十八年六月三十日

米、MSA交渉に同意

七月一日、米政府は外務省につぎの口上書をもつて、MSA援助についての日本政府の申入れに同意した。

口上書

アメリカ合衆國大使館は、外務省に敬意を表するとともに、相互安全保障計畫にもとづく協定につき兩國間に會談を開始することを提議する一九五三年六月三十日付同省口上書に言及する光榮を有する。同大使館は前記の同省口上書中にある提議に同意して相互に合意するすみやかな日時に會談を開始することを提案する。

一九五三年七月一日、東京において　アメリカ大使館

米國のMSA援助の近況

①　軍事援助、經濟援助、技術援助を受けている國

英國、フランス、ベルギー、カナダ、デンマーク、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウエー、ポルトガル、ユーゴ、トルコ、ギリシヤ

② **軍事援助と技術援助を受けている國**

ブラジル、チリー、キューバ、エクアドル、コロンビヤ、ペルー、台灣、カンボジヤ、ラオス、ヴエトナム、フイリピン、タイ、イラン

③ **經濟援助だけの國**

オーストリヤ、スペイン、朝鮮

④ **技術援助だけの國**

エジプト、エチオピヤ、リベリヤ、アフガニスタン、インド、パキスタン、ネパール、ビルマ、インドネシヤ、イラク、イスラエル、ヨルダン、レバノン、リビヤ

二十七年國民所得五兆二千百億圓

經濟審議廳がこの程發表した二十七年（暦年）の國民所得の暫定推計を發表した。

① 國民所得は五兆二千百三十九億圓で

② 前年の四兆五千百五十八億圓から一五・五%の増となり

③ 戰前（昭和九年—十一年平均）の百四十五億に比べると三五九・六倍になる。

④ 然し現在の物價は戰前に比べ、二九二・八倍であり、この物價指數の上昇率で調整した實質國民所得によつて比較すると、二十七年の國民所得は百七十八億圓となり、

戰前の百四十五億圓より二二・四%増となるが一人當りの實質所得は戰前（六千八百万人）二百十一圓、二十七年（八千五百万人）は二百八圓となりまだ戰前には及ばず、結局個人の所得は戰前の九八・六%となる。

⑤ 分配國民所得の詳細別表のとおり。

分配國民所得

（單位10億圓）

	昭和26年 A	昭和27年 B	對前年比 B/A %	構成比 % 26年	構成比 % 27年
勤勞所得	2,033.0	2,489.4	122.4	45.1	47.7
賃金及給料	1,903.1	2,315.9	121.7	93.6	93.0
其の他	129.9	173.5	133.6	6.4	7.0
個人業主所得	1,838.6	2,178.7	118.5	40.7	41.8
農林・水產業	902.0	1,057.8	117.3	49.1	48.6
其の他	936.6	1,120.9	119.7	50.9	51.4
個人賃貸料所得	37.7	47.4	125.7	0.8	0.9
個人利子所得	51.8	74.8	144.4	1.1	1.4
法人所得	523.0	407.6	77.9	11.6	7.8
法人稅	184.3	233.3	126.6	35.2	57.2
個人配當	42.7	68.7	160.9	8.2	16.9
法人留保	295.9	105.6	35.7	56.6	25.9
官公事業剩余	33.6	17.8	53.0	0.7	0.4
海外よりの純所得	△ 1.9	△ 1.8	—	0	0
合計（分配國民所得）	4,515.8	5,213.9	115.5	100.0	100.0

千歳の特殊貸間業認證條例

全國的に話題と批判を生んでいる千歳町の特殊貸間業に關する特別措置條例に關し二十三日札幌地檢塩田檢事正は公文書で同條例はつぎの理由により「賣淫させたものなどに對する處罰に關する勅令（勅令第九號）に抵觸するので地方自治法第十四條により制定できない旨町へ勸告した。

一、同條例の目的である特殊貸間業者に關する認證制度そのものが勅令第九號の精神に違背するものと認められる。

二、同條例案第二條の「旅館業法ならびに風俗營業取締法に定められている以外の貸間、貸室をなすもので町長の認定するもの」の實態はいわゆる通稱ハウス業・オンリー貸間業ならびにこれに類似するものであることは明らかであつて、用語にかかわらずかかるものを特殊貸間業の對象にしているものと認められる。

三、しかるに右通稱ハウス業またはオンリー貸間業ならびにこれに類似するものはいわゆるパンパンその他の淫賣婦に對し間貸し、またはこれらと間貸しの形式をつくつて賣淫させることを内容とする契約を締結し、または直接賣淫させることを内容とする契約を締結しこれを業としているものなどであつて、勅令第九號違背を犯す恐れが本質的に存する業者である。

四、したがつて、かかる營業を第三條により届出させ第四條により認證を與えることは法令により本質的に右勅令違背を犯す恐れのある狀態を放任することになつて到底法令に違背しない限度内の條例とは認めがたい。

自治廳の見解

營業の許可は法令により都道府縣知事の權限内にあるため、市町村長の許可制としたり、性病豫防法以外に新たに市町村條例で强制檢診を義務づけるのは適法でない。

問題の條例案

特殊貸間業者等認證に關する特別措置條例（案）

（この條例の目的）

第一條　この條例は本町の特殊な環境に鑑み、地方自治法第二條第一項即ち「地方公共の秩序を維持し、住民及び滯在者の安全、健康及び福祉を保持するため」並びに第七「風俗又は清潔を汚す行爲の制限、その他、保健、衛生、風俗のじゆん化に關する事項」の處理の必要から特殊貸間業者等の認證制度を實施する事を目的とする

（特殊貸間業及び間借人、借家人從業者の定義）

第二條　この條例にいう特殊貸間業者並びに間借人、借家人、從業者とは次に該當するものをいう。

1　通稱ハウス業、オンリー間貸業、並にこれに類似するもので、本町の區域内に於て自己又は他人の所有を問わず、現にその建築物内で有償、無償に拘らず、他人に貸室又は自ら行う業態をいう。

2　特殊間借人とは、前條の業者が、第三條によつて届出したもののうち町長が認定したものをいう。

3　從業者とは第一號のハウス業者に有給、無給を問わず雇傭されているものをいう。

（届出の義務）

第三條　第二條の業者はその事由の生じた日より五日以内に別紙様式（別紙省略）により町長に届出で認證をうけなければならない。

2　届出後、届出の内容に異動（廢業をも含む）を生じた場合にはその事由發生の翌日中に町長に届出なければならない。

（認證）

第四條　町長は第三條の届出を受理したときは三日以内にその實態を調査し、別に定める認證を交付しなければならない。

2　前項の調査は指導及び取締機關、その他町長の認める適當な者に委囑する事が出來る。

3　町長は調査の結果業者の施設が火防、保健衛生及び風紀等の維持上適當でないと認めたものは認證をしないものとする。

4　第一項の認證は表出入口の見易い場所に掲出しなければならない。

5　認證は認證の日から二カ月間有効としその期間内に認證更新をうける手續きをしなければならない。

6　第一項の認證手數料として認證交付の際金千圓を徴收する。但し、更新の手數料は金五百圓とする。

7　認證及び認證更新の手數料は別に發する納入告知書によつて納入しなければならない。

（健康診斷を受ける義務）

第五條　業者は毎週少くとも二回以上、第二條第二號第三號の該當者に對し町長の指定する診療機關によつて健康診斷をうけさせなければならない。

2　第二條第二號、第三號の該當者は、少くとも毎週二回以上町長の指定する醫療機關に於て健康診斷をうけ町長が別に交付する健康手帳を常に携帶しなければならない。

3　前項の健康診斷に要する費用は業者の負擔とする。

（調査）

第六條　町長は、定期、若しくは隨時、業者の實態につき調査を行い業者が第一條の目的に違反しない樣、勸告、指導、監督をするものとする。

2　前項の調査は指導及び取締り機關に依嘱してこれを行うものとする。

（認證の取消）

第七條　町長は實態調査の結果、指導及び取締機關の勸告によつて不適當と認めるものについては第四條の認證を取消す事が出來る。

（罰則）

第八條　この條例に違反した者は二年以下の懲役、若しくは禁錮、十万以下の罰金、拘留、科料に處する。

附　則

この條例は公布の日よりこれを施行する。

この條例施行の際に既に該當する業者の第三條による届出期間は昭和二十八年六月十五日とする。

この條例に基く必要な事項は町長が別にこれを決める事ができる。

日本貿易の現狀　（通産省第五次貿易白書による）

主要商品別輸出實績額　（單位 100万ドル）

商品名	1934—36年		1951年		1952年		1952年の對前年比（%）
	金額	%	金額	%	金額	%	
合計	928.4	100.0	1,354.5	100.0	1,172.9	100.0	94.0
繊維品	483.4	52.1	595.6	44.0	445.4	35.0	74.8
金屬及び同製品	76.3	8.2	253.7	18.7	340.6	26.8	134.2
機械	66.5	7.1	106.1	7.8	110.1	8.7	103.8
食料品	88.2	9.5	67.5	5.1	99.4	7.8	146.6
窯業製品	27.4	3.0	55.2	4.1	53.1	4.2	96.2
化學品	39.8	4.3	36.8	2.7	39.9	3.2	108.4
その他	146.8	15.8	239.6	17.6	184.4	14.3	77.0

（備考）　大藏省税關部資料による

主要商品別輸入實績額　（單位100万ドル）

商品名	1934—36年平均		1951年		1952年		1952年の對前年比（%）
	金額	%	金額	%	金額	%	
合計	950.9	100.0	2,046.8	100.0	2,028.2	100.0	99.1
食糧	157.4	16.5	445.9	21.7	536.1	26.4	120.2
米	101.1	10.6	119.7	5.8	184.4	9.1	154.1
小麥	11.4	1.2	157.2	7.7	156.4	7.7	99.3
大麥	0.2	※	77.0	3.7	84.4	4.2	109.6
砂糖	44.8	4.7	92.0	4.5	111.2	5.4	120.9
繊維原料	288.7	30.3	687.0	33.5	576.9	28.5	83.9
綿花	224.8	23.6	469.0	22.9	418.0	20.6	89.3
羊毛	56.0	5.9	196.7	9.6	138.7	6.9	70.5
麻類	7.9	0.8	21.3	1.0	20.2	1.0	94.8
化學品	38.7	4.1	36.9	1.8	44.2	2.1	119.7
肥料及び同原料	23.7	2.5	38.1	1.9	34.8	1.7	91.3
鐵鑛石	10.7	1.1	58.1	2.8	92.5	4.6	159.2
石炭	16.3	1.7	48.9	2.4	81.6	4.0	166.8
鹽	4.8	0.5	34.2	1.7	24.2	1.2	70.7
大豆	20.5	2.2	48.1	2.4	22.3	1.1	46.3
石油	30.8	3.2	97.3	4.8	127.8	6.3	131.3
生ゴム	17.6	1.9	78.6	3.8	45.7	2.3	51.4
牛革	5.6	0.6	39.3	1.9	13.9	0.8	33.1
機械	44.7	4.7	57.3	2.8	90.6	4.5	158.1
その他	291.4	30.7	377.1	18.5	337.6	16.5	89.5

（備考）　大藏省税關部資料による

80年間の物價指數

(明治6年を100として昭和27年まで)

明治6年	100	明治33年	194	昭和2年	433
7	108	34	185	3	436
8	113	35	187	4	424
9	108	36	199	5	349
10	111	37	209	6	295
11	117	38	224	7	327
12	128	39	231	8	375
13	146	40	249	9	382
14	162	41	240	10	392
15	156	42	229	11	408
16	126	43	232	12	496
17	110	44	240	13	523
18	112	大正元年	255	14	578
19	104	2	253	15	647
20	108	3	243	16	693
21	113	4	246	17	753
22	118	5	298	18	806
23	124	6	375	19	914
24	115	7	491	20	1,380
25	112	8	601	21	6,411
26	126	9	661	22	18,972
27	133	10	511	23	50,403
28	143	11	499	24	82,253
29	153	12	508	25	97,242
30	170	13	526	26	134,957
31	180	14	514	27	137,650
32	181	昭和元年	456		

圖書室だより

○新購入圖書紹介

圖書名	著編者
ソヴェトの國家社會保險	尾形昭二
ソヴェト連邦の工業生産力	ソ連、アカデミー經濟研究所
對決する二つの日本	山川均
陣笠	辻寛一
政治記者の手帖から	長島又男
戰後の國民所得	經濟審議廳國民所得課
現代地方財政論	島恭彦
ソ連農業の發展	カストロスキー
新版商法	田中誠二
手形法、小切手法	伊澤孝平
自衞權	横田喜三郎
教育委員便覽	川上操六
改訂 教育人事實務提要	安養寺重夫
保安廳法解說	柄内一彦
基地の子	清水幾太郎
日本は狂つてる	乾孝
中小企業等協同組合法	磯野喜一
商業簿記提要	吉田良三
會計原則の理論	山下勝治
辨曖（四）	富田常雄
領土割讓の主要問題	山下康雄
精撰會計問題詳解	中央經濟社
近代會計學	黒澤清
沖繩大觀	沖繩朝日新聞社
科學の事典	岩波書店編集部
會計學	太田哲三
會計學	黒澤清
六法全書 昭和二十八年版	我妻榮
世界美術全集 20 中國Ⅳ	下中彌三郎
法律學講座 -10-	田中二郎
改正地方自治法逐條解說 —第十三國會改正部分—	長野士郎
改訂註釋 地方自治法逐條解義	若林仙二

○各官公廳その他よりの受贈圖書

圖書名	受贈先
選擧結果調	北海道選擧管理委員會
札幌經濟	札幌市經濟部商工課
第十五回國會法律集	法務省
方言と國語教育	文部省
學校衞生統計報告書	文部省調査局統計課
林業試驗場研究報告 五八、六〇號	農林省林業試驗場
學校基本調査報告書 二六年	文部省調査局統計課
農業技術研究所報告	農林省農業技術研究所
消防年報	横濱市消防局
國勢調査報告（福井、奈良、栃木、石川、福島各縣）	總理府統計局
電氣事業に關する調査	北海道拓殖銀行調査部
鑛山保安年報 二六年度	通商産業省鑛山保安
學校給食實態調査報告書	文部省管理局
主要繊維品地域別統計期報	通商産業大臣官房調査統計部
學藝員講習講義要綱	文部省
石油統計年報	通商産業大臣官房調査統計部
國語問題問答	文部省
明治以後におけるかなづかい問題	文部省
漢字と國語教育	文部省
やや進んだ段階におけるローマ文字の學習指導	文部省
日本の漁政	農林大臣官房涉外課
非鐵金屬等需給統計對象事業所名簿	通商産業大臣官房調査統計部
地方自治月報 第十四號 第十五號合併號	自治廳行政課
農家の友 六月號	農業改良普及協會
税務通信 二八號	道總務部税務課
教育月報 五月號	道教育委員會事務局
北海道自治 六月號	道自治協會
北海警友 六月號	札幌警察管區本部 北海警友編集部
綜合經濟 五月號	道綜合經濟研究所
讀書春秋 四月號	春秋會
教育統計 四月號	文部省調査普及局統計課
文部統計速報 二月號	文部省調査普及局統計課
調査月報 五、六月號	北海道拓殖銀行調査部
水産時報 四、五月號	水産廳
厚生 五月號	厚生省
世界月報 二月號	外務省情報文化局
郵政	郵政省人事能率課
電氣試驗所彙報 四月號	電氣試驗所
通産統計月報 四月號	通商産業省
農林水産統計月報 四月號	農林省統計調査部
農林時報 四、五月號	農林省
農林統計調査 三月號	農林省
京都府會史 昭和時代總說	京都府會事務局
群馬縣議會史 第二卷	群馬縣議會事務局
神奈川縣會史 第一卷	神奈川縣議會事務局
福井縣議會四カ年の歩み	福井縣議會事務局
北海道山林史	道林務部
宮城縣議會時報 四卷六號	宮城縣議會事務局
神奈川縣議會月報 五卷四號	神奈川縣議會事務局
栃木縣議會月報 四月號	栃木縣議會事務局
群馬縣議會時報 五月號	群馬縣議會事務局
滋賀縣議會時報 二六號	滋賀縣議會事務局
山口縣議會月報 四、五月合併號	山口縣議會事務局
熊本縣議會報 五月號	熊本縣議會事務局
大阪府會 五、六月合併號	大阪府會事務局
長野縣議會資料 二一、二二號	長野縣議會事務局
岡山縣議會報 三卷一號	岡山縣議會事務局

昭和二十八年七月二十日發行

北海道議會時報　第五卷第七號

編集　北海道議會事務局調査課

發行　北海道議會事務局

電話②一、八二〇番

北海道議会時報第5巻第7号（昭和28年第2回定例道議会）

6月のメモ

1 ○アッツ島遺骨引取り及び同島における慰靈祭米軍當局より正式許可。○佛關係BC戦犯減刑につき同國府縣より通告。

2 ○エリザベス二世戴冠式行わる。皇太子殿下天皇御名代にて御參列。

5 ○休戦交渉事實上妥結を傳えらる。

6 ○二十八年度豫算案閣議決定、總額九千六百八十二億八千万圓。

7 ○李大統領「韓國軍は單獨でも北鮮に向つて進撃を行う」と決意表明。○台風第二號本土を縦斷暴威振う。

8 ○捕虜交換に關する暫定協定調印。○第二回定例道議會開かる。

9 ○木村保安廳長官、陸海空の防衛計畫立案について語る。○王子爭議妥結。○英連邦首相會議終了「英連邦首相は現在西歐諸國とソ連を分裂させている意見の對立を解決、或いは少くとも緩和させるための機會を失つてはならない」旨のコミュニケ發表。○米上院外交委、對外援助豫算五十四億ドル承認。○マヌス島から戦犯二十二名歸る。

10 ○木村談話は「政府の正式見解に非ず」との態度決定。

11 ○米下院外交委、對外軍事援助費四億七千万ドル（提案五十四億ドル）削除。

12 ○アリソン米大使MSAについて言明。○日米加三國漁業條約發効。

13 ○深夜の圓山で運轉手射殺事件（容疑者は現職巡査部長）。○日台貿易協定調印（輸出入年間七千四百五十万ドル）

14 ○第四次中共歸國決る。○「李大統は休戦反對のため徹底的な行動をとらないことに決定した」と傳えらる。

15 ○改進躍進大會開く。○札幌神社祭典。○内灘の試射始まる。

16 ○第十六特別國會再開、天皇陛下御臨席開會式を行う。

17 ○第四次中國歸國船のトップ高砂丸舞鶴出港。○東ベルリンデモ隊暴動化（ソ連軍一箇師が出動）。

18 ○反共北鮮軍捕虜釋放事件起る（李大統領「これは自分の命令によつて釋放したものである」と發表。○立川附近で朝鮮に向う米軍輸送機墜落百二十八名死亡。○捕虜釋放事件について、米、國家安全保障會議を開きア大統領より國連軍の權威侵害の旨李大統領に通告。

19 ○原子力情報をソ連に流した國際的話題の主ローゼンバーグ夫妻（米）死刑執行。

20 ○休戦本會談、共産側捕虜再收容要求。○アッツ遺骨調査船「だいおう」函館出港。○ダレス長官上院外交委で、日本向對外援助費の中に保安隊用の小艦艇地上戦斗用の裝備供與を證言。

21 ○東獨で（ザイセンのウラニューム鑛區）ドイツ人勞働者十万が暴動。

22 ○農相更迭新保利茂氏舊内田信也氏。○京城に飛んだクラーク國連軍司令官、李大統領と會談。○ソ連外交官の旅行制限撤廃。○中央バス二十四時間ストに入る。

24 ○第二回定例道議會今曉閉會。○中國人捕虜の遺骨送還問題、白龍丸スパイ事件でもつれ足どめ中の歸國三船（高砂、白龍、白山）門司出港。○美幌町七十戸焼く。○ラニエル氏（佛）組閣受諾（一カ月余に亘り空席）。○スペイン訪問中の皇太子殿下フランコ大統領訪問。○國連の對日技術援助協定調印。

25 ○朝來北九州を襲つた豪雨被害甚大。

26 ○新麥價決定、小麥買上價格三千五十二圓。○MSA日米往復文書發表。

27 ○比戦犯の特赦、減刑令發表。

28 ○網走向陽高校全焼。

29 ○クラーク司令官捕虜釋放事件について共産側に回答、さらに休戦協定調印のため本會談再開を提案。

30 ○本道の新麥價決る。○MSA正式に交渉申入れ。○七月暫定豫算成立。○西日本水害對策中央本部を設く。

図書目録

追　　録　1

自　昭和27年4月1日
至　昭和28年3月31日

北海道議會圖書室

北海道議会時報第5巻第7号（昭和28年第2回定例道議会）

凡　　例

1. 本目録は昭和27年4月より昭和28年3月末までに本圖書室に收藏した圖書を收錄したもので，昭和27年6月發行の「圖書目錄」の追錄第1號である。
2. 分類は日本十進分類法（N・D・C）によつた。
3. 資料のなかで，一般圖書に類するものは本目錄に收錄した。

昭和28年6月

北海道議會圖書室

分　類　目　次

000　總　　記……1
010　圖　書　館
020　圖書，書誌學
030　百科辭書，索引
040　論文集，講演集，雜書
050　逐次刊行書，雜誌
060　學會，博物館
070　新聞，新聞學
080　叢書，全集
090　鄉土資料

100　哲　　學……3
110　哲學各論
120　東洋哲學
130　西洋哲學
140　心　理　學
150　倫　理　學
160　宗　　教
170　神　　道
180　佛　　教
190　キリスト教

200　歷　　史……4
210　日　　本
220　ア　ジ　ア
230　ヨーロツパ
240　アフリカ
250　北アメリカ
260　南アメリカ
270　オセアニア
280　傳　　記
290　地誌，紀行

300　社會科學……6
310　政　　治
320　法　　律
330　經濟，經營
340　財　　政
350　統　　計
360　社　　會
370　教　　育
380　民俗，風俗習慣
390　國防，軍事

400　自然科學……15
410　數　　學
420　物　理　學
430　化　　學
440　天　文　學
450　地質學，地理學
460　生物學，人類學
470　植　物　學
480　動　物　學
490　醫學，藥學

500　工學，工業
510　土木工學
520　建　築　學
530　機械工學
540　電氣工學
550　海事工學，造兵學
560　採鑛冶金學
570　化學工業
580　纖維，その他の工業
590　家　　事

600　產　　業……16
610　農　　業
620　園藝，造園
630　蠶　糸　業
640　畜產，獸醫學
650　林　　業
660　水　產　業
670　商　　業
680　交　　通
690　通　　信

700　藝　　術
710　彫　　刻
720　繪畫，書道
730　版　　畫
740　寫眞，印刷
750　工藝美術
760　音樂，舞踊
770　演劇，映畫
780　運動競技
790　遊藝，娛樂

800　語　　學……18
810　日　本　語
820　中國語，東洋語
830　英　　語
840　ドイツ語
850　フランス語
860　スペイン語
870　イタリア語
880　ロシア語
890　その他諸國語

900　文　　學……19
910　日本文學
920　中國文學，東洋文學
930　英米文學
940　ドイツ文學
950　フランス文學
960　スペイン文學
970　イタリア文學
980　ロシア文學
990　その他諸國文學

000 總　　記

020 圖書・書誌學

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Ko	國立國會圖書館支部	官廳刊行物總合目錄	官廳圖書館研究會	1952	B 5	650
Mo	森　信三	讀書への伴侶	弘文堂	〃	B 6	314

040 論文集・講演集・雜書

KaM—2	戒能通孝	群衆の悲劇	穂高書房	1948	B 6	293
Ko	近藤信緒	世渡りの秘訣	池田書店	1951	〃	317
O	大内兵衛	舊師舊友	岩波書店	1949	〃	321
Tu	都留重人	官僚と大學教授	勁草書房	1951	〃	202
U	上原專祿	學問への現代的斷想	弘文堂	1950	〃	153

050 逐次刊行書・雜誌

A—3	朝日新聞社	朝日年鑑 1953	朝日新聞社	1952	B 5	583
Ho—4	北海道新聞社	北海道年鑑 昭和28年版	北海道新聞社	〃	〃	618
HoK—3	佐々木治夫	北海道農業協同組合年鑑 1953年版	北海道協同組合通信社	〃	B 6	502
Kyo—3	共同通信社	世界年鑑 1952年版	共同通信社	〃	B 5	779
Ni—3	總理府統計局	日本統計年鑑 昭和26年版	日本統計協會	〃	〃	454

070 新聞・新聞學

Mi	御手洗辰雄	新聞太平記	鱒書房	1952	B 6	230
Ro	蠟山政道	新聞の自由	岩波書店	〃	A 5	217

080 叢書・全集

Si—5	澁澤敬三	南方熊楠全集 5	乾元社	1952	B 6	317
Si—6		同 6	同	〃	〃	360
Si—7		同 7	同	〃	〃	431
Si—12		同 12	同	〃	〃	462

090 郷土誌料

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
A	荒又操	北海道農業の研究	柏葉書院	1948	A5	446
Ho—8	北海道廳	北海道舊土人	北海道廳	1922	B6	70
HoA	北海道	經濟白書 昭和27年	北海道開發協會	1952	A5	168
HoC	北海道教職員組合	北海道教育關係職員錄 1952年版	北海道教育評論社	〃	B6	536
HoE	北海道總務部開發計畫課	北海道概況	北海道總務部開發計畫課	1951	A5	403
HoF	北海道總合開發委員會事務局	北海道現況の基礎分析	時事通信社	〃	B5	159
HoG	北海道教育委員會行政課	北海道學校一覽 昭和27年度	北海道教育委員會行政課	1952	B5	173
HoH	北海道總務部法規課	北海道公用文例並びに條例規則提要	北海道總務部法規課	1949	B6	206
HoJ—2	北海道自治協會	北海道自治關係職員錄	北海道自治協會	1950	〃	287
HoK	北海道教育委員會調査課	北海道教育要覽	北海道教育出版協會	1949	A5	449
HoN—2	北海道農業教育研究會	改訂 北海道農業大寶典	北方出版社	1950	〃	423
HoS—1	北海道新聞社	觀光北海道 1950年版	北海道新聞社	〃	B4	
HoS—2		同 1952年版	同	1952	〃	
IH	池田秀男	北海道における土地改良法	北方出版社	1949	B6	182
Ko	越崎宗一	開拓史前後	新星社	1952	〃	380
KoE	國鐵札幌地方營業事務所	驛名の起源	國鐵札幌地方營業事務所	1951	〃	176
Ma—2	松田毅	北海道農政の考察	北海道農業改良普及協會	1950	〃	159
Ni	日本ILO協會北海道支部	北海道勞働年鑑	日本ILO協會北海道支部	1952	B5	214
O	奥田四郎	北海道海產動物圖說	新日本教育社	1950	A5	71
SaG—2	更科源藏	北海道の傳說	柏葉書院	1952	B6	300
SaK	札幌管區氣象台	北海道の氣象	札幌管區氣象台	1953	B5	
SaS	札幌市史編集委員會	札幌市史 政治行政篇	札幌市役所	〃	A5	772
U	梅木通德	北海道交通史	北方書院	1950	B6	318
YoS	吉田寧	草創時代に於ける札幌の工業	札幌商工會議所	1936	A5	104
YoT	吉村忠幸	私たちの郷土（北海道）	實業教科書株式會社	1950	B6	194
Ze	全北海道廳職員組合	北海道職員錄	全北海道廳職員組合	1952	〃	256

100 哲　　學

100 哲　學　總　記

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
L—1	K・レヴイツト 柴田治三郎 譯	ヘーゲルからニーチエへ 1	岩波書店	1952	B6	402

150 倫　理　學

Ka	金子武藏	近代ヒユーマニズムと倫理	勁草書房	1952	A5	399
SA	ペ・ア・シヤリア 園部四郎 譯	共産主義モラル	筑摩書房	〃	B6	294

180 佛　教

Na	中里介山	清澄に歸れる日蓮	大菩薩峠刊行會	1952	B6	221

190 キリスト教

D	A・ドレウス 原田瓊生 譯	キリスト神話	岩波書店	1952	B6	294

200 歴　　史

200 歴　史　總　記

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Ga	外務省	終戰史錄	新聞月鑑社	1952	B 5	983
I	池田雄藏	年表廿世紀五十年史	時事通信社	1949	〃	80
Re—1	歴史學研究會	歴史學の成果と課題 Ⅰ	岩波書店	1952	A 5	229
Re—2		同 Ⅱ	同	〃	〃	157
Sa—8	齋藤道太郎	世界歴史事典 8	平凡社	〃	B 5	319
Sa—9		同 9	同	〃	〃	319
Sa—10		同 10	同	〃	〃	321
Sa—11		同 11	同	〃	〃	313
Sa—12		同 12	同	〃	〃	347
Sa—13		同 13	同	〃	〃	344
Sa—14		同 14	同	1953	〃	346
YaT—2	安田德太郎	人間の歴史 2	光文社	1952	B 6	295
YaT—3		同 3	同	1953	〃	300

210 日　　本

HaD—6	原田熊雄	西園寺公と政局 六	岩波書店	1951	A 5	381
HaD—7		同 七	同	1952	〃	423
Ho	細田民樹	偽らぬ日本史	中央公論社	〃	B 6	239
IG	池田源治	東亞戰雲錄	共同出版社	〃	〃	286
Ko	小澤武二	新生日本記錄寫眞集	日本義肢協會	1950	A 4	
TaT—1	高木健夫	生きている日本史	鱒書房	1952	B 6	316
TaT—2		續生きている日本史 〔新日本史大系〕	同	〃	〃	326
WaT—1	和歌森太郎	國家の生成	朝倉書房	1952	A 5	238
WaT—5		明治維新	同	〃	〃	298
YaT—1	矢内原忠雄	現代日本小史 上	みすず書房	〃	〃	282
YaT—2		同 下	同	〃	〃	303
Yo	吉田長藏	新天皇論	千代田書院	〃	B 6	219

230 ヨ　ー　ロ　ッ　パ

IM	猪木正道	ロシヤ史入門	創文社	1952	B 6	223

250 北アメリカ

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
AG—1	アメリカ學會	原典アメリカ史 第1巻	岩波書店	1950	A5	416
AG—2		同 第2巻	同	1951	〃	465

280 傳記

AA	淺野晃	贖（あがない）	東光書房	1952	B6	321
CM	マリオン・クロフォード 村岡花子譯	エリザベス マーガレット 王女物語	ダヴィド社	〃	〃	299
G—2	ジョン・ガンサー 木下秀夫譯	アイゼンハワー	文藝春秋新社	〃	〃	221
Gyo	行政監理廳	官公廳職員錄	學陽書房	〃	A6	400
Ho	北海道町村議會議長會	北海道自治名鑑	北海道町村議會議長會	〃	B5	560
KaK—1	河上肇	自叙傳 一	岩波書店	1952	B6	312
KaK—2		同 二	同	〃	〃	323
KaK—3		同 三	同	〃	〃	302
KaK—4		同 四	同	〃	〃	340
KaK—5		同 五	同	〃	〃	333
M	キヤザリン・T・マーシヤル 大森敏子譯	夫とともに	光文社	1951	〃	278
Ni	日本輿論調査研究所	天皇（寫眞帳）	北海タイムス	1952	B4	315
OI	大藏省印刷局	職員錄	大藏省印刷局	〃	B5	1,412
R	トレボア・ローパー 橋本福夫譯	ヒトラー最後の日	雄鷄社	1951	B6	311
SaG	佐野學	足利尊氏	青山書院	1952	〃	233
YaS	山口重次	石原莞爾	世界社	〃	〃	320
ZiK—4	人事興信所	日本職員錄 昭和27年版	人事興信所	〃	B5	

290 地誌・紀行

Ho	本間剛夫	ブラジル	立川圖書株式會社	1952	A5	199
HoK	帆足計	ソ連・中國紀行	河出書房	〃	B6	366
IN	今村長治	新天地	乾元社	〃	〃	388
IS—6	石田龍次郎	世界地理大系 6	河出書房	〃	B5	272
IS—7		同 7	同	〃	〃	174
IT	泉友三郎	ソ連・南樺太	妙義出版社	〃	B6	245
KiH	木原均	科學者の見た 戰後の歐米	毎日新聞社	1949	〃	299
Kyo—2	全國教育圖書株式會社	標準世界地圖	全國教育圖書株式會社	1952	B4	
NiK	日本交通公社	旅程と費用	日本交通公社	〃	B6	969
SA	アーサー・スコレス 矢吹壽譯	南氷洋探檢記	月曜書房	〃	〃	258
Sa	佐々木恭一	大日本分縣地圖併地名總覽	國際地學協會	〃	B4	
TaU	竹內錦司	日本の俘虜はソ連で どんな生活をしたか	光文社	1950	B6	230
To	戸塚文子	日本の旅	要書房	1952	B6	186
ToK	東北開發研究會	日本地域現勢圖說	河出書房	〃	B5	224

300 社會科學

300 社會科學總記

302 政治・經濟・文化諸事情

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Ka	勝川喜之助	財界百人百話	日本經濟新聞社	1952	B6	300
L	リン・ランドマン 橋本福夫譯	赤い中國の横顔	月曜書房	〃	〃	244
Ma	松本潤一郎	社會と文化の問題	巖松堂	1947	〃	200
Se	世界現勢事典編集委員會	世界現勢事典	東京堂	1952	A5	730
SE	エドガー スノウ 宇佐美誠次郎譯	中國の赤い星	筑摩書房	〃	B6	372
Si—1	篠原正瑛	今日のドイツ	三啓社	〃	〃	200
Si—2		僕らはごめんだ	光文社	〃	〃	209
WB	B・ウオード 西山昭譯	闘うヨーロッパ	讀賣新聞社	〃	〃	300

304 論文・講演集・隨筆・雜記

Hu	藤山愛一郎	社長ぐらし三十年	學風書院	1952	B6	266
Mo	毛澤東 鹿地亘譯	毛澤東の文藝講話	ハト書房	〃	〃	134
SB—1	ジョージ・バーナード・ショウ 藤本良造譯	資本主義、社會主義 フアシズム 共產主義 上卷	礎部書房	〃	〃	289

307 研究及び指導法

Ju	受驗新報編集部	時事用語解說	法學書院	1952	B6	152

310 政治

310 政治總記

Ro	蠟山政道	政治の話	寶文館	1950	B6	247

311 政治學・政治思想

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
A	淺田光輝	日本ファシズムの諸問題	岩崎書店	1949	B6	231
G	G・D・グンチ 堀豊彦譯	イギリス政治思想史 1	岩波書店	1952	〃	209
R	バートランド・ラッセル 江上照彦譯	權威と個人	社會思想研究會	1951	〃	227

312 政治史事情

Ha	長谷川了	最近日本政治外交史	三和書房	1952	A5	256
No—3	信夫清三郎	大正政治史 第三卷	河出書房	〃	〃	463
No—4		同 第四卷	同	〃	〃	327
Si—1	重光葵	昭和の動亂 上	中央公論社	〃	B6	307
Si—2		同 下	同	〃	〃	342

313 國家・政體

Ko—2	弘文堂編集部	近代國家論 第二部	弘文堂	1951	A5	242
Ni	蜷川新	天皇	光文社	1952	B6	219

314 議會・立法

AS	朝日新聞社	選擧大觀	朝日新聞社	1950	B6	74
IT	入江俊郎	國會と地方議會	學陽書房	1952	A5	236
MiT	美濃部達吉	議會・制度論	日本評論社	1948	〃	402
SaZ—1	參議院事務局	參議院要覽 (甲1)	參議院事務局	1952	A6	474
SaZ—2		同 (甲2)	同	〃	〃	577
SaZ—3	參議院事務局	帝國憲法改正審議錄 (戰爭放棄編)	新日本法規	〃	A5	680
Yo	吉岡惠一	改正公職選擧法詳解	學陽書房	〃	B6	236

315 政黨・政治結社

IS—1	板垣進助	この自由黨前編民衆なき政治	理論社	1952	B6	208
IS—2		同 後編祖國なき政治	同	〃	〃	250

316 政治運動・民族問題

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Ki—1	木下半治	日本國家主義運動史 上	岩崎書店	1952	B6	250
Ki—2		同 下	同	〃	〃	561

317 行政

E	ジョージ・W・エンゼル	日本の消防	日光書院	1950	B6	137
Hi	樋貝詮三	恩給法原論	巖松堂書店	1922	A5	549
HoH	法令普及會	立候補から當選まで	大藏省印刷局	1952	〃	192
HoS	堀込惣次郎	國家公務員災害補償法詳解	學陽書店	〃	〃	222
Mo	文部省	文部省例規類纂	帝國地方行政學會	1924	〃	1,152
MoG	文部行政學會	現行文部省例規總覽	日本法規出版社	1950	A5	407
SiT	進藤長次郎	事務處理の手びき	第一法規出版株式會社	〃	B6	453
Tu	土屋政三	請願および陳情の知識	同	1952	〃	254
YaK	彌富賢之	職階制と新人事行政	教育資料社	〃	〃	336

318 地方自治

Ji—2	自治日報編集部	地方自治法施行令	全國地方自治振興協會	1952	B6	135
MiO	三室光雄	道會議員		1951	〃	182
OI	折尾伊勢太	地方職員共濟組合 町村吏員恩給組合	港出版社	1950	〃	304
OK	小淵孝三	町村議會の會議の進め方	帝國地方行政學會	〃	〃	338
OS	奥野誠亮	地方税・財政制度の解説	時事通信社	1952	〃	365
Su—3	鈴木俊一	改正地方自治制度	學陽書房	〃	〃	333
TaS—2	田口弼一	會議原則の研究	近江書房	〃	〃	167
TaT	田中敏文	北海道行政の新方向	北海道弘報協會	1951	〃	157
TiT—3	地方自治廳 地方財政委員會事務局	地方行財政實例	地方財務協會	1952	A5	294
Ya	山本紘照	暴政を切る	朝日出版社	1948	B6	148

319 外交・國際問題

B	P・ベガン 鶴岡千仞譯	ヨーロッパのバルコニー	岩波書房	1952	B6	226
CH	E・H・カー 井上茂	危機の二十年	同	〃	〃	340
Ga—1	外務省	小村外交史 上巻	新聞月鑑社	1953	A5	459
Ga—2		同 下巻	同	〃	〃	533
H	ハワード・ハンドルマン	日本に吹く三つの風	讀賣新聞社	1952	B6	222
K	I・L・カンデル 箕輪三郎	ヒューマニズムと國際的理解	岩波書店	〃	〃	117

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
KaK	河上清	米ソ戰わば	日米通信社	1949	B6	256
KJ	ジャン・カタラ 工藤信	戰爭を製造する人々	三一書房	1952	B6	263
NiK—1	日本國際連合協會	國際連合大觀 上卷	國聯出版社	1950	A4	476
NiK—2		同 下卷	同	〃	〃	737
N	ネール 井上信一	自由と平和への道	社會思想研究會	1952	B6	186
Ni	日本太平洋問題調査會	アジアの民族主義	岩波書房	〃	A5	266
NiT	日米通信社	平和の象徴國連	日米通信社	〃	A4	
OT	大橋忠一	太平洋戰爭由來記	要書房	〃	B6	171
R	ランドルフ・ロバン 原田義人	さかさまの世界	筑摩書房	〃	〃	215
To	東郷茂德	時代の一面	改造社	〃	〃	360
Tu	土居明夫	米ソ戰と日本	黃土社書店	〃	〃	330
Ya	山本紘照	千島・色丹・齒舞の歸屬問題	第一法規	1951	〃	137

320 法律

320 法津總記

KaM	戒能通孝	法律講話	日本評論新社	1952	B6	414
Sa—2	佐藤達夫	法令用語辭典(追補)	學陽書房	〃	〃	295
Wa—5	我妻榮	新法律學辭典	有斐閣	〃	A5	1,194
Ya—5	八木胖	新判例大系 公法篇(2)	新日本法規株式會社	〃	〃	
Ya—6		同 公法篇(3)	同	〃	〃	
Ya—7		同 刑事法篇(3)	同	〃	〃	

323 憲法・行政法

M	B・ミルキヌゲツエヴイチ 宮澤俊義譯	國際憲法	岩波書店	1952	B6	300
Ro	蠟山政道	新憲法附屬法講座 第一卷	政治教育協會	1948	A5	286
Sa—2	佐々木惣一	改訂日本國憲法論	有斐閣	1952	〃	546

324 民法・私法

Wa—5	我妻榮	親族法・相續法	日本評論新社	1952	B6	764

325 商　　法

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
MaE	牧野英一	財産法の革新	勁草書房	1950	A 5	282

326 刑　　法

IM	岩田元彦	破壞活動防止法 逐條解說と總批判	日本評論新社	1952	A 5	238
Ki—3	木村龜二	新憲法と刑事法	法文社	1950	〃	315
Ku	熊倉武	近代刑法思想の發展	彰考書院	1952	B 6	349
Ma—5	牧野英一	刑法各論上卷	有斐閣	1950	A 5	331
Ma—6		同　下卷	同	1951	〃	511
O—2	小野清一郎	新訂刑法講義各論	同	〃	〃	321
Se	關元	破壞活動防止法の解釋	學陽書房	1952	〃	221

327 司法制度・訴訟手續法

KoH—1	公文社編集部	新體書式全書 民事篇	公文社	1952	A 5	524
KoH—2		同　民事訴訟篇	同	〃	〃	598
KoH—3		同　刑事訴訟篇	同	〃	〃	254
Sa	最高裁判所事務局刑事部	新刑事訴訟法 刑事訴訟規則 舊刑事訴訟法 對照條文	法曹社	1949	〃	380

329 國　際　法

Ma	毎日新聞社	東京裁判判決	毎日新聞社	1949	B 5	316
P	R・B・パール 田中正明譯	日本無罪論	太平洋出版社	1952	B 6	275
TaM—1	瀧川政治郎	東京裁判をさばく 上	東和社	〃	〃	261
YaM—1	山田三良	平和條約の綜合研究 上卷	有斐閣	〃	A 5	253
YaM—2		同　下卷	同	〃	〃	378
Yo	横田喜三郎	國際法	同	〃	B 6	322
Zi	時事通信社	ニユールンベルグ裁判記錄	時事通信社	1947	〃	315

330 經　　濟

330 經　濟　總　記

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Ke	經濟安定本部	昭和27年度 經濟白書	東洋書館	1952	A 5	249

331 經濟學・經濟思想

H—2	J・R・ヒツクス 安井琢磨譯	價値と資本 II	岩波書店	1951	B 6	512
KL	L・R・クライン 篠原三代平譯	ケインズ革命	有斐閣	1952	A 5	278
SJ—2	シユムペーター 中山伊知郎譯	十大經濟學者	日本評論新社	〃	〃	430

332 經濟史事情

Go	五島茂	イギリス産業革命社會史研究	日本評論社	1949	A 5	430
To	豊田四郎	日本資本主義發達史	勞働文化社	1950	B 6	200

333 經濟政策・經濟體制

KeK	經濟再建研究會	ポーレーからダレスへ	ダイヤモンド社	1952	B 6	329
KiM	木村禧八郎	再出發の日本經濟	同	〃	〃	336
KoT	高良とみ	國際經濟會議	三笠書房	〃	〃	176

340 財　　政

340 財　政　總　記

To	東洋經濟新報社	日本財政讀本	東洋經濟新報社	1951	A 5	257

343 財政政策・財政行政

記號	編著者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
IH	池田勇人	均衡財政	實業之日本社	1952	B6	308
IT	石橋湛山	石橋財政	東洋經濟新報社	〃	〃	82

349 地方財政

HoZ	北海道税務協會	地方税法規則篇	北海道税務協會	1952	A5	372

350 統計

TaE	玉手英三	統計圖表 —畫き方の實際—	統計の友社	1952	A5	106

360 社會

362 社會史・社會組織

Mi	水田洋	近代社會觀の解明	理論社	1952	B6	334

363 社會思想・社會主義

IN	飯野紀元	ニーバーの社會主義	理想社	1952	B6	230
L—2	レーニン 村井繁譯	流れに抗して	彰考書院	〃	〃	525

364 社會政策

Ki—2	岸本英太郎	社會政策論	有斐閣	1952	B6	534

365 生活問題

O	落合豊吉	住宅金融早わかり	金融通信社	1950	B6	136

366 勞働問題

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
CH	G・D・Hコール 林 健太郎 譯	イギリス勞働運動史	岩波書店	1952	B 6	229
Ho	法令普及會	改正勞働法の解説	大藏省印刷局	〃	〃	80
RoS—2	勞働省	資料 勞働運動史 昭和20-21年	勞働行政研究所	1951	B 5	1,010
RoS—3		昭和 22 年	同	1952	〃	1,058
RoS—4		昭和 23 年	同	〃	〃	1,237
RoS—5		昭和 24 年	同	〃	〃	1,199
RoS—6		昭和 25 年	同	〃	〃	1,148
RoS—7		昭和 26 年	同	〃	〃	1,684

367 婦人問題・性問題

Ho	堀 秀彦	女性の世界	要書房	1952	B 6	194
I	井上 清	日本女性史	三一書房	1950	〃	356

369 社會病理・社會事業

O	大塚 讜	遺族援護のしるべ	社會保障研究所	1952	B 6	224
Sha	社會保障研究所	戰傷病者戰歿者遺族等援護法規集	同	〃	〃	340

370 教育

370 教育

US	上原專祿	日本人の創造	東洋書館	1952	B 6	293

373 教育政策・教育制度

Ki	北岡健二	教育委員會法逐條解説	學陽書房	1952	A 5	298
	文部省大臣官房總務課 北海道教育委員會編	北海道教育法令集（加除式）	第一法規			
MoD—1		㈠ 第一編～第三編				
MoD—2		㈡ 第四編～第十編				
MoD—3		㈢ 地方編				
MoD—4		㈣ 教育關係例規集				

379 社會教育・家庭教育

記號	編著者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Su	鈴木健次郎	公民館運營の理論と實際	印刷廳	1951	B 6	279

380 民俗・風俗習慣

Ni	日本人類學會	日本民族	岩波書店	1952	B 6	193
U	受田新吉	日本の新しい祝日	自由社	1949	〃	218

390 國防・軍事

C—12	ウインストン・チャーチル 毎日新聞社譯	第二次大戰回顧錄 12	毎日新聞社	1952	B 6	381
C—13		同 13	同	〃	〃	361
C—14		同 14	同	〃	〃	370
CP	P・クロステルマン 大月榮一譯	空戰	日本出版協同株式會社	〃	〃	214
GA	A・ギヨーム 高山洋吉譯	赤軍 —その勝利と實力—	黃土社	〃	〃	318
HaT	萩原徹	大戰の解剖	讀賣新聞社	1950	〃	390
Ki	北島宗人	原爆の長崎記錄寫眞	第一出版社	1952	B 5	
Ku	草鹿龍之介	聯合艦隊	毎日新聞社	〃	B 6	355
Ma	松村秀逸	大本營發表	日本週報社	〃	〃	287
Mi	南陽介	第三次世界大戰	太平洋出版社	〃	〃	325
OK	岡倉古志郎	日本再軍備	月曜書房	〃	〃	253
S—1	ロバート・シヤーロツト編 中野五郎譯	寫眞記錄 太平洋戰爭史 上	光文社	〃	A 4	104
S—2		同 下	同	〃	〃	142
SaT	佐藤太郎	戰艦武藏	再建社	〃	B 6	254
Ti—1	千藤三千造	造艦技術の全貌	興洋社	〃	〃	294
Ti—2		機密兵器の全貌	同	〃	〃	351
To	富永謙吾	大本營發表 海軍篇	青潮社	〃	〃	450
U	梅野彪	原爆第一號 ヒロシマの寫眞記錄	朝日出版社	〃	B 5	144
V	ウオロシーロフ 松島有司譯	スターリン作戰論	彰考書院	1952	B 6	251
Yo	横井俊幸	日本の機密室	鹿鳴社	1951	〃	212

400 自然科學

410 數學

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Na	南保・賀	計算表と其應用	理工圖書株式會社	1950	B 6	206

420 物理學

Sa	瑳峨根遼吉	原子爆彈の話	講談社	1949	B 6	291

440 天文學

Su	鈴木敬信	暦と迷信	恒星社	1952	B 6	195

450 地質・地理・地球物理學

C	R・L・カーソン 日高孝次譯	海 —その科學とロマンス—	文藝春秋新社	1952	B 6	284
I	今村明恒	地震の國	同	1949	〃	271

460 生物學・博物學

B	レスターF・ベツク 山室民子譯	人間の成長	鱒書房	1952	B 6	149
D—1	C・ダーウイン 堀伸夫譯	種の起原 上卷	グラルテ社	〃	〃	348
D—2		同 下卷	同	〃	〃	447

490 醫學

M	H・W・ミラー 福音社編集部	健康への道	福音社	1952	B 6	193

600 産　　業

610 農　　業

611 農業經濟

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Hu	福武直	日本農村の社會的性格	東京大學出版會	1952	A5	298
KaR	加藤令造	當面する農家の諸問題	日本農村研究會	1949	B6	182

612 農業史・事情

O	大和田啓氣	アメリカ農村記	農民社	1950	B6	246

613 農村理化學

Ma	松田毅	有機農法	北海道農政研究會	1953	B6	267

650 林　　業

Tu	津村昌一	北海道林業發展史	北海道造林振興協會	1953	B6	172

670 商　　業

670 商業總記

Sa	佐藤弘	體系商品辭典	東洋經濟新報社	1952	A5	1,070

676 取引所・投資

Ni	日本經濟新聞社	株式商品市場用語辭典	日本經濟新聞社	1950	B6	474

678 貿　　易

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
KoT	小室恒夫	改正輸出入の新方式	商工會館	1951	A5	434
ToG—2	東京銀行調査部	最新貿易爲替辭典	丸善出版株式會社	1952	A6	769
TuS—1	通商産業省通商局	最近の世界市場	商工會館	1951	B6	429
TuS—2		最新貿易の實務	同	1952	A5	390

679 會　計・簿　記

〔現代會計實務講座〕

Syu—1	春秋社編集部	第1卷 財務諸表	春秋社	1952	A5	241
Syu—2		第2卷 簿記	同	〃	〃	251
Syu—3		第3卷 原價計算	同	1951	〃	227
Syu—4		第4卷 會計監査	同	〃	〃	196
Syu—6		第6卷 豫算統計	同	1952	〃	228
Syu—7		第7卷 稅務會計	同	1951	〃	192
Syu—8		第8卷 企業會計法規	同	〃	〃	188
Syu—9		別卷Ⅰ 財務諸表簿記の實務演習	同	〃	〃	234
Syu—10		〃 Ⅱ 管理會計の實務演習	同	〃	〃	196
Syu—11		〃 Ⅲ 會計監査の實務演習	同	1952	〃	190
Syu—12		〃 Ⅳ 稅務會計の實務演習	同	〃	〃	129
Syu—13		〃 Ⅴ 會計數理の實務演習	同	〃	〃	145

680 交　　通

K	F・M・クレムル 警察大學校譯	交通事故捜査必携	コスモポリタン社	1950	B6	324
Sa—1	佐波宣平	交通概論	有斐閣	1948	A5	189
Sa—2		海運理論體系	同	1949	〃	316
Yo	好井宏海	鐵道	ダイヤモンド社	1950	B6	344

800 語　　學

800 語　學　總　記

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
Da	大日本雄辯會講談社	式辭挨拶演說集	大日本雄辯會講談社	1952	B 6	596
Si	鹽見惠峯	新しい式辭演說集	瑞穗出版株式會社	〃	〃	245

810 日　本　語

Mo	文部省	國語の書き表わし方	統計出版株式會社	1950	B 6	158
Shu	衆議院記錄部	國會のことば　第一集	日本速記協會	1952	A 5	390

900 文　　學

908 叢　書・全　集

記號	編著者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
		〔世界文學全集〕				
A	アンデルセン 大畑末吉譯	自傳外	河出書房	1950	B6	387
B—1	バルザック 水野亮譯	絶對の探求外	同	1952	〃	375
B—2		從妹ベット	同	1950	〃	456
BC	シャロット・ブロンテ 十一谷義三郎譯	ジェイン・エア	同	1951	〃	495
BE	エミリー・ブロンテ 三宅幾太郎譯	嵐ケ丘	同	1952	〃	381
D—1	デイケンズ 猪俣禮二譯	デイヴイド・カツパーフイルド 上卷	同	〃	〃	416
D—2		同 下卷	同	〃	〃	441
DA	アルフオンス・ドーデー 武林無想庵譯	愛の妖精外	同	〃	〃	514
DM	ドストエーフスキイ 米川正夫譯	罪と罰	同	〃	〃	531
E	ジョージ・エリオツト 工藤好美譯	フロス河畔の水車場	同	〃	〃	578
F	フローベール 鈴木信太郎譯	ボヴアリー夫人	同	〃	〃	370
FD	デユマ・フイス 吉村正一郎譯	椿姫外	同	〃	〃	349
G	ゴーゴリ 平井肇譯	鼻外	同	〃	〃	384
GA	ゲーテ 高橋・健二譯	フアースト（第二部）	同	1950	〃	412
H	ハイネ 舟木重信譯	歌の木外	同	〃	〃	402
HN	ホーソン 福原麟太郎譯	緋文字外	同	〃	〃	463
MG—1	モーパツサン 杉捷夫譯	女の一生外	同	1951	〃	354
MG—2	モーパツサン 田邊貞之助譯	ピエルとジアン外	同	〃	〃	247
MP	メリメ 杉捷夫譯	コロンバ外	同	1950	〃	388
N	ノーグーリス 小牧健夫譯	青い花外	同	1951	〃	367
NS	シユトルム 關泰祐譯	みずうみ外	同	1952	〃	345
P	エドガー・アラン・ポオ 中野好夫譯	黒猫外	同	〃	〃	359
PS	プウシキン 中山省三郎譯	オネエギン外	同	1951	〃	357
S	ステイヴンスン 中野好夫譯	寶島外	同	〃	〃	508
SE	シラー 新關良三譯	群盜外	同	〃	〃	328
ST	スタンダール 桑原武夫譯	赤と黒	同	1952	〃	496
SW	スコツト 日高只一譯	アイヴアンホウ	同	1951	〃	417
T	ツルゲーネフ 神西清譯	はつ戀外	同	1952	〃	348
TN—2	トルストイ 中村白葉譯	復活	同	〃	〃	477

記號	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
TW—2	サツカレ 三宅幾三郎譯	虚榮の市 下卷	河出書房	1950	B6	353
W	オスカー・ワイルド 杉捷夫譯	ドリアングレイの畫像	同	1952	〃	517
Z	エミール・ゾラ 武村無想庵譯	ナ ナ	同	1951	〃	358

910 日本文學

910 日本文學總記

Ma	馬屋原成男	日本文藝發禁史	創元社	1952	A5	343

911 詩歌

〔日本現代詩大系〕

HiK—1	日夏耿之介外	創成期	河出書房	1951	B6	481
HiK—2		浪漫期 上	同	1952	〃	520
HiK—3		同 下	同	1951	〃	517
HiK—4		近代詩 (一)	同	1952	〃	482
HiK—5		同 (二)	同	〃	〃	402
HiK—6		同 (三)	同	1951	〃	547
HiK—7		同 (四)	同	〃	〃	425
HiK—8		昭和期 (一)	同	1952	〃	525
HiK—9		同 (二)	同	〃	〃	484
HiK—10		同 (三)	同	〃	〃	361
Su	巣鴨歌集編集委員會	歌集巣鴨	巣鴨歌集編集委員會	〃	B5	188

913 小說・物語

Da—2	檀一雄	續・石川五右衛門	新潮社	1952	B6	251
Ge—2	源氏鶏太	一等サラリーマン	要書房	〃	〃	211
Ge—3		合本三等重役	毎日新聞社	1952	B6	379
IB—2	井伏鱒二	現代日本小說大系 別冊第二卷	河出書房	1950	〃	362
IE—1	入江德郎	泣虫記者	鱒書房	1952	〃	204
IE—2		續泣虫記者	同	〃	〃	208
KaM—2	川口松太郎	風流悟道軒	桃源社	〃	〃	336
KiK	北村小松	東京のお嬢さん	東成社	〃	〃	236
MiH	三角寛	山窩は生きてゐる	四季社	〃	〃	294
MiT	宮崎清隆	憲兵	富士書房	〃	〃	295

記條	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
NaN	中野實	この年初戀あり	東成社	〃	〃	256
NaY	中山正男	馬喰一代	東京書房	〃	〃	220
No	野間宏	眞空地帶	河出書房	〃	〃	430
OS—5	尾崎士郎	新說眞田幸村	北辰堂	〃	〃	230
SaK	佐々木邦	佐々木邦傑作選集	大平洋出版社	〃	〃	423
Se	瀬津茂和	3弗夫婦	東成社	〃	〃	239
Si—3	獅子文六	嵐というらむ	主婦之友社	〃	〃	498
SiK—1	子母澤寛	勝海舟第一卷	創元社	〃	〃	258
SiR	椎名麟三	現代日本小說大系 別冊第三卷	河出書房	1951	〃	291
Ta—5	谷崎潤一郎	源氏物語第4卷	中央公論社	1952	A5	179
TaM	立野信之	叛亂	六興出版社	1953	B6	377
TaT	高田保	我輩も猫である	要書房	1952	〃	194
ToT—1	富田常雄	辨慶(一) 玉蟲の卷	大日本雄辯會講談社	〃	〃	348
TaT—2		同 (二) 旅路の卷	同	〃	〃	364
ToT—3		同 (三) 源氏揃の卷	同	〃	〃	332
YaS	山室靜	人魚姫	能樂書林	1949	〃	206

914 隨筆・小品・評論

O	大宅壯一	蛙のこえ	鱒書房	1952	B6	175
Ta—3	高田保	第3ぶらりひようたん	創元社	〃	〃	231
Ta—4		人情馬鹿	同	〃	〃	279
AJ	阿部次郎	合本三太郎の日記	角川書店	〃	〃	440
Ho—1	細川護貞	情報天皇に達せず 上卷	磯部書房	1953	〃	249
Ho—2		同 下卷	同	〃	〃	471
MaS	丸山靜雄	失われたる記錄	後樂書房	1950	〃	314

918 全集・選集

〔林芙美子全集〕

Ha—3	林芙美子	女性神髓・女の日記	新潮社	1952	B6	257
Ha—4		筆がき・暗い花	同	〃	〃	238
Ha—5		ボルネオダイヤ・あひびき	同	〃	〃	241
Ha—6		茶色の眼	同	〃	〃	227
Ha—7			同	〃	〃	237
Ku—2	倉田百三	倉田百三作品集 第六卷	創藝社	〃	〃	170
Si—2	獅子文六	獅子文六作品集 第二卷	文藝春秋社	〃	〃	359
Si—4		同 第四卷	同	〃	〃	328
Si—5		同 第五卷	同	〃	〃	378

920 中國文學

記條	著編者氏名	書名	發行所	發行年	判	頁數
CHo	張赫宙	嗚呼朝鮮	新潮社	1952	B6	285
Yo	吉川幸次郎	新唐詩選	岩波書店	〃	〃	233

930 英米文學

CE	アースキン・コールドウエル 龍口直太郎譯	神の小さな土地	三笠書房	1952	B6	221
FH	ハワード・フアースト 山田敦譯	アメリカ人	青銅社	〃	〃	318
GM—1	マーク・ゲイン 井村威夫譯	ニツポン日記上	筑摩書房	1951	B6	212
GM—2		同 下	同	〃	〃	245

950 フランス文學

DA	アルフオンス・ドーデン 河合享譯	ナバブ 下	世界文學社	1949	B6	407

980 ロシヤ文學
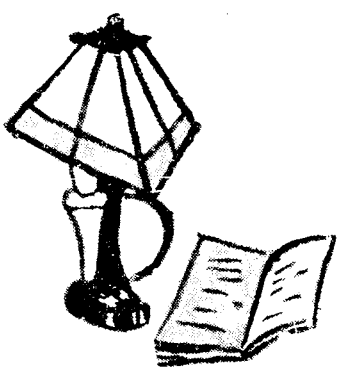
C	ロマン・キム 高木秀人譯	切腹した參謀達は生きている	五月書房	1952	B6	228
KA	アレグセイ・コージン 高木秀人譯	あゝ朝鮮	同	1951	〃	286
T	トルストイ 中村白葉譯	人にはどれほどの土地が必要か	福村書店	1950	〃	271